

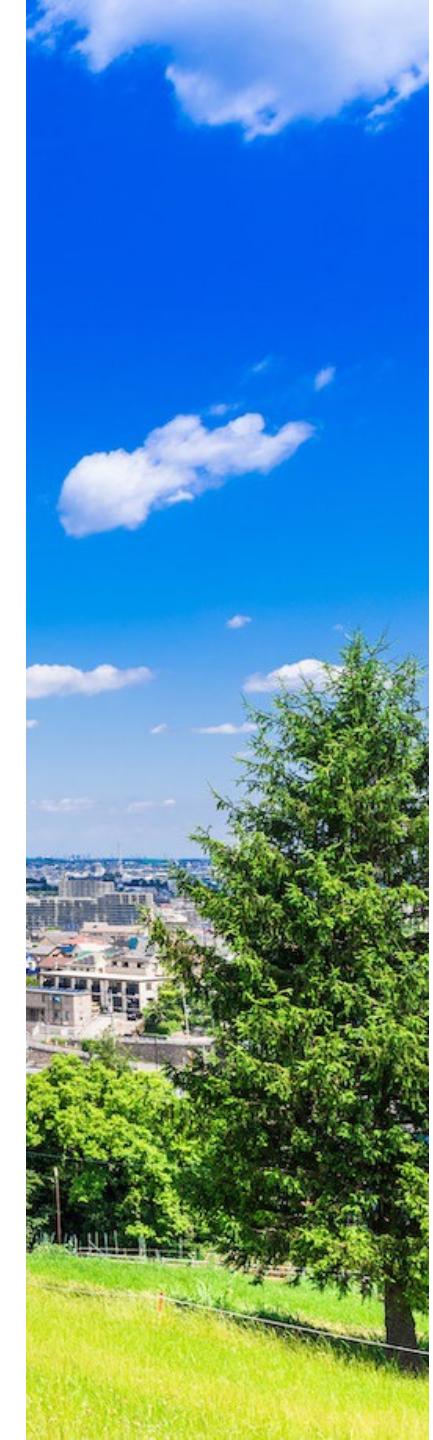
# 令和6年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査

## 調査結果報告書 概要版

---

株式会社野村総合研究所

2025年3月



## 令和6年度施行状況調査結果報告書（概要版）

# 令和6年度施行状況調査結果報告書（概要版）目次

### 第1章 調査の概要

1. 調査対象・回答状況
2. 概要版の位置づけ
3. 分析結果についての留意点

### 第2章 施行状況調査結果の概要

#### 調査結果サマリ

##### 1. 事務事業に関する事項

- (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況
  - ①令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
  - ②事務事業編の策定・改定の障壁・課題
- (2) 事務事業に係る温室効果ガス排出量
- (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況\*
  - ①政府実行計画に準じた目標設定
  - ②太陽光発電の最大限の導入
  - ③建築物における省エネルギー対策の徹底
  - ④電動車の導入
  - ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進
- (4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

\*設問構成の関係上、目次項目の順序とスライドの順序が、必ずしも整合しない部分がある。

## 令和6年度施行状況調査結果報告書（概要版）

# 令和6年度施行状況調査結果報告書（概要版）目次

## 第2章 施行状況調査結果の概要

### 2. 区域施策に関する事項

#### （1）実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

- ①令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
- ②区域施策編の公表状況
- ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

#### （2）実行計画（区域施策編）における再エネ導入に係る目標設定状況

#### （3）実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組み

#### （4）区域における脱炭素化に向けた取組状況

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

#### （5）実行計画（区域施策編）の点検実施状況

- ①区域施策編の点検実施状況
- ②区域施策編の進捗評価結果の公表状況
- ③区域施策編の推進過程における課題

#### （6）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- ①都道府県基準の策定状況
- ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題
- ③市区町村が促進区域を設定するための取組支援
- ④市区町村における検討状況
- ⑤設定に係る障壁・課題
- ⑥設定に向けた検討体制

## 令和6年度施行状況調査結果報告書（概要版）

# 令和6年度施行状況調査結果報告書（概要版）目次

## 第2章 施行状況調査結果の概要

### 3. その他地球温暖化対策に関する事項

- (1) 「再生可能エネルギー利用の規制」に向けた条例制定状況
- (2) 地域気候変動適応計画策定状況
- (3) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

## 第1章 調査の概要

---

## 第1章 調査の概要

### 1. 調査対象・回答状況

#### ■ 調査対象

- 都道府県及び市区町村1,788団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,512団体の合計3,300団体\*を調査の対象とした。

#### ■ 回答状況

- 今年度調査では、調査対象3,300団体のうち3,195団体（回答率96.8%）から回答を得た。都道府県及び市区町村については全1,788団体中1,743団体から回答を得た。うち、LAPSSによる回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は20団体（電子メール：19団体、郵送：1団体）であった。

	対象団体数	回答団体数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	176	174	98.9%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	478	99.0%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	453	443	97.8%
人口1万人未満の市区町村	524	496	94.7%
地方公共団体の組合	1,512	1,452	96.0%
<b>計</b>	<b>3,300</b>	<b>3,195</b>	<b>96.8%</b>

\*令和5年度調査実施時点と比較し、地方公共団体の組合数が4団体増加

## 第1章 調査の概要

## 2. 概要版の位置づけ

- **報告書（概要版）**では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。
- **報告書（本編）**では、「令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理している。設問別の集計・分析結果詳細については報告書（本編）を参照されたい。
- なお、本報告書中では以下の略称を用いる。

## 報告書内で用いる略称

用語	略称
地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査	施行状況調査 ※年度間で回答を比較する際には「令和●年度調査」と表記。
地方公共団体実行計画（事務事業編）	事務事業編
地方公共団体実行計画（区域施策編）	区域施策編
市区町村による促進区域の設定に関する都道府県基準	都道府県基準
地域脱炭素化促進事業の対象となる区域	促進区域
再生可能エネルギー	再エネ

## 第1章 調査の概要

## 3. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和6年1月1日現在）を参照した。
- 地域区分は環境省地方環境事務所の管轄地域に基づき設定。（福島地方環境事務所が管轄する福島県は東北地方に包含。）

## 環境省地方環境事務所管轄地域区分

区分	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県
中国・四国	岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 第2章 施行状況調査結果の概要

---

## 調査結果サマリ

## 地方公共団体実行計画制度の施行状況

## ■ 事務事業編

- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。その他市区町村は94.0%、地方公共団体の組合は43.3%が策定済。

## ■ 区域施策編

- 策定義務のある団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）は全て策定。策定義務のない団体も含む地方公共団体全体の策定率は52.6%。

## 令和6年10月1日現在の地方公共団体実行計画制度の施行状況

団体区分	対象団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	176	176	100.0%	156	88.6%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	482	99.8%	317	65.6%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	452	434	96.0%	165	36.5%
人口1万人未満の市区町村	525	446	85.0%	151	28.8%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,538	94.0%	789	48.2%
<b>計（都道府県+市区町村）</b>	<b>1,788</b>	<b>1,690</b>	<b>94.5%</b>	<b>941</b>	<b>52.6%</b>
地方公共団体の組合	1,509	654	43.3%		
<b>計</b>	<b>3,297</b>	<b>2,344</b>	<b>71.1%</b>		

\*令和6年度調査で回答の無かった団体については、令和5年度調査における回答結果を元に集計。本調査の対象団体数は3,300団体であるが、令和5年度調査・令和6年度調査いずれにおいてもQ1-1(1)の回答がなかった場合は、無回答として扱っているため、本設問の回答団体数は3,297団体となっている。

1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

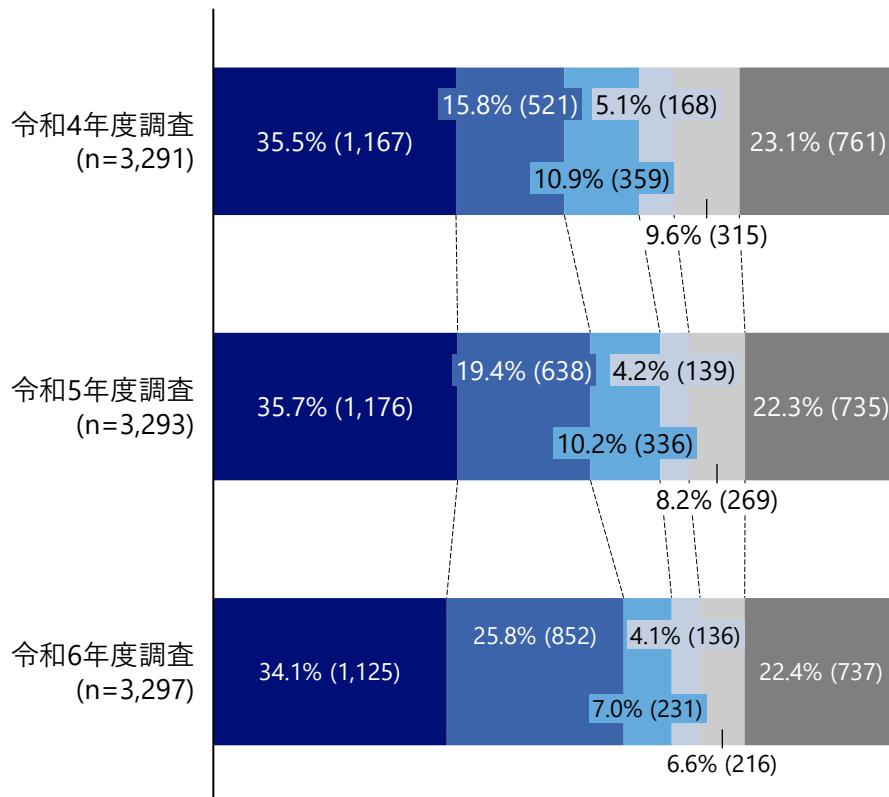
3. その他地球温暖化対策に関する事項

## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

## 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況【Q1-1(1)】

■ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は令和5年度調査での2,289団体から2,344団体に増加（+55団体）。

## 令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【経年比較】



■ 現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある

■ 現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない

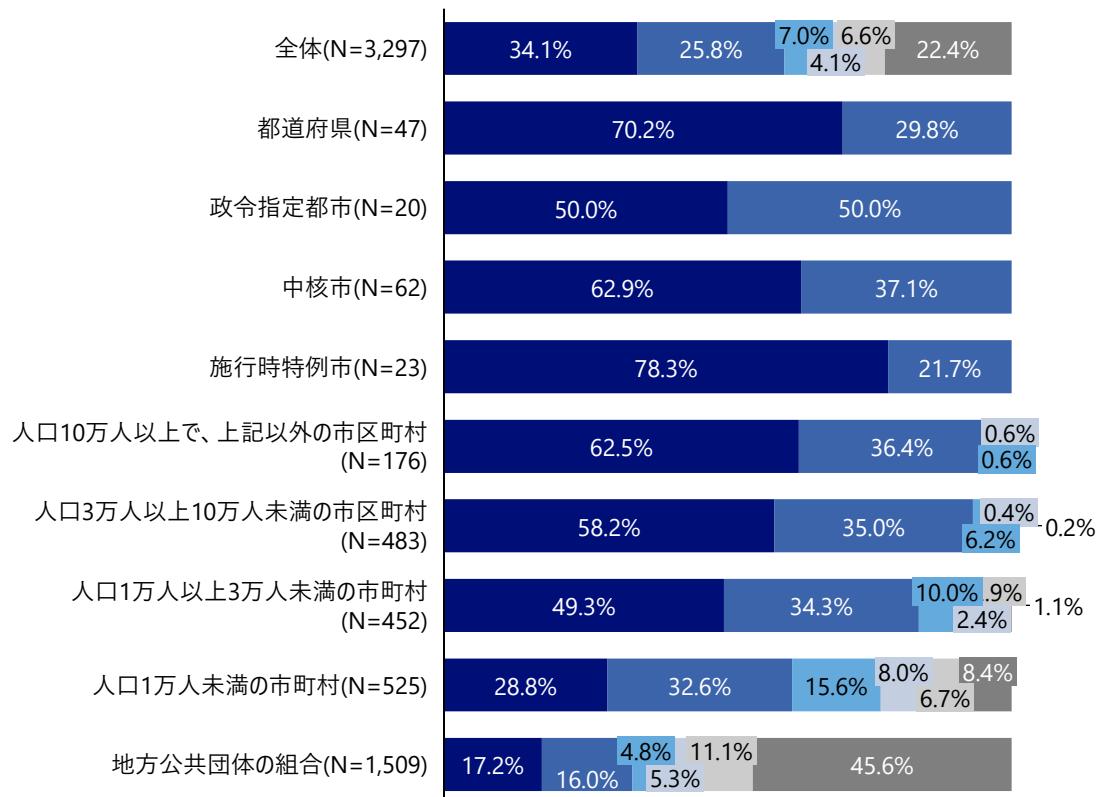
■ 既に計画期間を経過しており、2024年10月1日以降に改定する予定がある

■ 既に計画期間を経過しているが、2024年10月1日以降に改定する予定はない

■ 過去に一度も策定したことがないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある

■ 過去に一度も策定したことがなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない

## 令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【団体区分別】

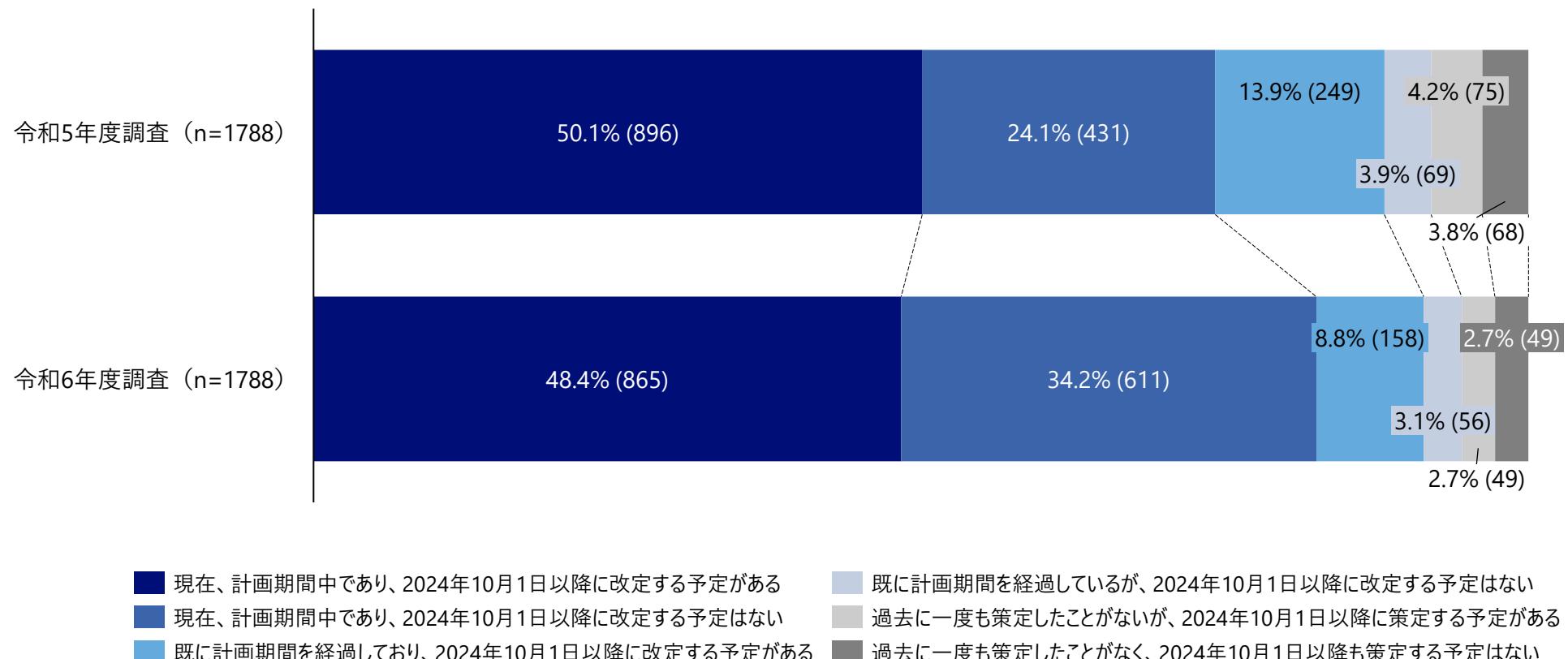


## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

## 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況【Q1-1(1)】

- 都道府県・市区町村のみでみると、実行計画（事務事業編）策定済団体数は令和5年度調査での1,645団体から1,690団体に増加（+45団体）。

## 令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況(都道府県・市区町村のみ)

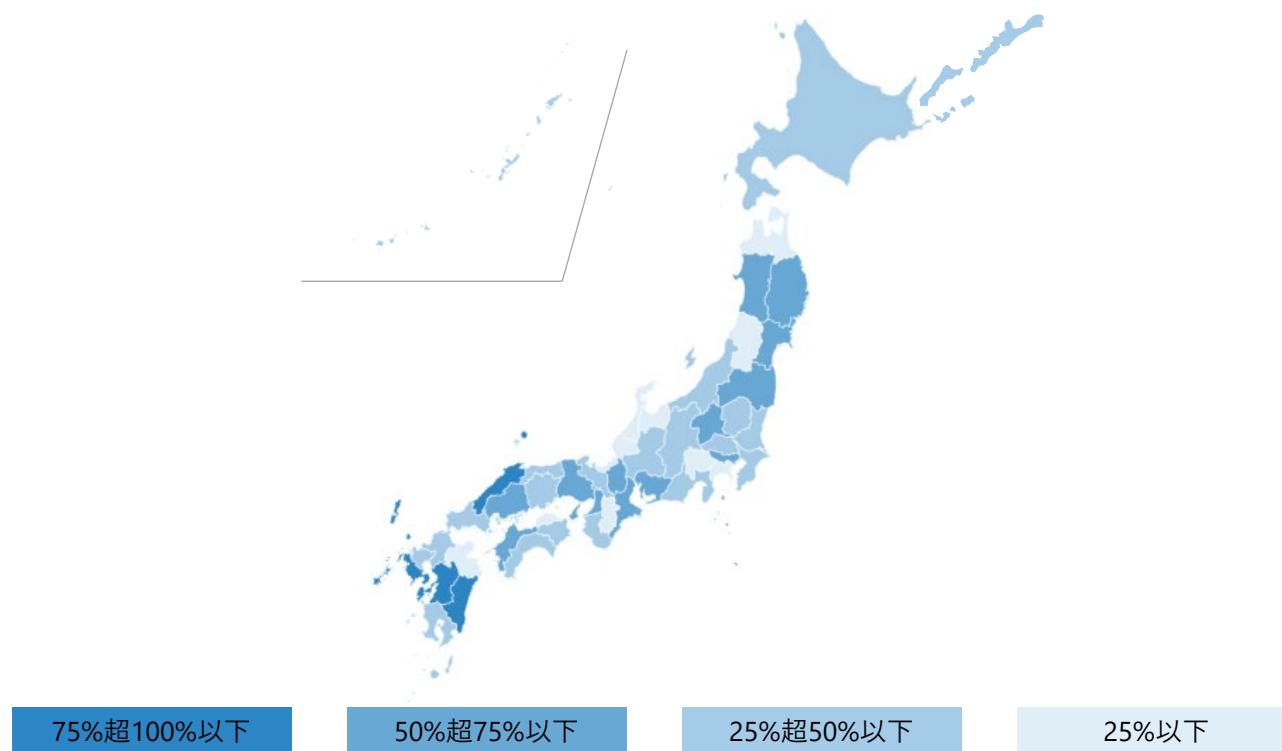


## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

### 組合の事務事業編策定状況（都道府県別）【Q1-1(1)】

- 組合の事務事業編策定率が75%以上に達しているのは、島根県・長崎県・宮崎県・熊本県の4県。
- 一方で、10県では策定率が25%以下に留まっている。

### 組合の事務事業編策定状況（都道府県別）

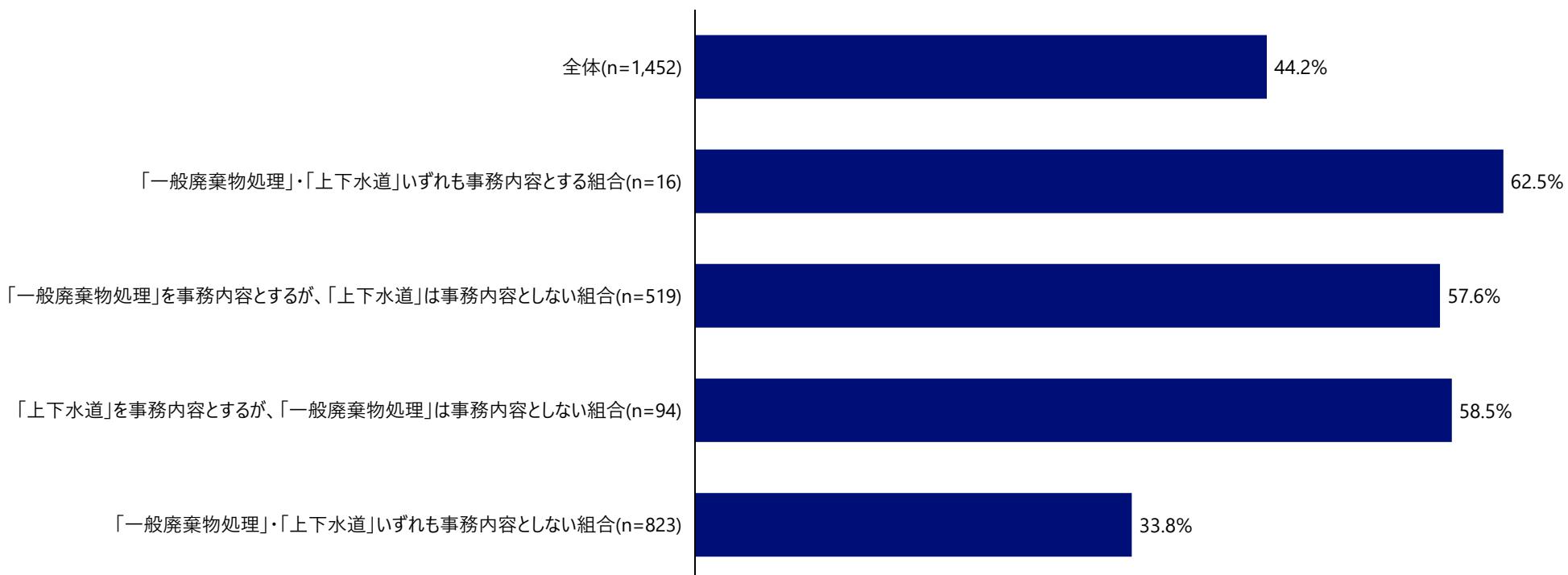


## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和6年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

## 組合の事務事業編策定状況（事務内容別）【Q1-1(1)】

- 組合の事務内容のうち、温室効果ガス排出量が多いと想定される「一般廃棄物処理」・「上下水道」の両方又はいずれかを事務内容としている組合における事務事業編策定状況を見ると、両事業を事務内容としている組合の策定率は62.5%であり、いずれかを事務内容としている組合では57.7%であった。
- 組合全体の策定率が44.2%であったのに対して、「一般廃棄物処理」・「上下水道」を事務内容に含む団体の策定率は高いと言える。

## 組合の事務事業編策定状況（事務内容別）



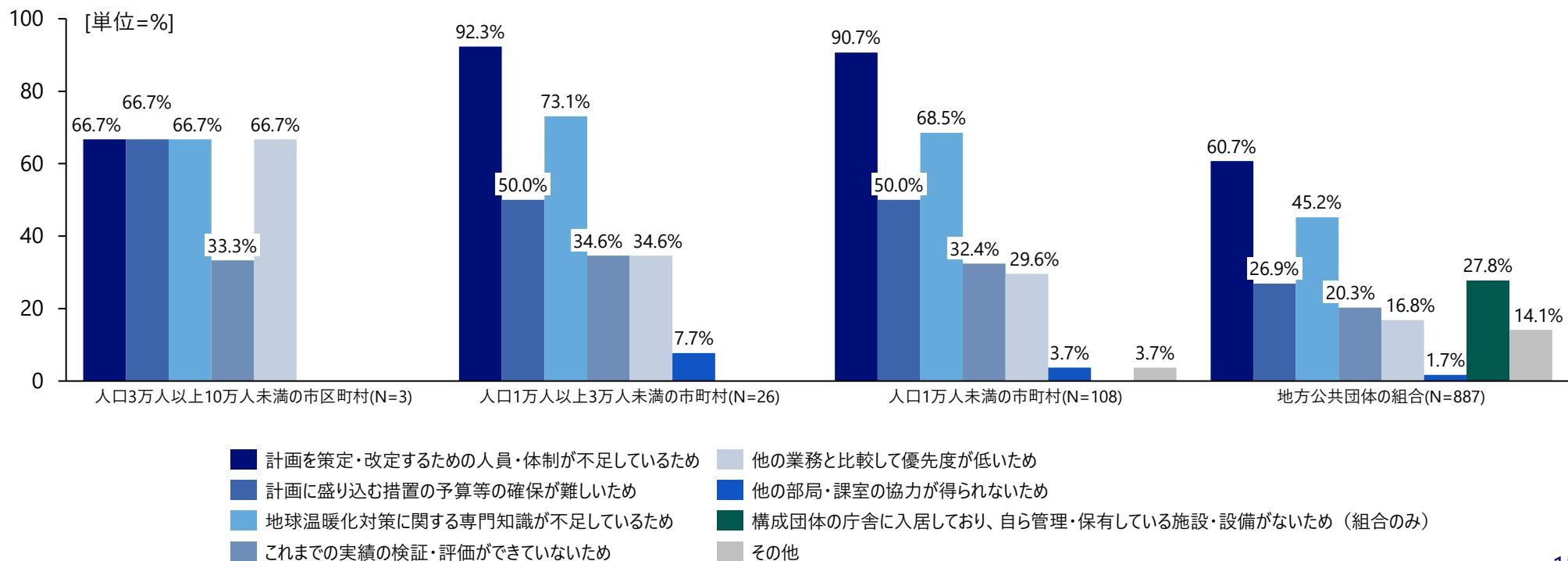
## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ②事務事業編の策定・改定の障壁・課題

## 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎても未策定・未改定の理由 【Q1-1(3)】

■ 未策定・未改定団体における主な課題は人員不足、地球温暖化対策に関する専門知識の不足となっており、これらに係る支援ニーズも高い。

- 人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定される。雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。
- 「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）」については、構成団体等との共同策定の形が推奨される

## 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎても未策定・未改定の理由【団体区分別】（複数選択可）



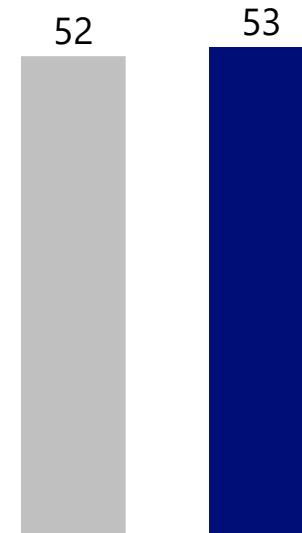
## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ②事務事業編の策定・改定の障壁・課題

## 実行計画（事務事業編）の共同策定の策定状況 【Q1-1(4)】

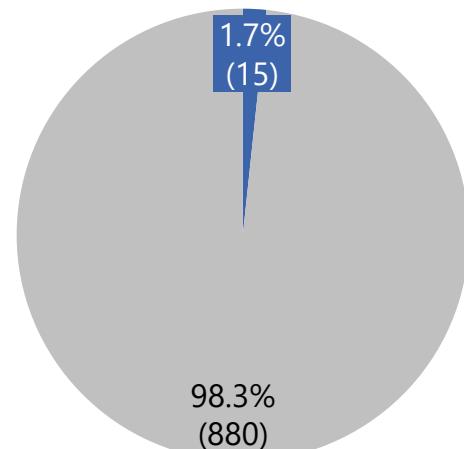
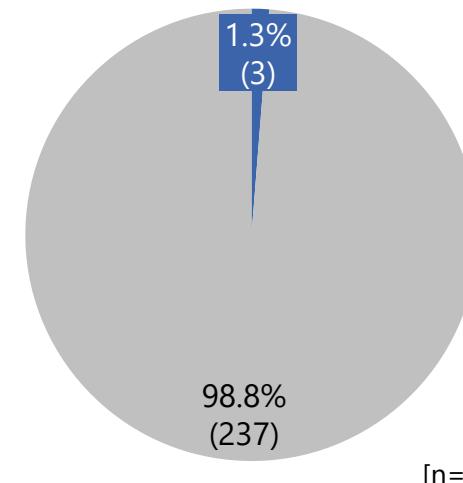
- 実行計画（事務事業編）を共同で策定済の団体は53団体で、令和4年度調査結果の43団体と比較して10団体増加。
- また、事務事業編未策定団体のうち、共同策定予定の団体は1.7%（15団体）。
  - そのうち、施設を持たない組合は3団体であり、事務事業編未策定かつ施設を持たない組合の1.3%が「共同して計画を策定予定」と回答。

事務事業編の共同策定団体数（累積）

[単位：団体]



+23.3%

事務事業編未策定団体における  
共同策定予定未策定かつ施設を持たない組合における  
共同策定状況

令和4年度調査 令和5年度調査 令和6年度調査

■ 共同して計画を策定予定  
■ 共同策定の予定はない

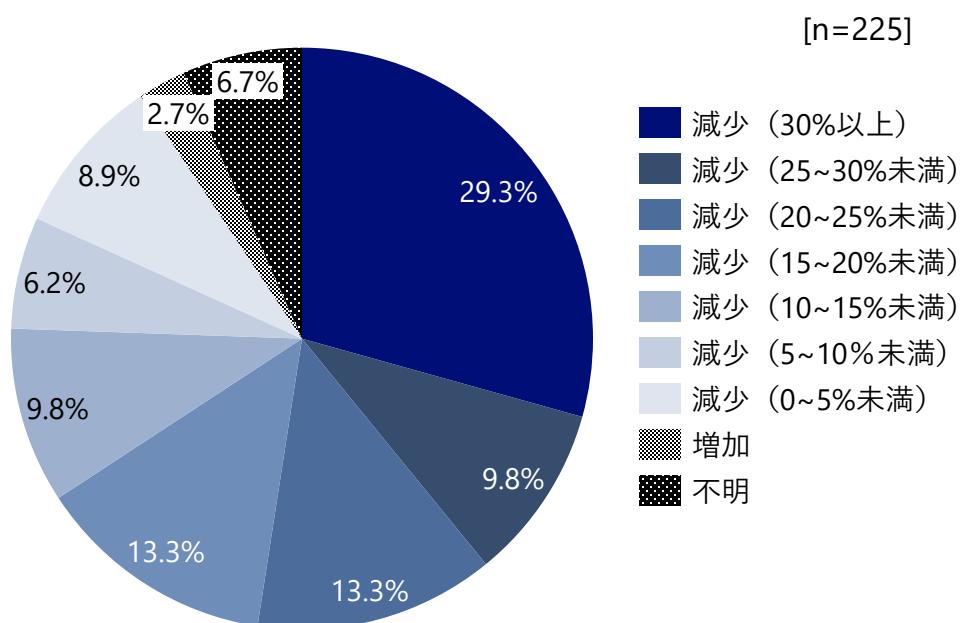
■ 共同して計画を策定予定  
■ 共同策定の予定はない

## (2) 事務事業に係る温室効果ガス排出量

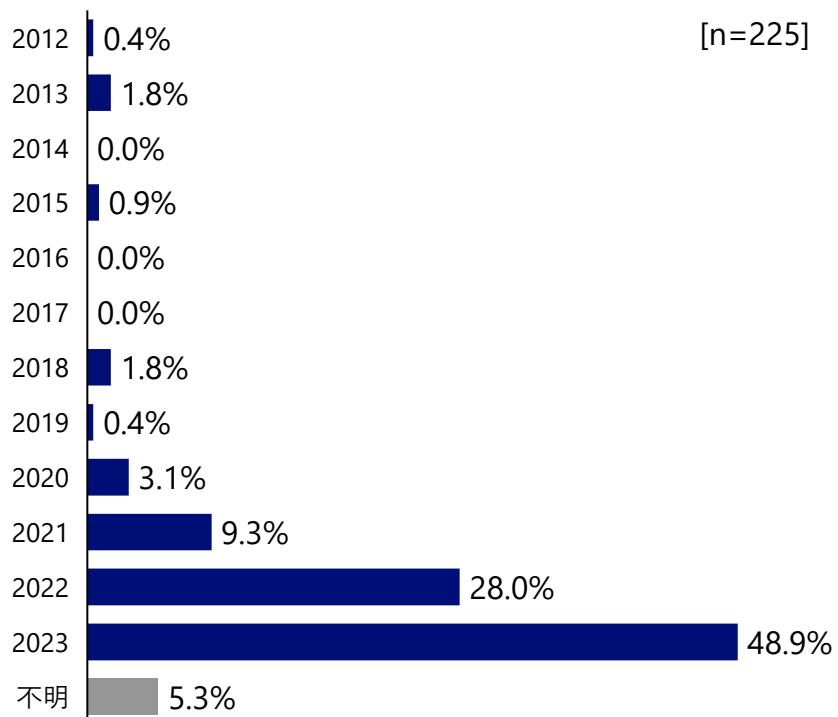
## 事務事業に係る温室効果ガス排出量 【Q1-2(1)】

- 脱炭素先行地域事業および重点対策加速化事業への採択団体における、直近の点検年度排出量の基準年度比について、29.3%は「30%以上減少」と確認される。
- 直近の事務事業編点検年度は約半数（48.9%）が2023年度。

直近の点検年度排出量の基準年度比



事務事業編点検実施団体における直近の点検年度

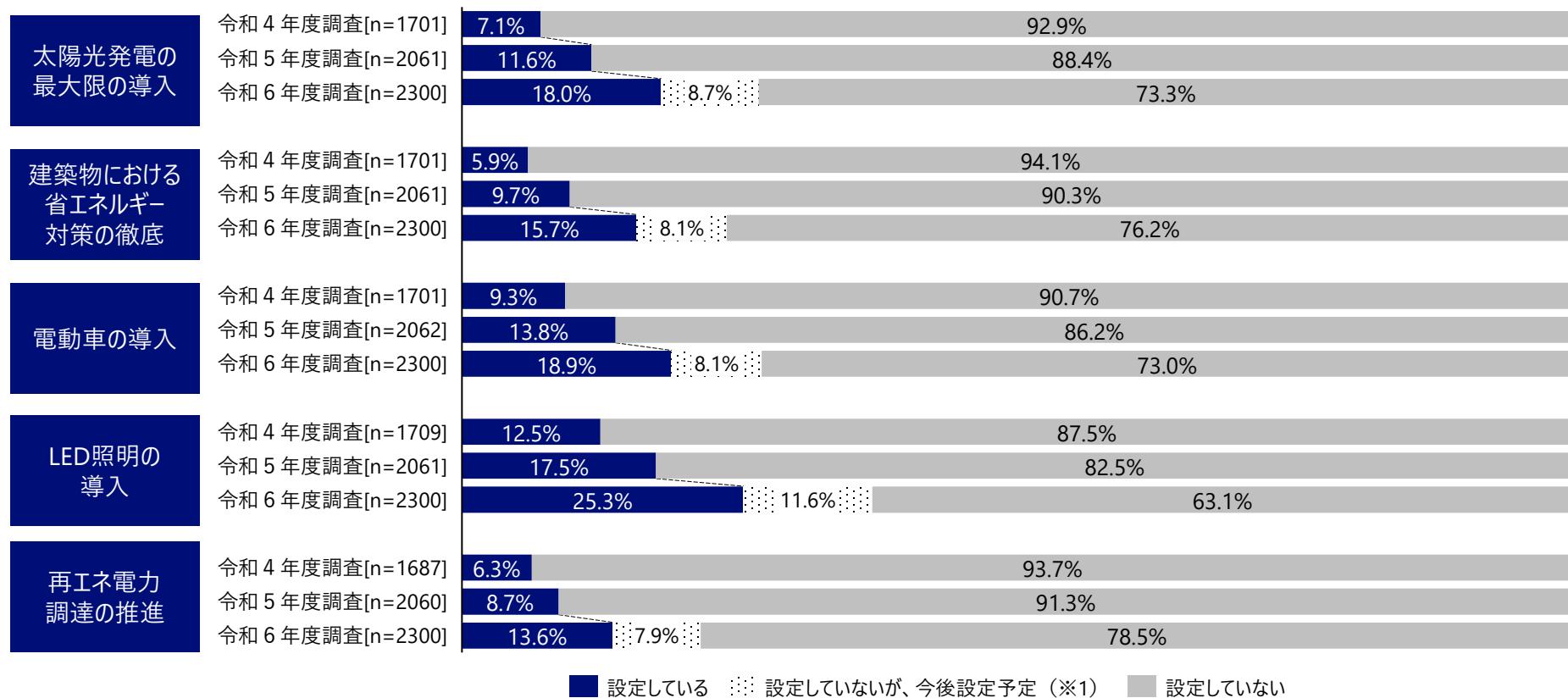


### （3）政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①政府実行計画に準じた目標設定

## Q1-2(2) : 政府実行計画に準じた目標設定

- 政府実行計画に準じた措置の目標設定については「LED照明の導入」が設定団体の割合が最も高く、令和6年度調査で25.3%。
  - 令和5年度調査から令和6年度調査での差分でみても「LED照明の導入」が+7.8ポイントと最も高い。

## Q1-2(2)政府実行計画に準じた目標設定状況



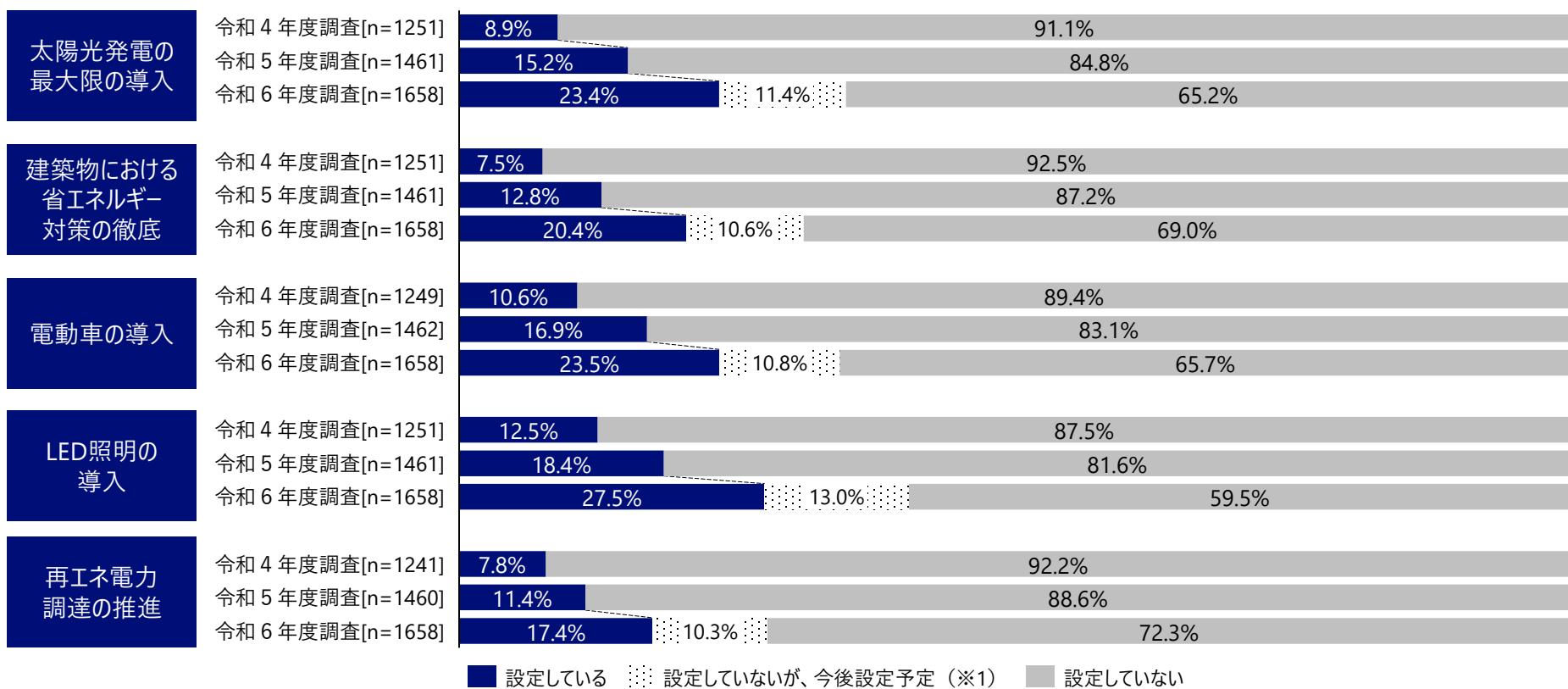
※1...令和6年度調査における選択肢

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①政府実行計画に準じた目標設定

## Q1-2(2) : 政府実行計画に準じた目標設定

- 都道府県・市区町村についてみても、政府実行計画に準じた措置の目標設定については「LED照明の導入」が設定団体の割合が最も高く、令和6年度調査で27.5%。
- 令和5年度調査から令和6年度調査での差分でみても「LED照明の導入」が+9.1ポイントと最も高い。

## Q1-2(2)政府実行計画に準じた目標設定状況【都道府県・市区町村のみ】



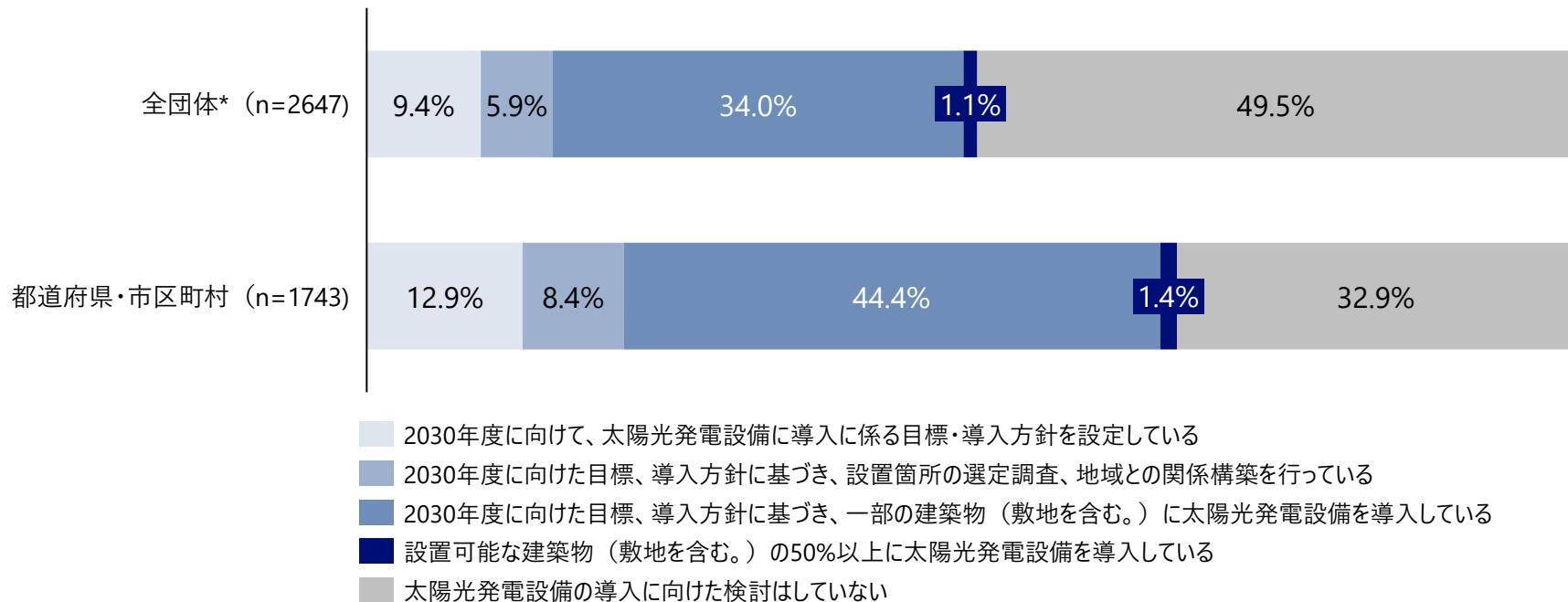
※1...令和6年度調査における選択肢

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 再生可能エネルギー設備導入状況 【Q1-4(1)①】

- 太陽光発電設備の導入の取組状況としては、50.5%の団体が、太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている。
  - 都道府県・市区町村に限定すると、67.1%。

## 2030年度に向けた太陽光発電設備の導入・検討状況



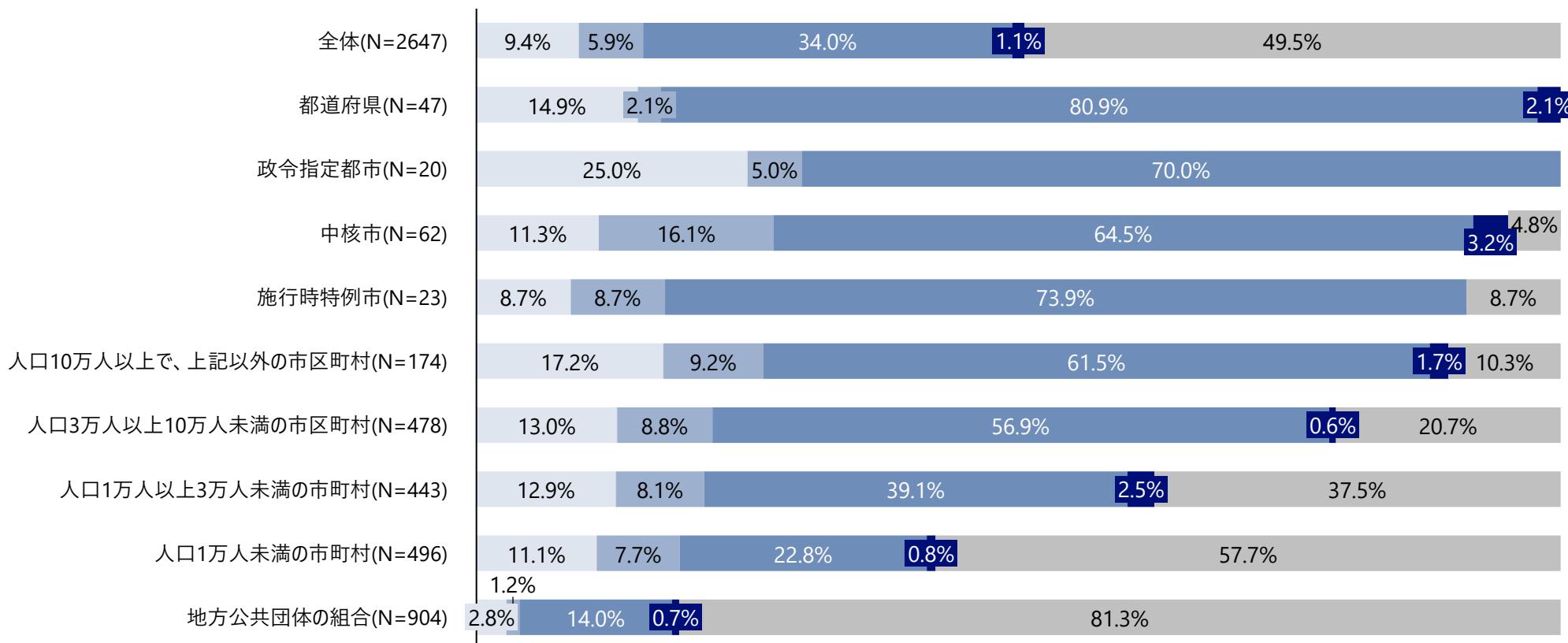
\*都道府県・市区町村に加え、Q0-3(2)（組合における施設の保有有無）において「有り」を選択した組合の数

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 再生可能エネルギー設備導入状況 【Q1-4(1)①】

- 団体区分別にみると、政令指定都市以上は全団体が2030年に向けて太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている。

## 太陽光発電設備の導入状況（団体区分別）



■ 2030年度に向けて、太陽光発電設備に導入に係る目標・導入方針を設定している

■ 2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、設置箇所の選定調査、地域との関係構築を行っている

■ 2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、一部の建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を導入している

■ 設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上に太陽光発電設備を導入している

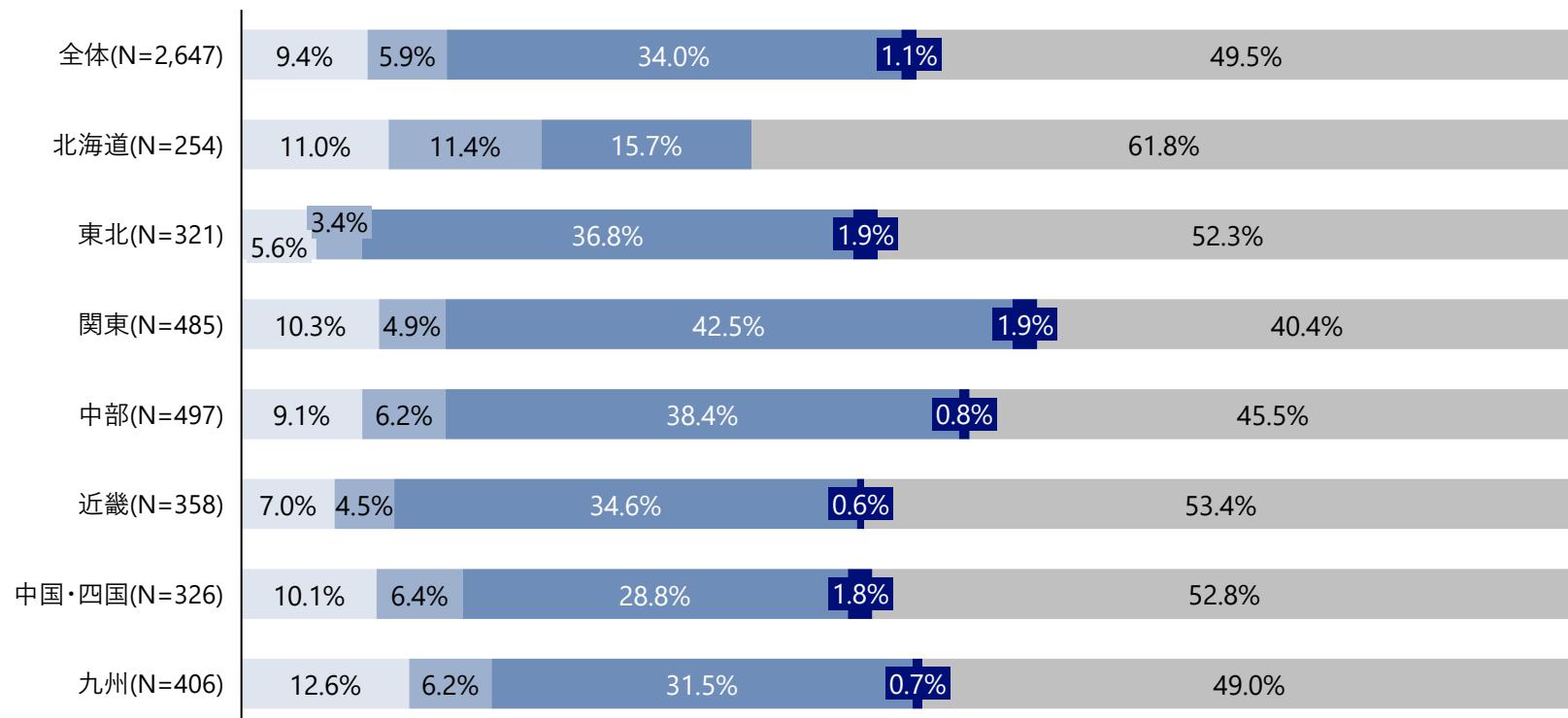
■ 太陽光発電設備の導入に向けた検討はしていない

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 再生可能エネルギー設備導入状況 【Q1-4(1)①】

- 地域区分別にみると、太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている団体が占める割合は、関東（59.6%）、中部（54.5%）で高く、北海道（38.2%）で低い。

## 太陽光発電設備の導入状況（地域区分別）



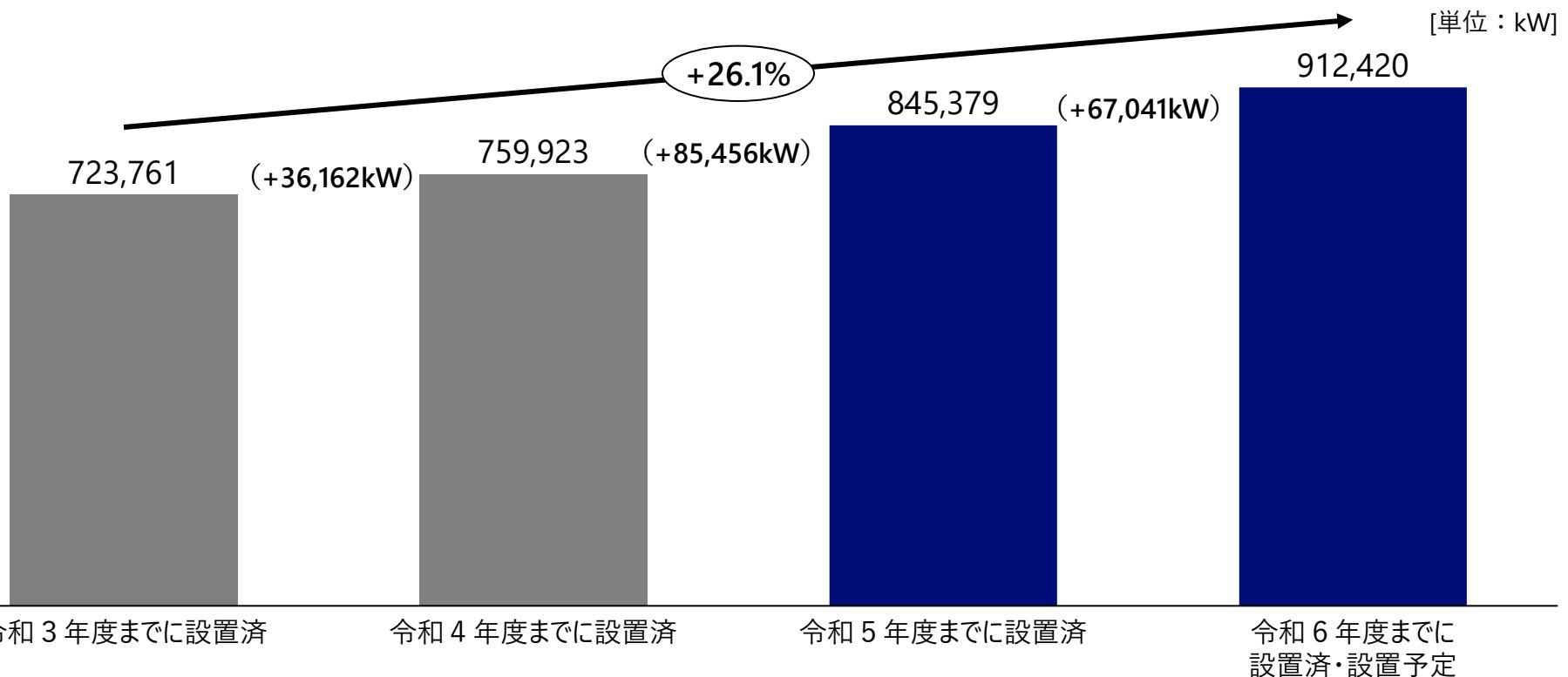
- 2030年度に向けて、太陽光発電設備に導入に係る目標・導入方針を設定している
- 2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、設置箇所の選定調査、地域との関係構築を行っている
- 2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、一部の建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を導入している
- 設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上に太陽光発電設備を導入している
- 太陽光発電設備の導入に向けた検討はしていない

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入／⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-4(1)②】

- 公共施設（建築物及び建築物に付属する敷地）における太陽光発電設備容量は継続して増加しており、令和6年度までに設置された設備容量（予定含む）は令和3年度までに設置済の設備容量比で188,659kW、26.1%の増加となった。

## 公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量・累積値）



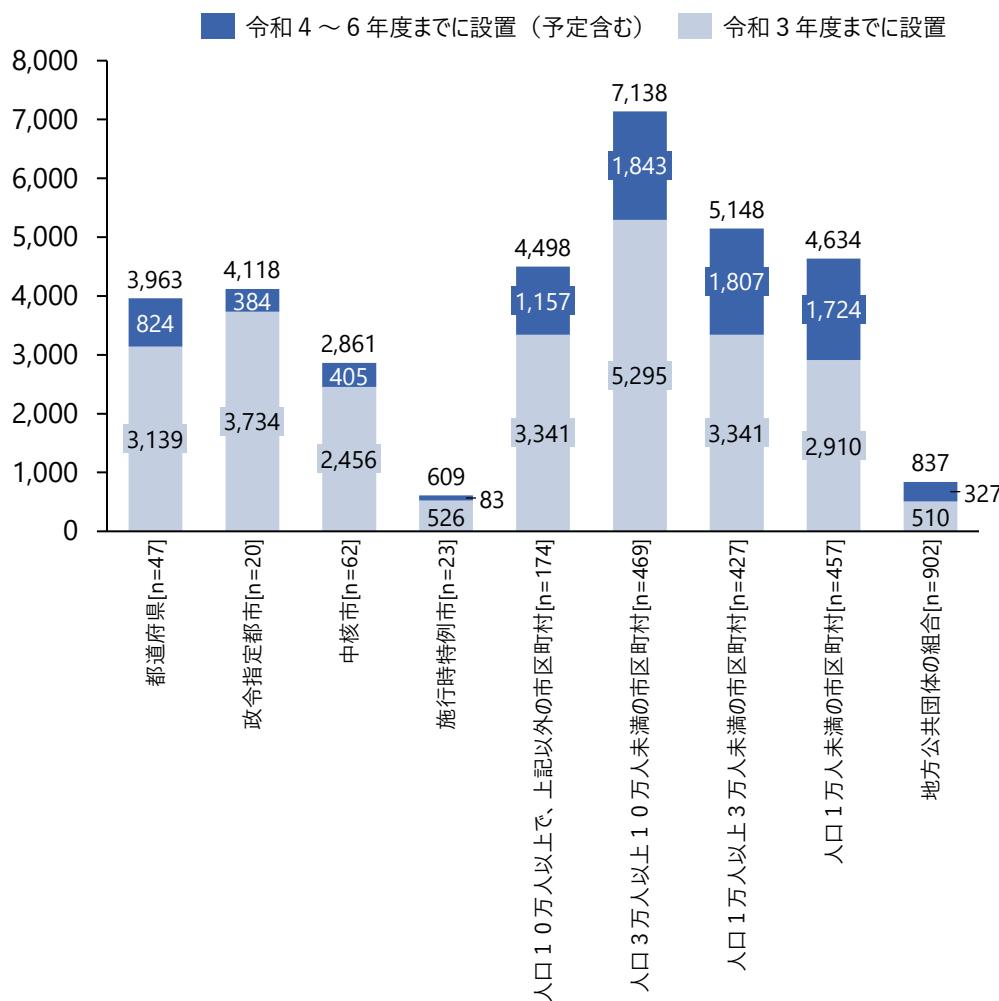
\*「令和3年度までに設置済」、「令和4年度までに設置済」は令和5年度調査結果を掲載

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入／⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

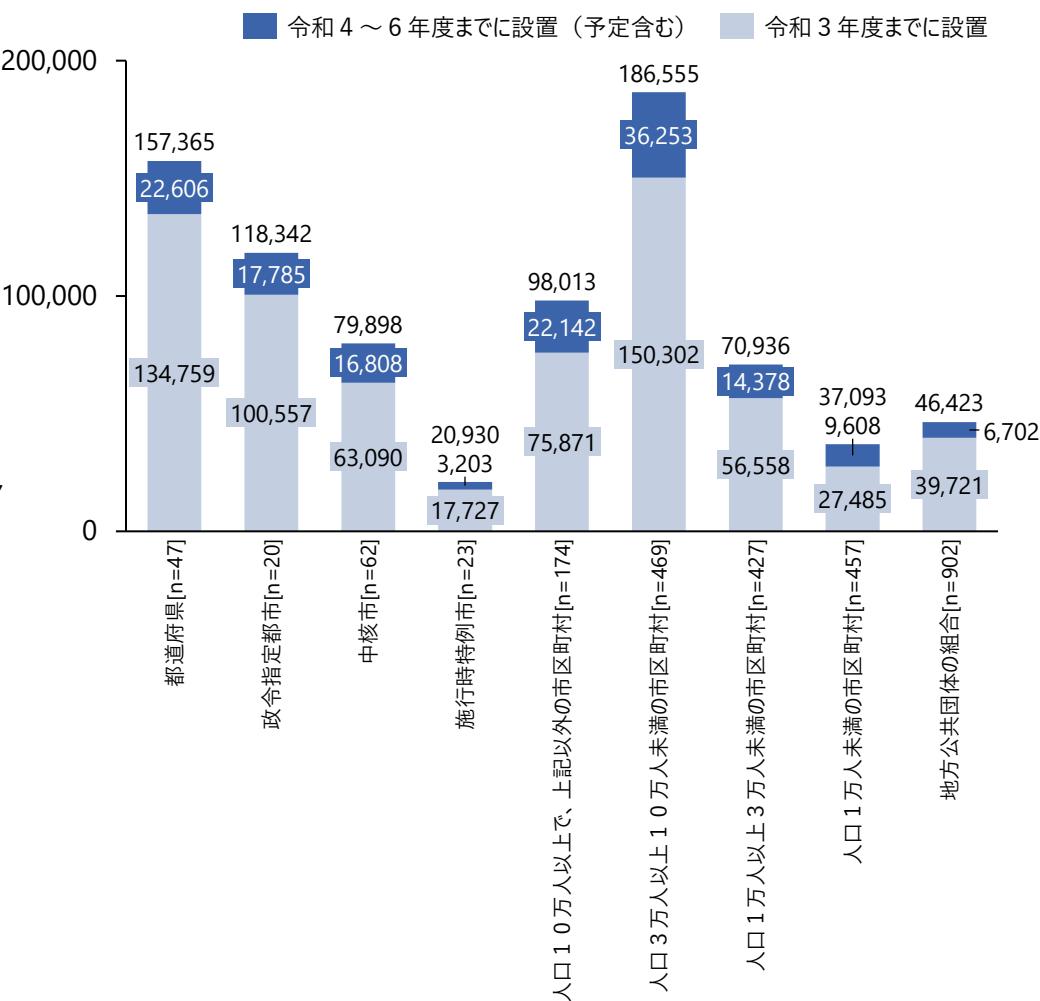
## 公共施設における太陽光発電設備容量実績（建築物）【Q1-4(1)②】

■ 団体区分別の建築物における太陽光発電設備設置実績は下記の通り。

太陽光発電設備設置建築物数（合計：33,806件）



太陽光発電設備設置容量（建築物）（合計：815,555kW）

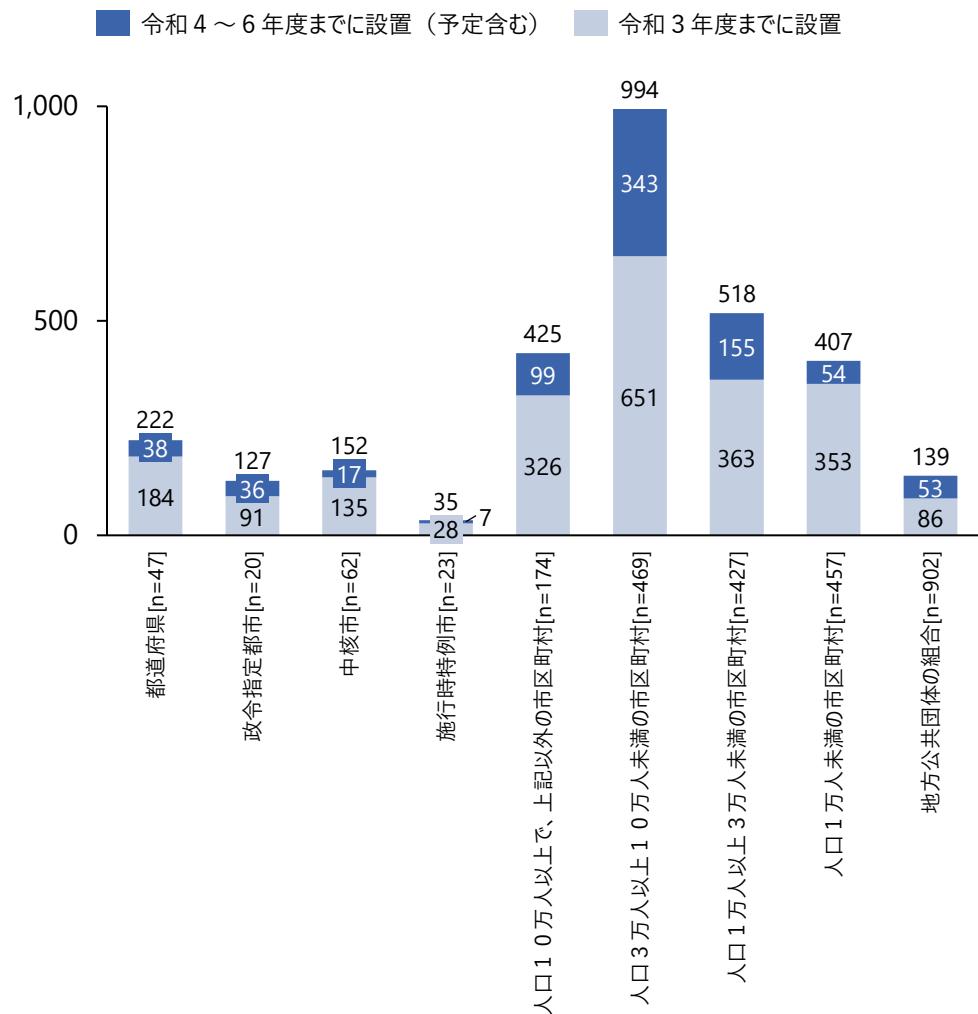


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入／⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

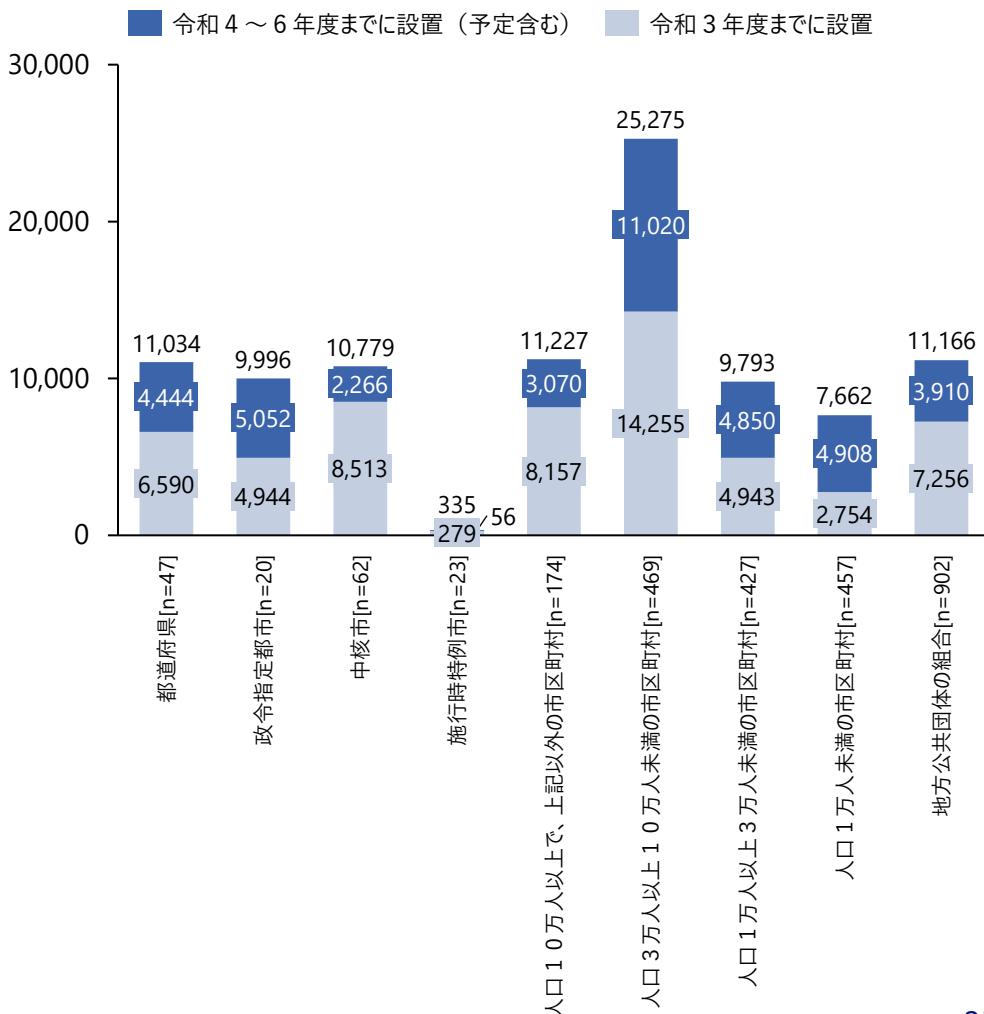
## 公共施設における太陽光発電設備容量実績（敷地）【Q1-4(1)②】

■ 団体区分別の敷地における太陽光発電設備設置実績は下記の通り。

## 太陽光発電設備設置敷地数（合計：3,019件）



## 太陽光発電設備設置容量（敷地）（合計：97,267kW）

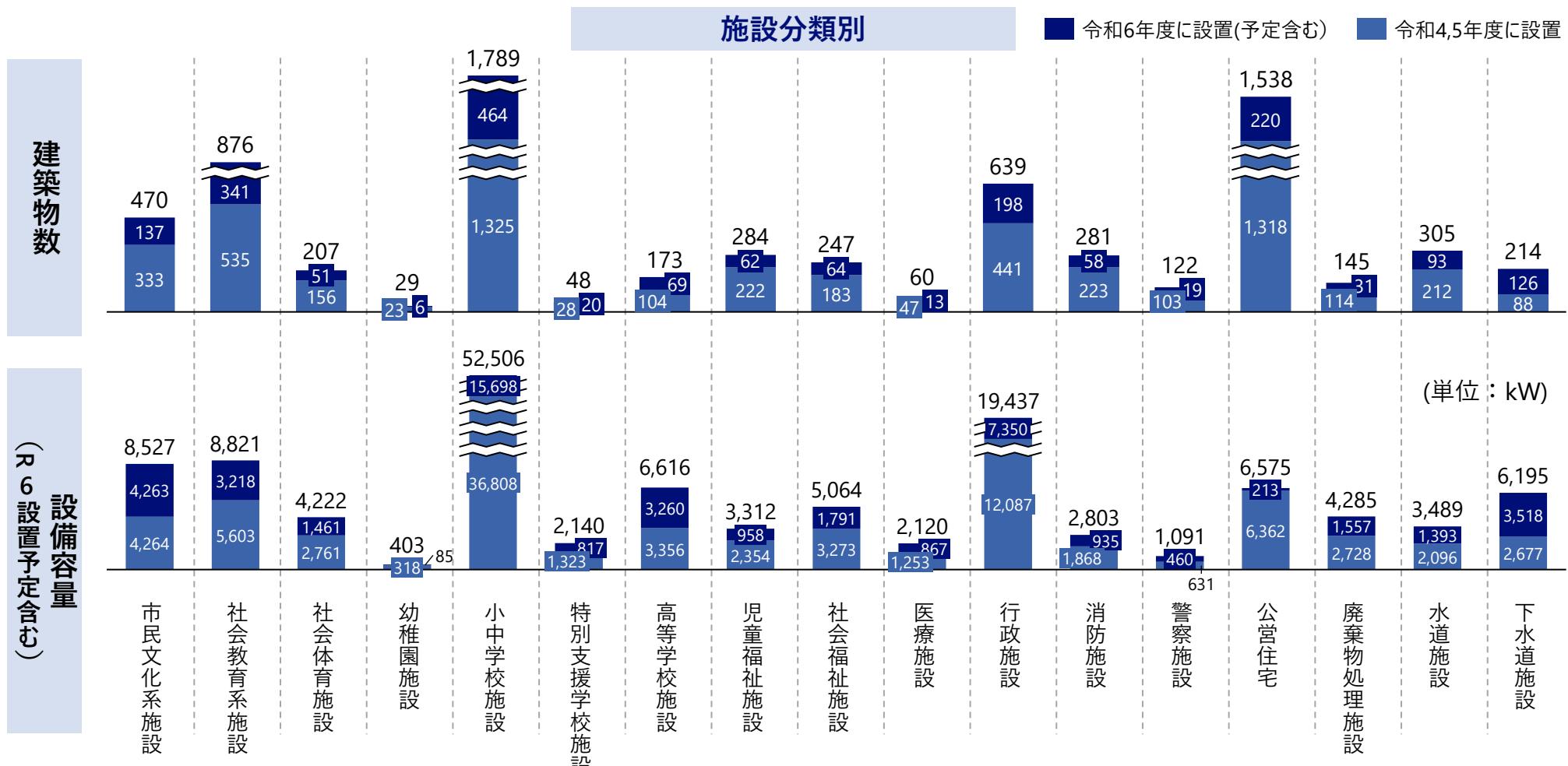


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-4(1)②】

■ 建築物についてみると、令和6年度に設置（予定含む）の設備容量が大きいのは小中学校施設、行政施設、社会教育系施設。

## 公共施設（建築物）における太陽光発電設備容量実績

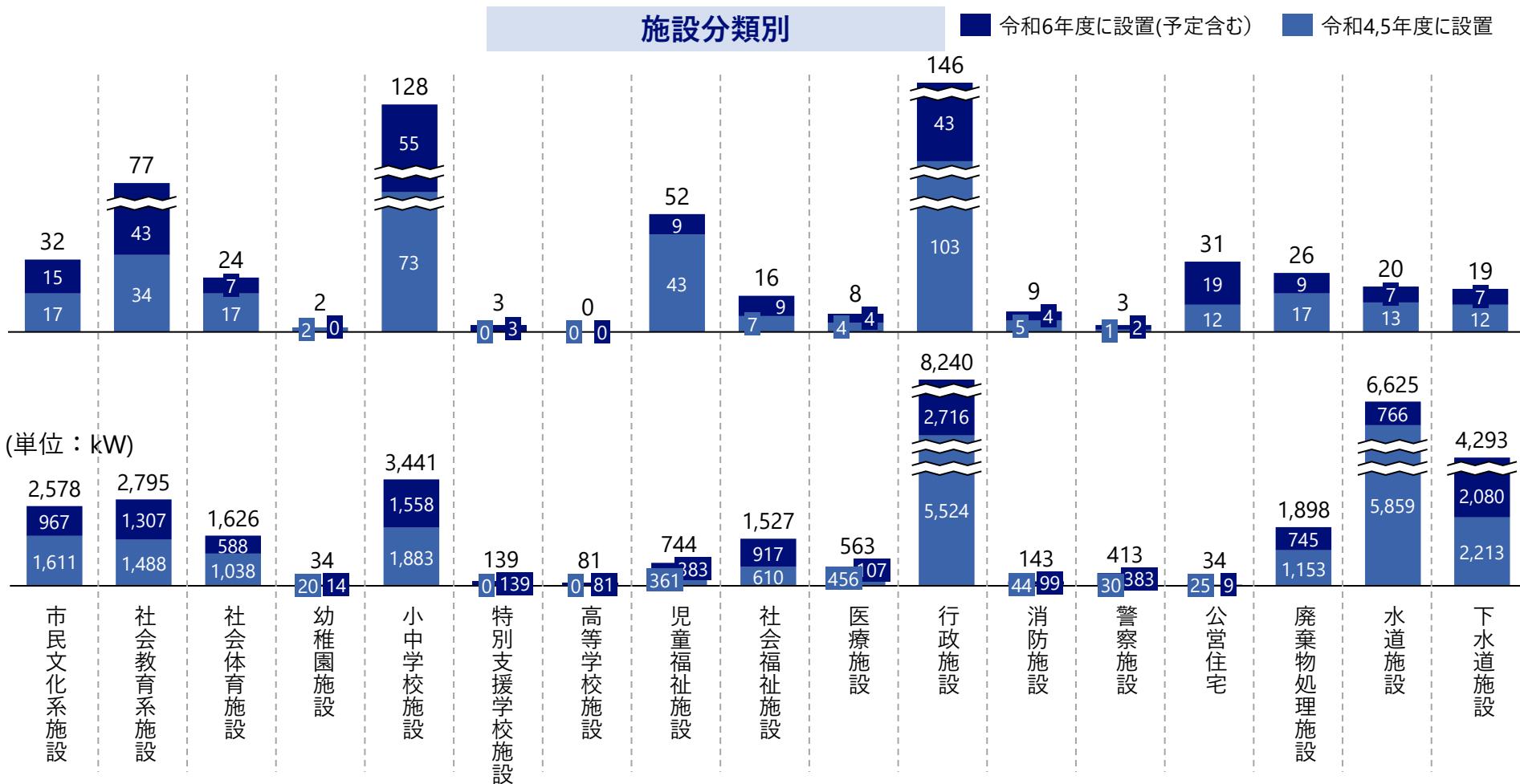


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-4(1)②】

■ 敷地についてみると、令和6年度に設置（予定含む）の設備容量が大きいのは行政施設、下水道施設、小中学校施設。

## 公共施設（敷地）における太陽光発電設備容量実績



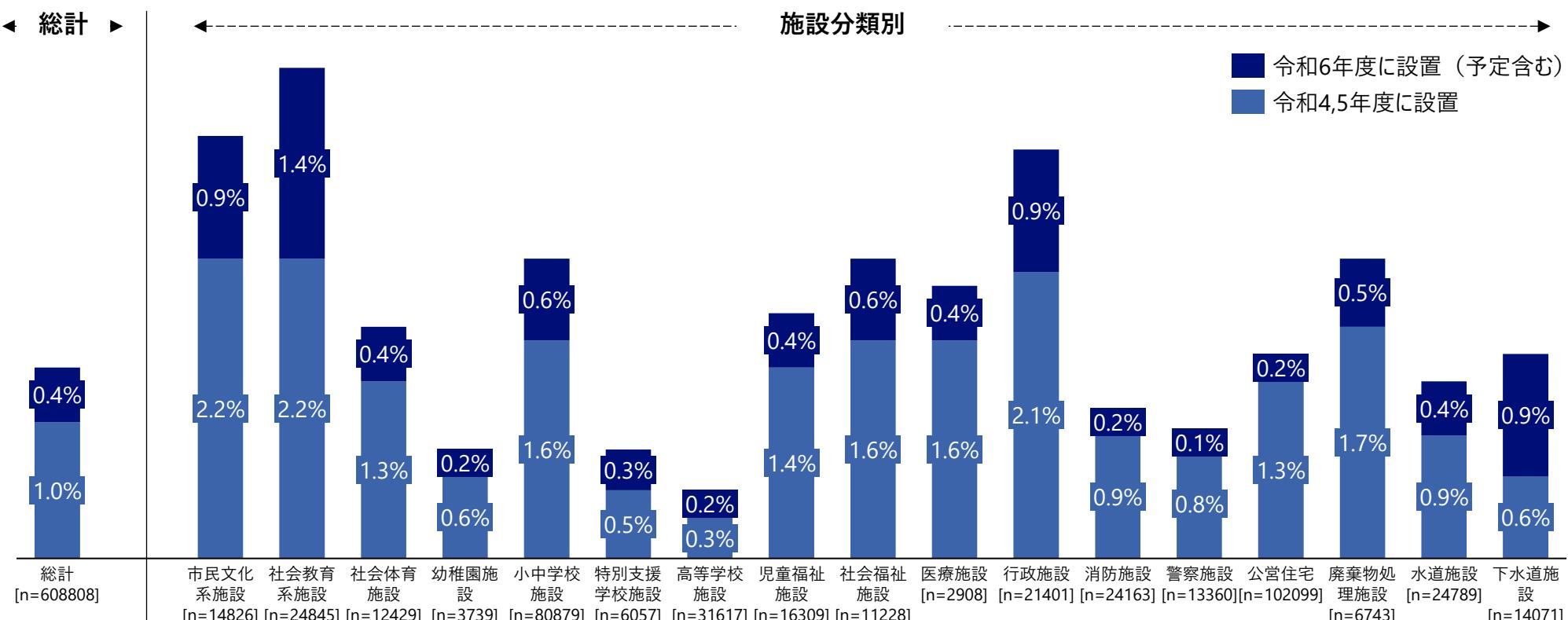
※施設分類ごとにn数は異なる。

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 太陽光発電設備導入施設割合 【Q1-4(1)(2)】

- 回答団体における建築物数608,808施設において、令和4,5年度に太陽光発電設備が導入された建築物数割合は1.0%、令和6年度に新たに設置された（予定含む）建築物数割合は0.4%。
- 建築物数に対する太陽光発電設備導入建築物数割合を施設分類別にみると、令和4,5年度設置分は市民文化系施設、社会教育系施設、行政施設、令和6年度設置分（予定含む）は社会教育系施設、市民文化系施設、行政施設、下水道施設において高い。

## 建築物数に対する太陽光発電設備導入建築物数割合【施設分類別】 ※令和4年度以降の設置分（予定含む）に限る

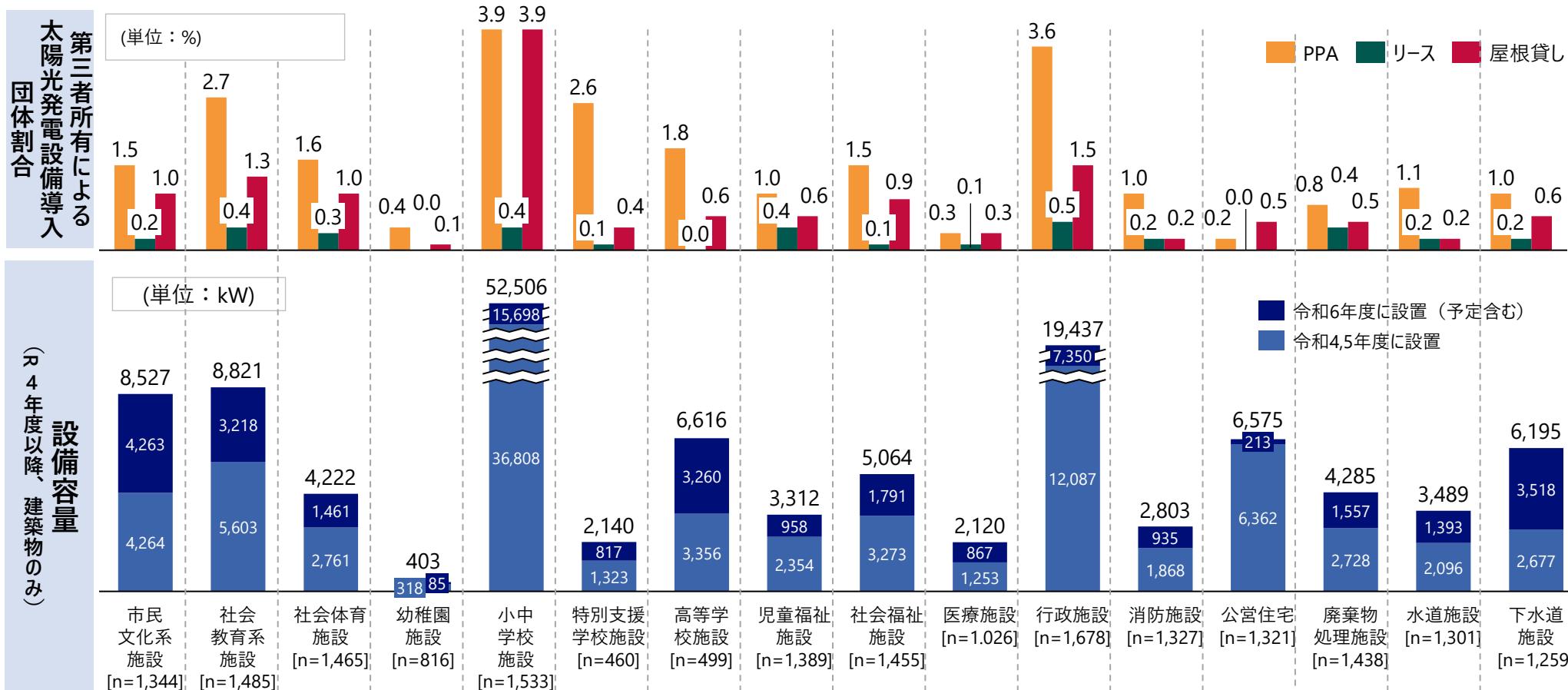


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 太陽光発電設備の設置実績&lt;第三者所有による導入状況&gt;【Q1-4(1)②】

- いずれかの施設分類において第三者所有による太陽光発電設備を導入している団体は236団体（設問回答対象の2,647団体の8.9%）
- 小中学校施設、行政施設、社会教育系施設は第三者所有による太陽光発電設備導入団体割合が高く、導入設備容量(令和4年度以降)も大きい。
- 第三者所有による導入手法においては、PPAによる設備導入団体割合が最も高い。小中学校施設では屋根貸しによる導入団体割合も3.9%と高い。

## Q1-4(1)②第三者所有による太陽光発電設備導入団体割合【施設分類別】



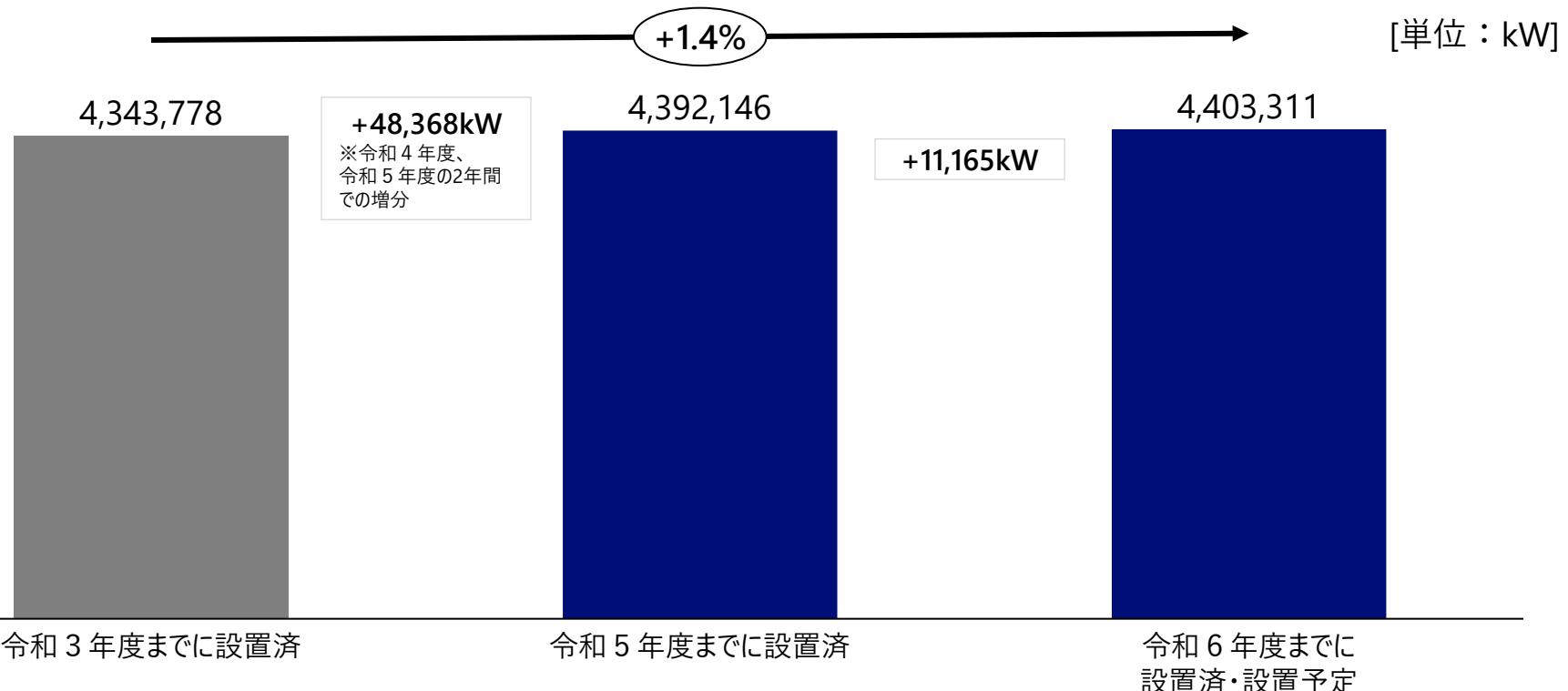
注) n数は対象団体数。割合については当該施設分類において、対象校発電設置済団体において、1建築物でもいずれかの手法（PPA/リース/屋根貸し）に該当する建築物を有している団体の割合

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 再生可能エネルギー導入状況【Q1-4(1)④】公有地における太陽光発電設備設置状況

- 令和6年度に公有地に設置された太陽光発電設備は42件、11,165kW。導入件数は少ないが、建築物・敷地への太陽光発電設備設置は、2,417件、67,041kWであり、公有地へ設置された設備容量は建築物への設置量の約6分の1にのぼる。
- 1MW (= 1,000kW)以上の発電容量を持つメガソーラーの設置団体も確認される。
- 公有地における太陽光発電設備容量は継続して増加しており、令和6年度は、令和3年度比で59,533kW、1.4%の増加となった。

公有地における太陽光発電設備容量（累積値）



## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ②太陽光発電の最大限の導入

## 太陽光発電設備導入進捗状況

	設備容量ベース（令和4年度以降に追加的に導入された実績）			【参考値】設置件数ベース（これまでの全ての実績）		
	令和4~5年度の実績 + 令和6年度に導入済・導 入見込み	導入目標（※1）	導入割合	令和3年度までの実績 + 令和4~5年度の実績 + 令和6 年度に導入済・導入見込み	設置可能な建築物等の合 計値×50%（※2）	導入割合
	(kW) 【①】	(kW) 【②】	(%) 【①/②】	(件) 【③】	(件) 【④】	(%) 【③/④】
市民文化系施設	11,389	192,000	5.9%	1,443	4,600	31.3%
社会教育系施設	11,657	285,000	4.1%	2,355	6,100	38.5%
社会体育施設	6,113	327,000	1.9%	716	3,400	21.2%
幼稚園施設	477	47,000	1.0%	259	1,200	21.5%
小中学校施設	55,687	1,331,000	4.2%	9,579	22,800	42.0%
特別支援学校施設	2,279	56,000	4.1%	322	1,100	29.0%
高等学校施設	6,697	299,000	2.2%	1,062	5,300	20.1%
児童福祉施設	4,177	172,000	2.4%	1,258	5,100	24.8%
社会福祉施設	6,735	139,000	4.8%	773	3,200	24.2%
医療施設	2,684	76,000	3.5%	248	800	29.9%
行政施設	28,166	188,000	15.0%	2,361	4,300	54.5%
消防施設	2,946	61,000	4.8%	861	3,700	23.4%
警察施設	1,504	26,000	5.8%	396	1,800	22.4%
公営住宅	6,612	440,000	1.5%	3,503	15,900	22.0%
廃棄物処理施設	6,183	106,000	5.8%	548	1,700	32.0%
水道施設	10,113	107,000	9.5%	682	3,200	21.5%
下水道施設	10,491	160,000	6.6%	387	3,400	11.3%
その他施設	14,748	812,000	1.8%	13,866	21,800	63.7%
地方公共団体施設の 施設種別合計(※3)	188,659	4,824,000	3.9%	40,619	109,400	37.1%

※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、令和6年3月25日に開催した第2回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースで設定した努力目標値（[第2回連絡会議【資料2-4】別紙を参照](#)）

※2 【政府目標に準じた参考値】として記載した設置件数ベースの値における「設置可能な建築物等の合計値」は、令和5年度施行状況調査により把握した地方公共団体施設の太陽光発電設備の導入ポテンシャル（簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったもの）をもとに推計して算出したもの。

※3 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足し上げた場合の数値と一致しない場合がある。

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況 【Q1-4(1)⑤】

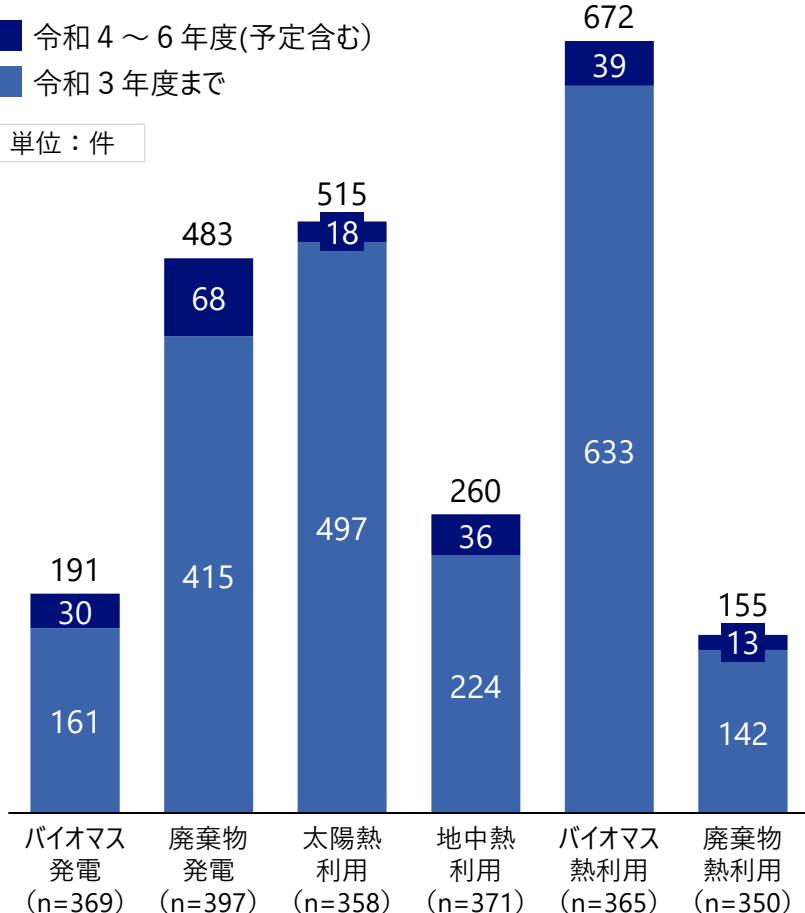
- バイオマス熱利用を導入している建築物が多く、ついで太陽熱利用、廃棄物発電が多い。
- R5年度からR6年度における設備容量、設備性能の変化を見ると、バイオマス発電の伸びが大きく、次いで、バイオマス熱利用、太陽熱利用が伸びている。

## 再エネ設備を設置済・予定の建築物数

令和4～6年度(予定含む)

令和3年度まで

単位：件



注) n数は令和6年度調査において本設問に回答のあった団体数

## 再エネの設備容量・設備性能（累積値）

## バイオマス発電

単位：kW

+12% →

99,702 111,674

## 地中熱利用

単位：MJ/h

+2% →

821,351 834,144

## バイオマス熱利用

単位：MJ/h

+7% →

684,099 732,646

## 廃棄物発電

単位：kW

0% →

66,283,619 66,380,172

## バイオマス熱利用

単位：MJ/h

+7% →

19,074,057 19,079,777

## 太陽熱利用

単位：m<sup>2</sup>

+7% →

43,094 45,991

## 廃棄物熱利用

単位：MJ/h

0% →

19,079,777

令和5年度まで 令和6年度まで(予定含む)

令和5年度まで 令和6年度まで(予定含む)

令和5年度まで 令和6年度まで(予定含む)

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況 【Q1-4(1)⑤】

- 団体区分別内訳をみると、バイオマス発電、廃棄物熱利用は組合が占める割合が高い。
- 廃棄物発電は人口10万人以上の市区町村、人口1万人未満の市町村が占める割合が高い。
- 太陽熱利用発電は都道府県が占める割合が高い。

## 再エネ導入済設備容量\_団体区分別内訳 ※令和4年度以降の設置分（令和6年度設置予定含む）

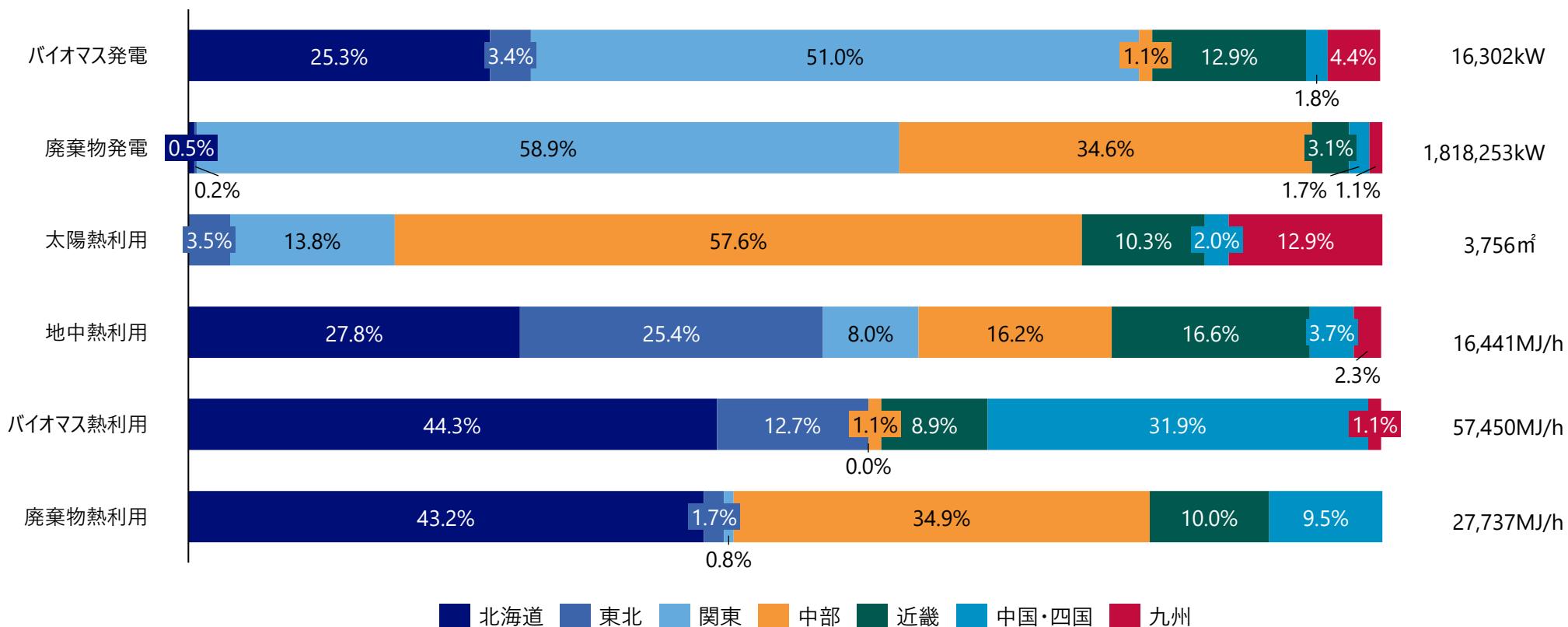
		バイオマス発電 (kW)	廃棄物発電 (kW)	太陽熱利用 (m <sup>2</sup> )	地中熱利用 (MJ/h)	バイオマス熱利用 (MJ/h)	廃棄物熱利用 (MJ/h)
回答数	全体	16,302	1,820,243	3,576	16,441	57,939	27,737
	都道府県	75	375	2,090	245	1,008	0
	政令指定都市	1,714	29,245	0	0	4,670	2,628
	中核市	1,870	44,820	0	1,543	25,495	7,560
	施行時特例市	0	8,710	70	1,627	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2,934	1,028,902	422	1,369	0	0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	499	8,656	116	4,983	4,747	463
	人口1万人以上3万人未満の市町村	130	0	460	2,280	20,861	0
	人口1万人未満の市町村	1,210	581,000	417	4,138	763	0
	地方公共団体の組合	7,870	118,535	1	256	396	17,086
比率 (%)	全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	都道府県	0.5%	0.0%	58.5%	1.5%	1.7%	0.0%
	政令指定都市	10.5%	1.6%	0.0%	0.0%	8.1%	9.5%
	中核市	11.5%	2.5%	0.0%	9.4%	44.0%	27.3%
	施行時特例市	0.0%	0.5%	2.0%	9.9%	0.0%	0.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18.0%	56.5%	11.8%	8.3%	0.0%	0.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3.1%	0.5%	3.2%	30.3%	8.2%	1.7%
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0.8%	0.0%	12.9%	13.9%	36.0%	0.0%
	人口1万人未満の市町村	7.4%	31.9%	11.7%	25.2%	1.3%	0.0%
	地方公共団体の組合	48.3%	6.5%	0.0%	1.6%	0.7%	61.6%

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 再生可能エネルギー導入状況 【Q1-4(1)⑤】太陽光発電以外の再生可能エネルギー設備容量・設備性能

- バイオマス発電は関東及び北海道、廃棄物発電は関東、中部における設備容量割合が大きい
- 北海道、東北の寒冷地域では、地中熱利用、バイオマス熱利用、廃棄物熱利用の設備容量割合が大きい。

## 導入している再生エネ別の設備容量・設備性能割合【地域区分別】※令和4年度以降の設置分（令和6年度設置予定含む）



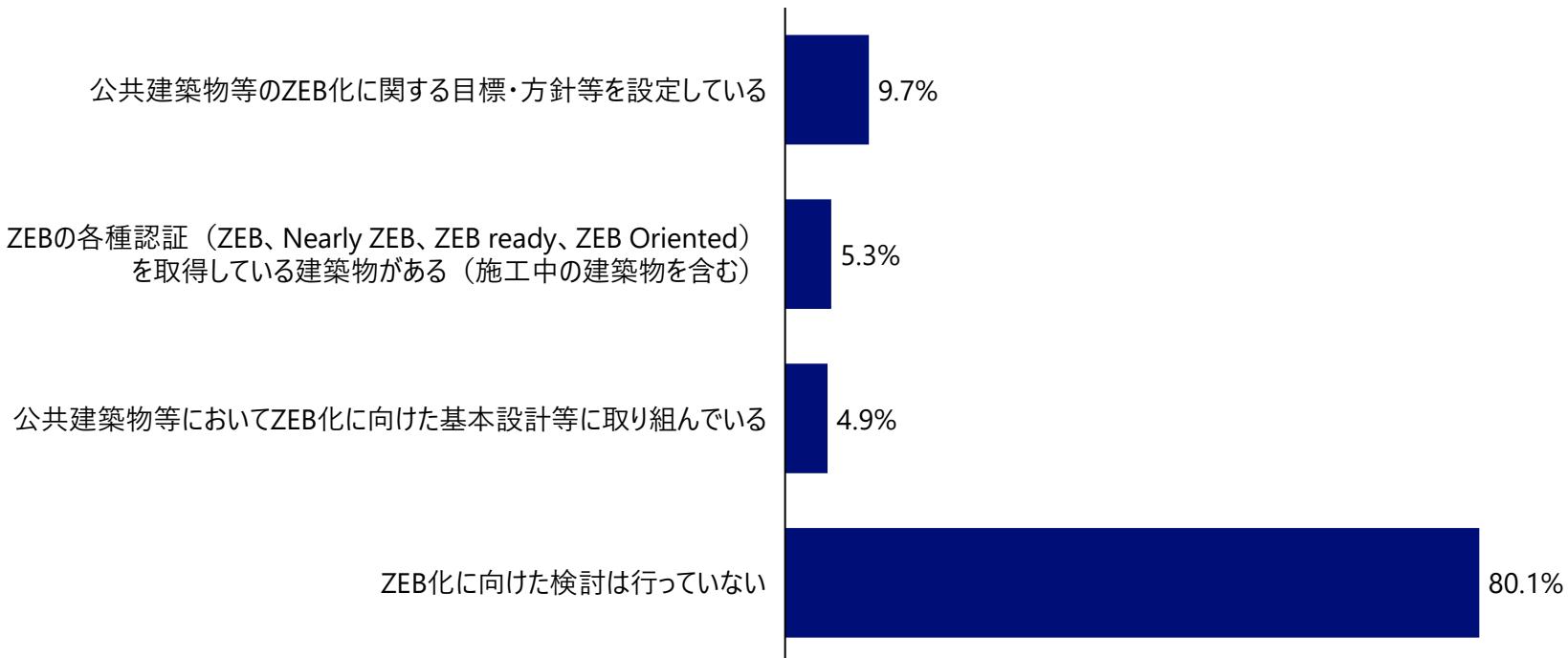
## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ③建築物における省エネルギー対策の徹底

## ZEBの検討状況 【Q1-4(2)①】

- 都道府県・市区町村および、施設を保有している組合においては、ZEB化に向けた検討・取組（目標・方針設定、各種認証取得、ZEB化に向けた基本設計等）を実施している団体は19.9%。

## ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数 【Q1-4(2)】

[n=3,195]



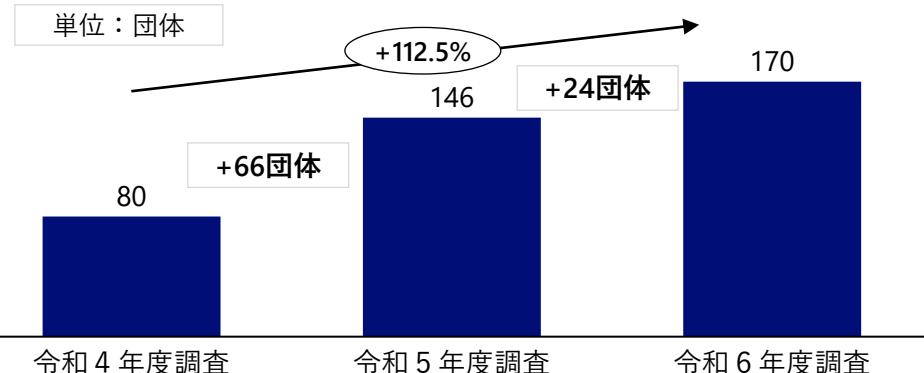
## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ③建築物における省エネルギー対策の徹底

## ZEBの実現状況 【Q1-4(2)②】

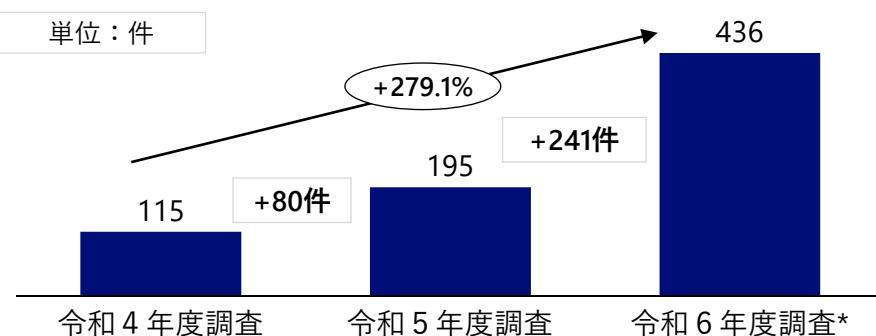
- ZEBの各種認証を取得済の団体数は令和5年度調査の146団体から170団体へと増加。
- 令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物における認証取得建築物数を認証種別に見ると、ZEB Readyが222と最も多い。

## ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数（累積値）【Q1-4(2)②】

## ZEBの各種認証を取得済の団体数



## ZEB認証取得建築物数経年変化



## ZEBの各種認証別建築物数

※令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物

認証区分	建築物数
ZEB	45
Nearly ZEB	51
ZEB Ready	222
ZEB Oriented	19

## ZEBの各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合

団体区分	団体数	%
都道府県	14	29.8%
政令指定都市	12	60.0%
中核市	12	19.4%
施行時特例市	6	26.1%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	14.4%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	11.3%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	30	6.8%
人口1万人未満の市区町村	12	2.4%
地方公共団体の組合	5	0.3%

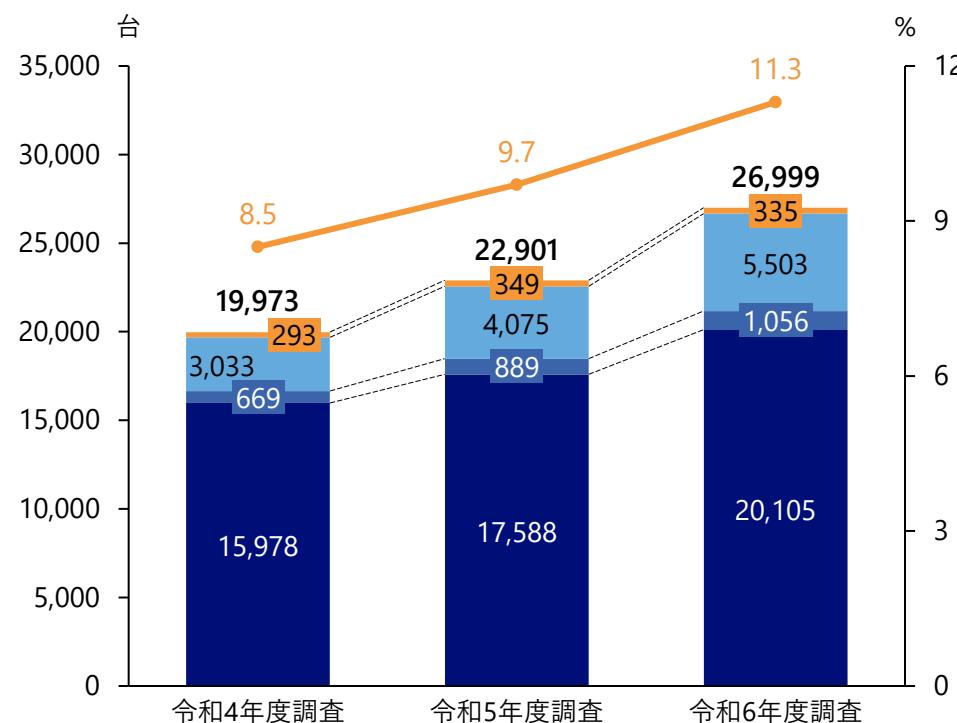
\*令和6年度調査においては令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物のみが対象のため、ZEB認証取得建築物数については令和5年度調査結果から、令和3年度までに設計された建築物における認証取得建築物数を足し上げて集計

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④電動車の導入

## 一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

- 一般公用車\*における電動車\*\*導入割合は11.3%で、令和5年度調査の9.7%から1.6ポイント増加。台数ベースでは26,999台で、同22,901台から17.9%増加。
  - 種類別内訳をみると、ハイブリッド自動車（HV）が8.4%、電気自動車（EV）が2.3%となっている。

一般公用車における電動車等の導入台数及び導入割合（台数は累積値）



一般公用車における電動車導入割合【種類別】 ※令和6年度調査実施時点

種類	台数	割合
全公用車	239,803	
電動車計	26,999	11.3%
電気自動車 (EV)	5,503	2.3%
燃料電池自動車 (FCV)	335	0.1%
プラグインハイブリッド自動車 (PHEV・PHEV)	1,056	0.4%
ハイブリッド自動車 (HV)	20,105	8.4%
その他 (ガソリン車、ディーゼル車等)	212,804	88.7%

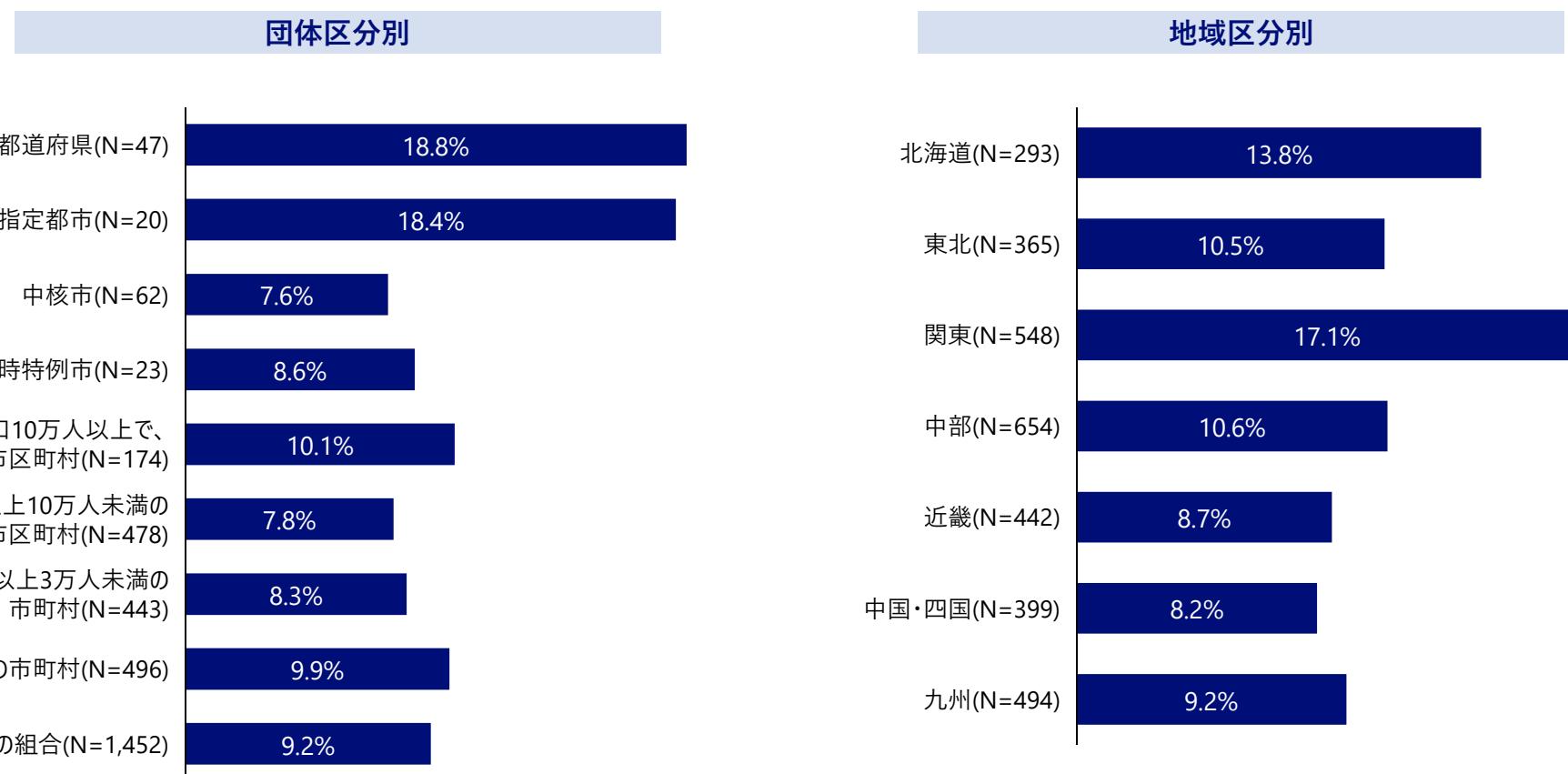
\*通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車・小型自動車および軽自動車であるものをいう。消防車、救急車、パトカー等の特種用途車は対象外とする。  
 \*\*電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を対象とする。

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④電動車の導入

## 一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

- 都道府県、政令指定都市では、公用車の約18%が電動車化。
- 地域区分別にみると、関東（17.1%）、北海道（13.8%）の電動車割合が高い。

## 一般公用車における電動車導入割合 (%)

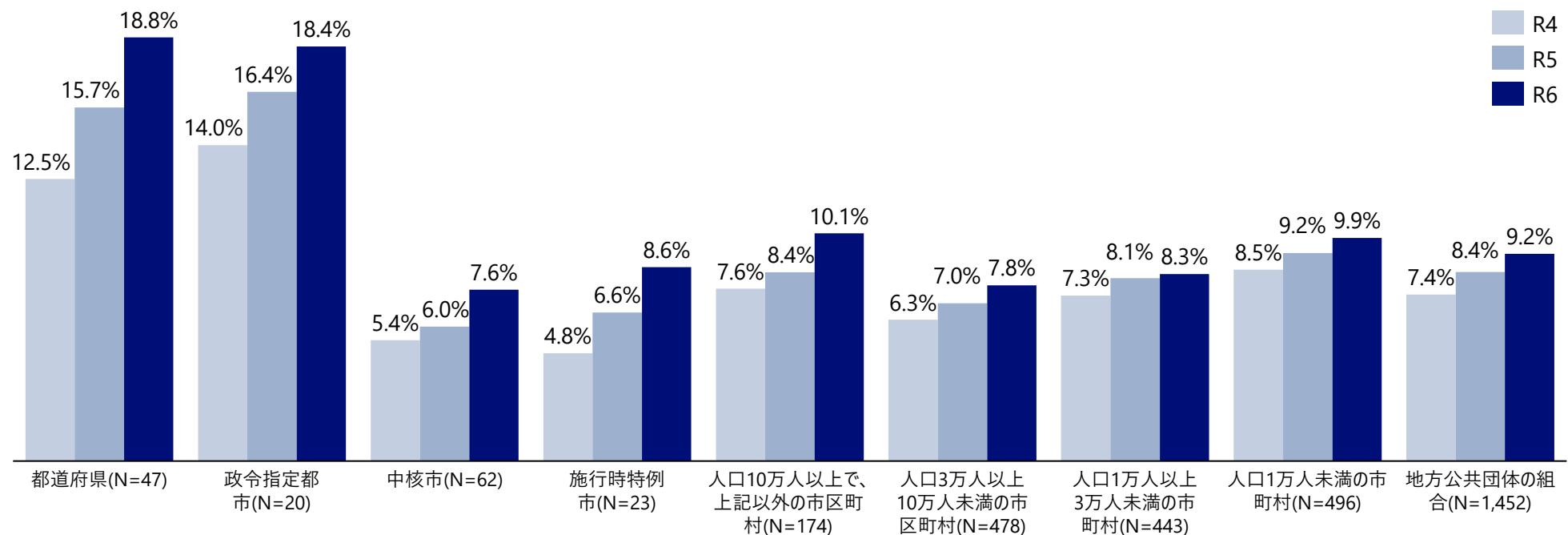


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④電動車の導入

## 一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

- 団体区分別に見ると、都道府県では令和5年度比3.1ポイント増と特に電動車の導入が進んでいる。
  - 前年度と比較すると、全団体区分において増加がみられる。

一般公用車における電動車の導入台数割合（団体区分別・年度比較）

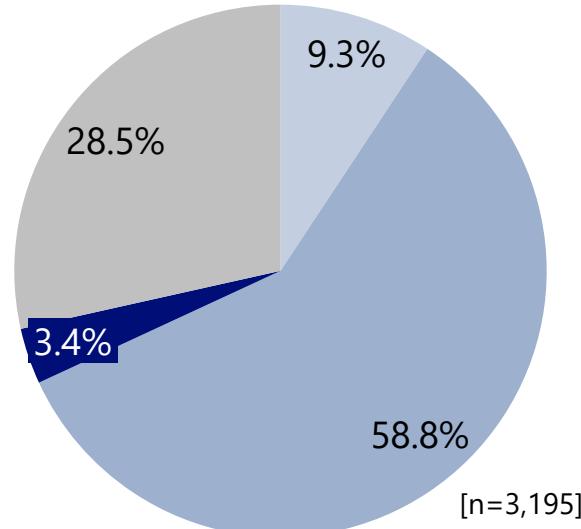


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

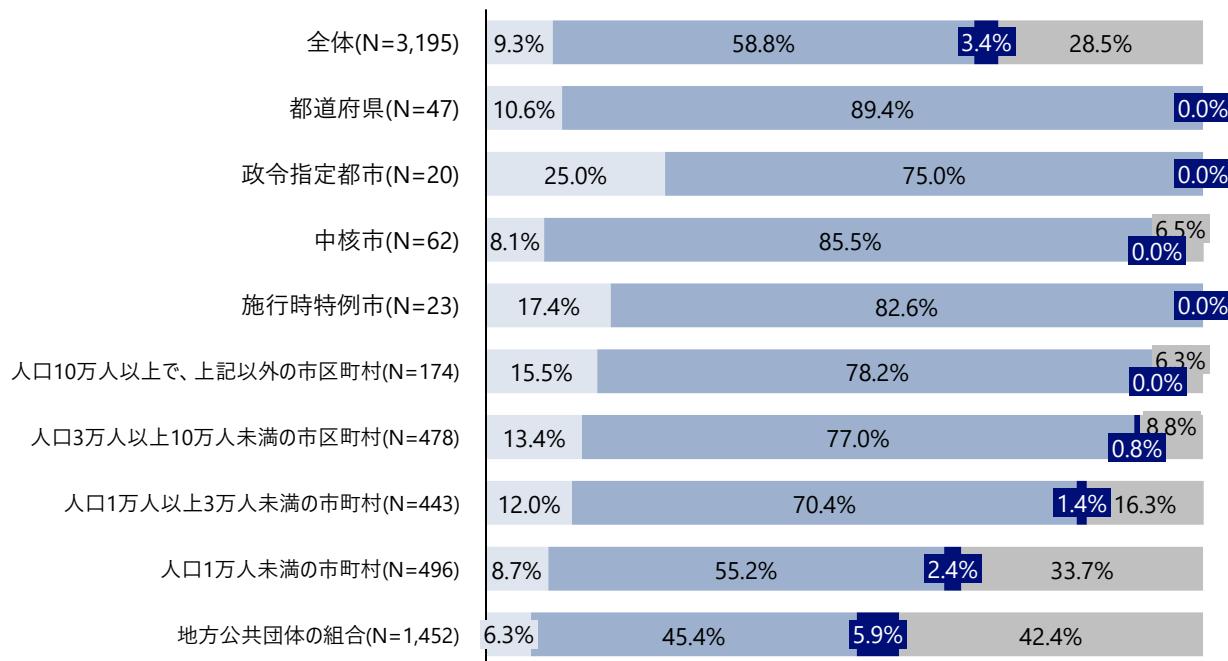
## 公共施設におけるLED照明の導入状況【Q1-4(4)①】

- 2030年に向けた目標に基づき、公共施設におけるLED照明の導入に向けて目標設定、導入を進めている団体は71.5%。
- すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している団体も3.4%確認される。

公共施設におけるLED照明の導入状況



公共施設におけるLED照明の導入状況【団体区分別】

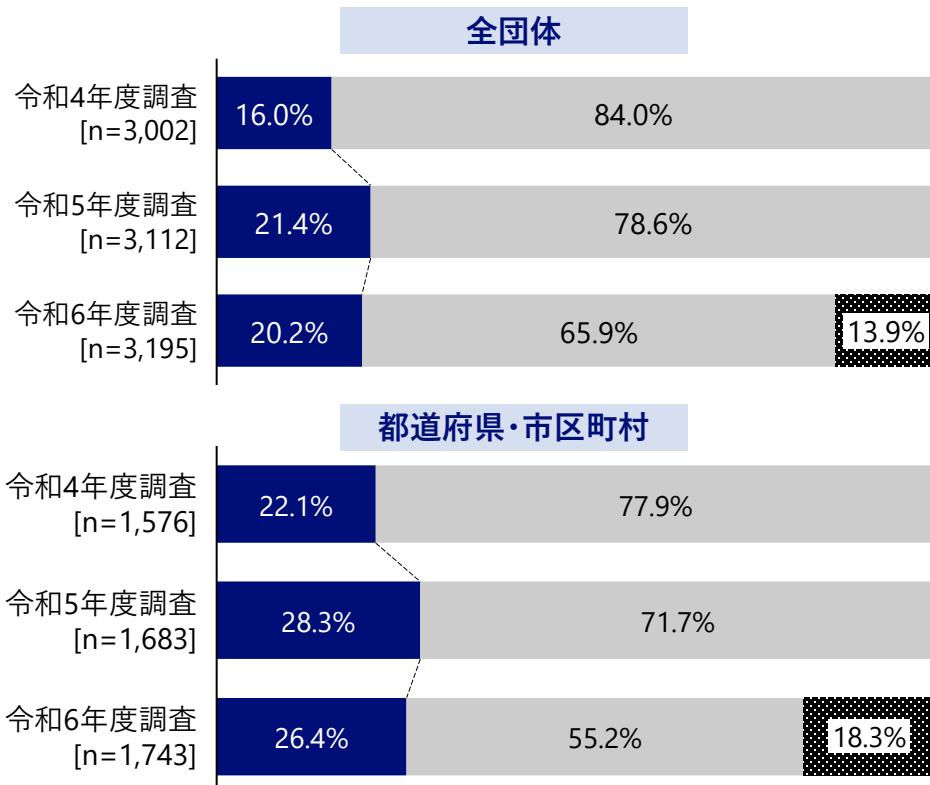


- 2030年度に向けた目標設定を行っている
- 2030年度に向けた目標に基づき、一部にLED照明を導入している
- すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している
- 公共施設等のLED照明の導入に向けた検討はしていない

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(5)】

- 公共施設における調達電力量割合について、再エネ由来電力メニューによる調達を「40%以上」と回答している団体数は令和5年度調査と比較して令和6年度調査において増加。

公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている  
団体割合

## 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

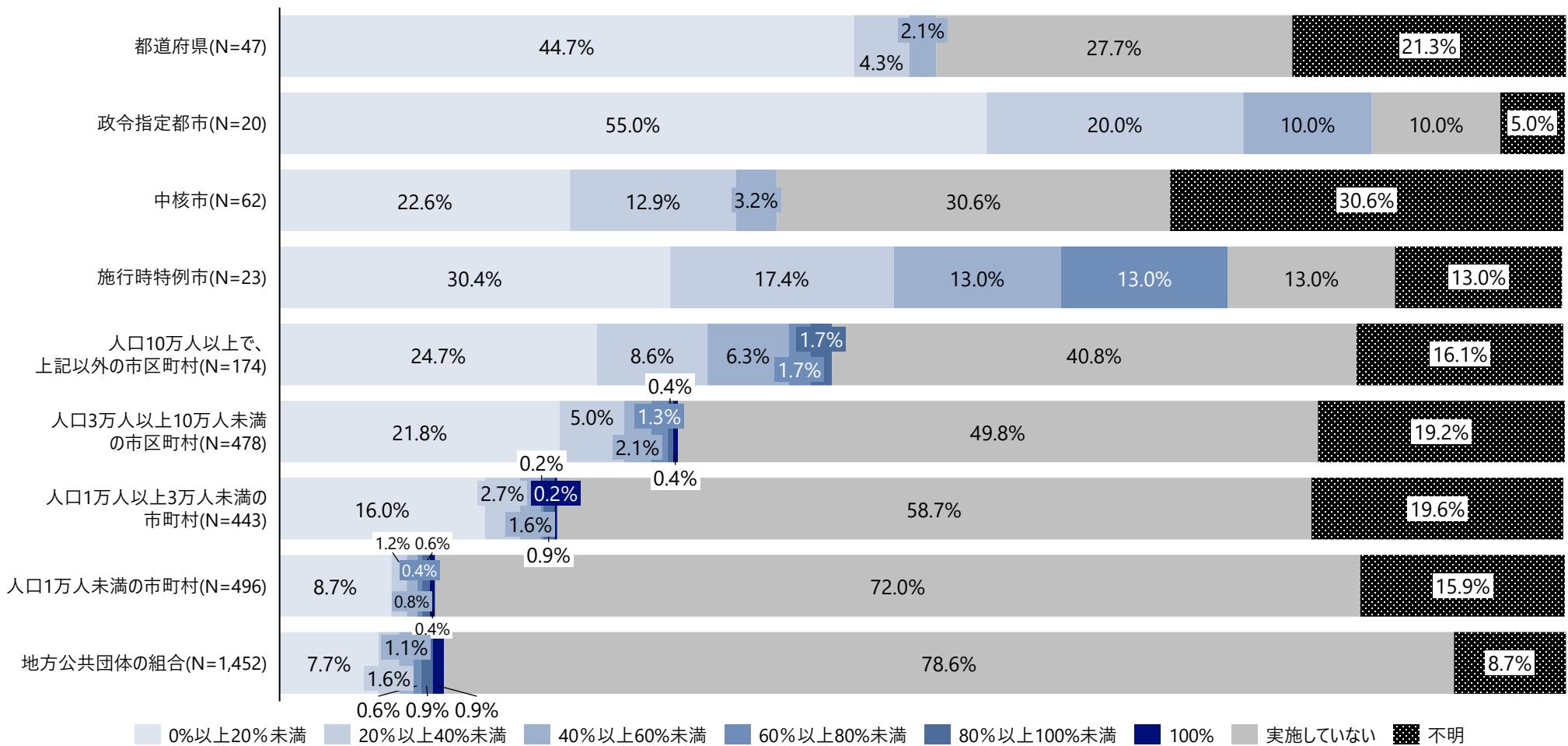
調達電力量割合	団体割合		団体数	
	R5調査	R6調査	R5調査	R6調査
100%	0.4%	0.6%	13	18
80%以上100%未満	0.6%	0.8%	19	25
40%以上80%未満	1.9%	2.5%	59	79
40%未満 (0%を含まない)	18.6%	16.4%	575	524
0%	78.6%	65.9%	2,446	2,104
不明	—	13.9%	—	445

## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(5)】

■ 政令指定都市の80%以上、施行時特例市の70%以上の団体が再エネ由来電力メニューによる電力調達を実施。

## 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合【団体区分別】

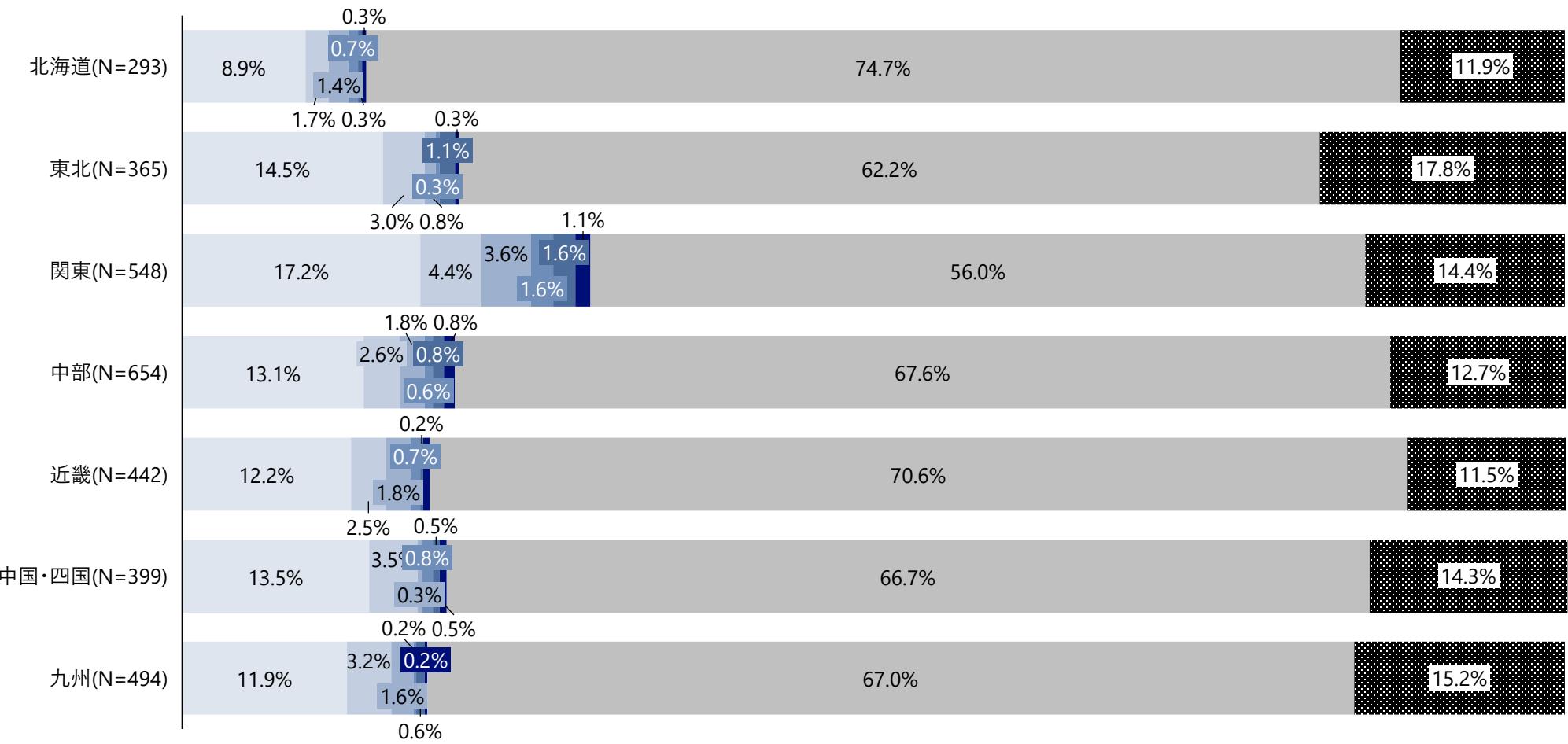


## (3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ⑤再生可能エネルギー電力調達の推進

## 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(5)】

■ 関東では、30%程度の団体が再エネ由来電力メニューによる電力調達を実施。

## 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合【地区区分別】



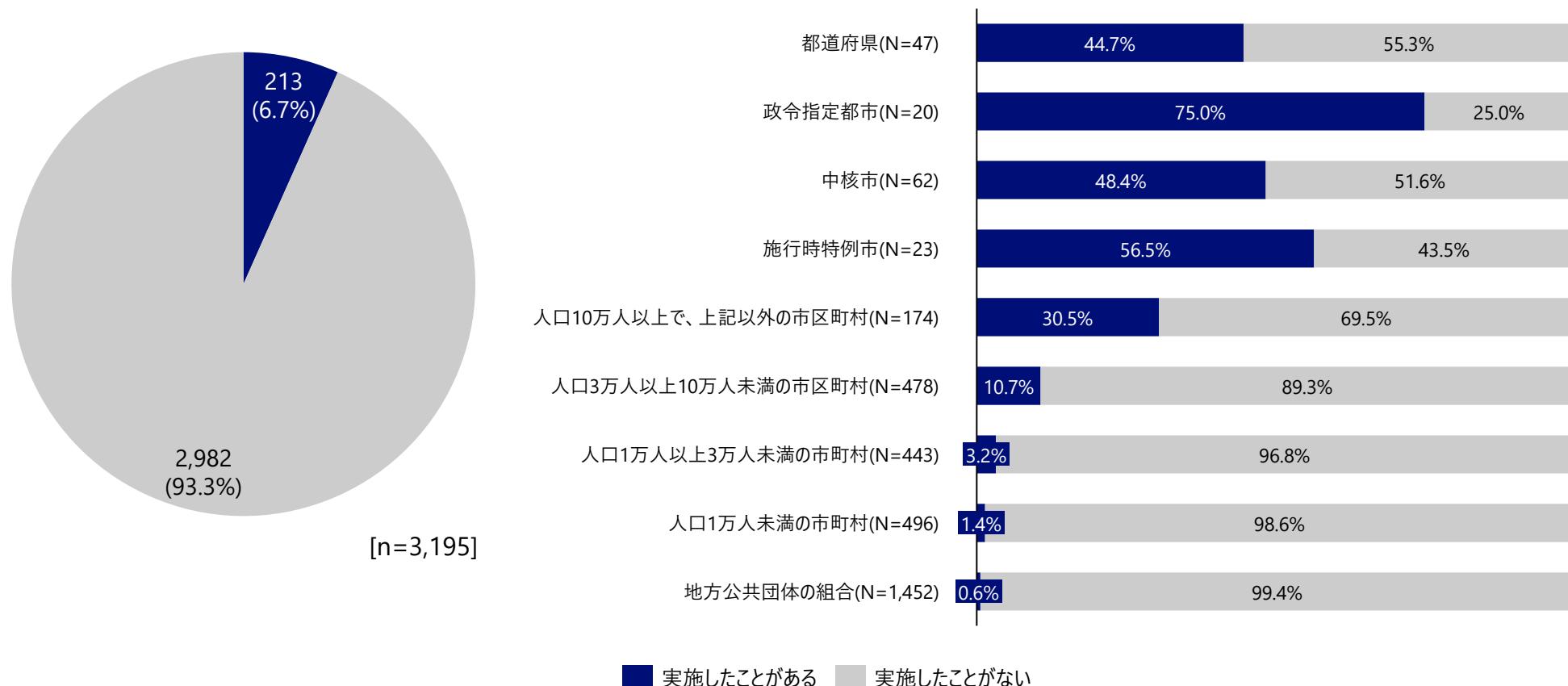
■ 説明: 0%以上20%未満 20%以上40%未満 40%以上60%未満 60%以上80%未満 80%以上100%未満 100% 実施していない 不明

## (4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

## Q1-5(2) : ESCO事業の取組状況

- ESCO事業を実施している（してきた）団体は213団体（6.7%）。大規模団体における実施割合が高い傾向にある。

## Q1-5(2) : ESCO事業の実施有無【総数/団体区分別】

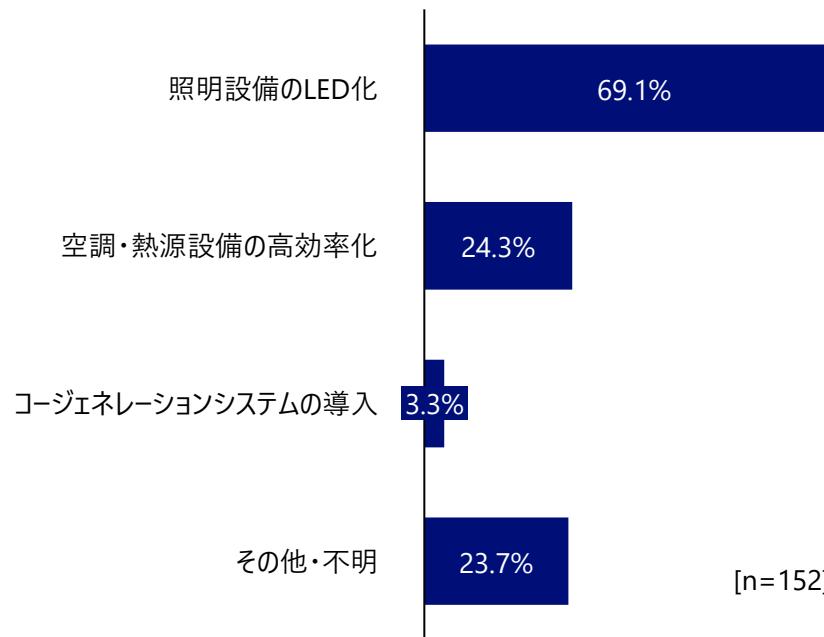


## (4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

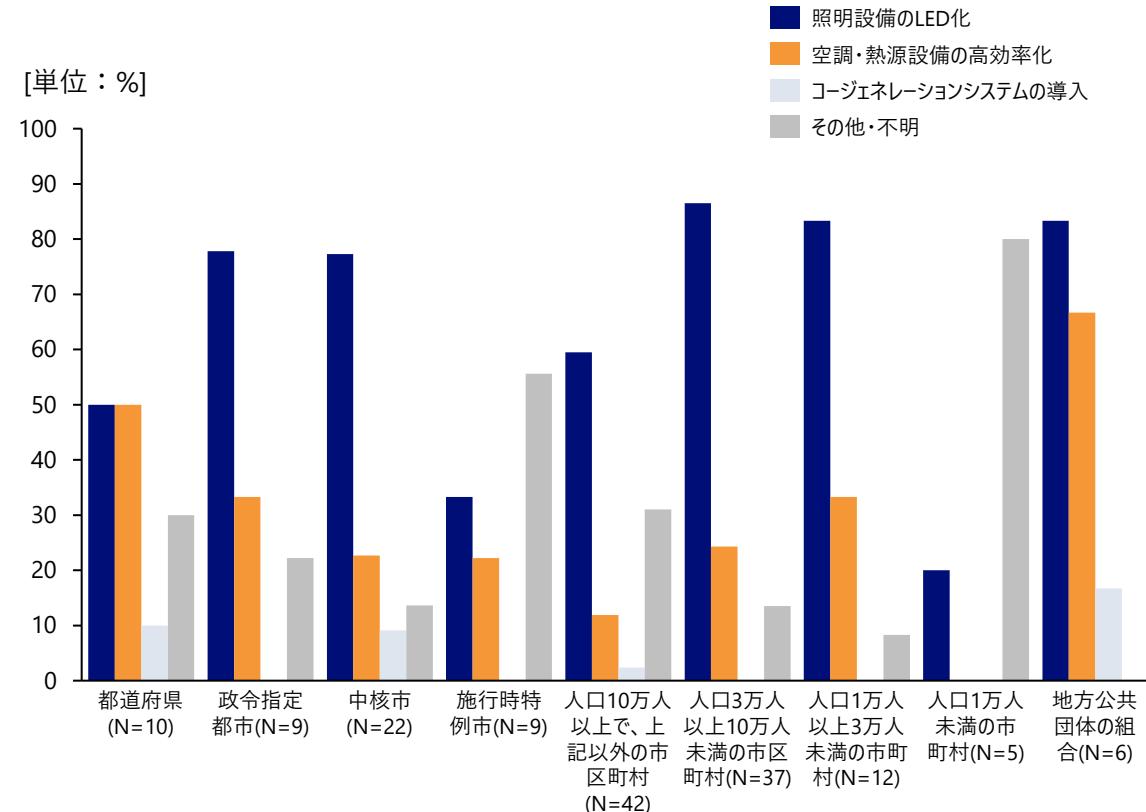
## Q1-5(2) : ESCO事業の取組状況

- 取組内容を見ると、「照明設備のLED化」が69.1%と最も多く、次いで「空調・熱源設備の高効率化」が続く。
- 全ての団体区分において「照明設備のLED化」に取り組んでいる団体が最も多い。

Q1-5(2) : ESCO事業の実施内容\*【総数】



Q1-5(2) : ESCO事業の実施内容\*【団体区分別】



\*Q1-5(2)の自由回答をもとに集計。複数にまたがる実施内容を回答いただいたいる団体も存在するため%の総数は100%と一致しない。

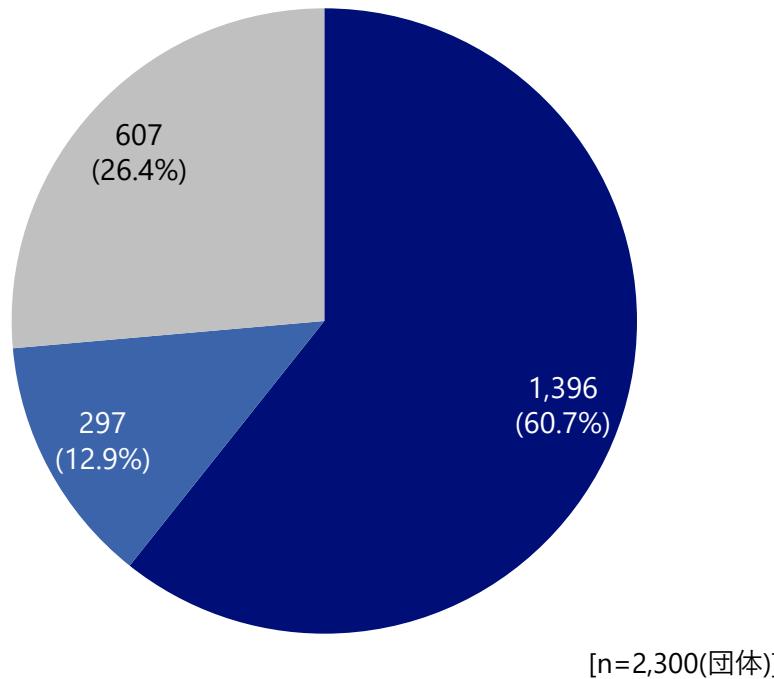
## (4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

## 実行計画（事務事業編）の点検実施状況 【Q1-6(1)】

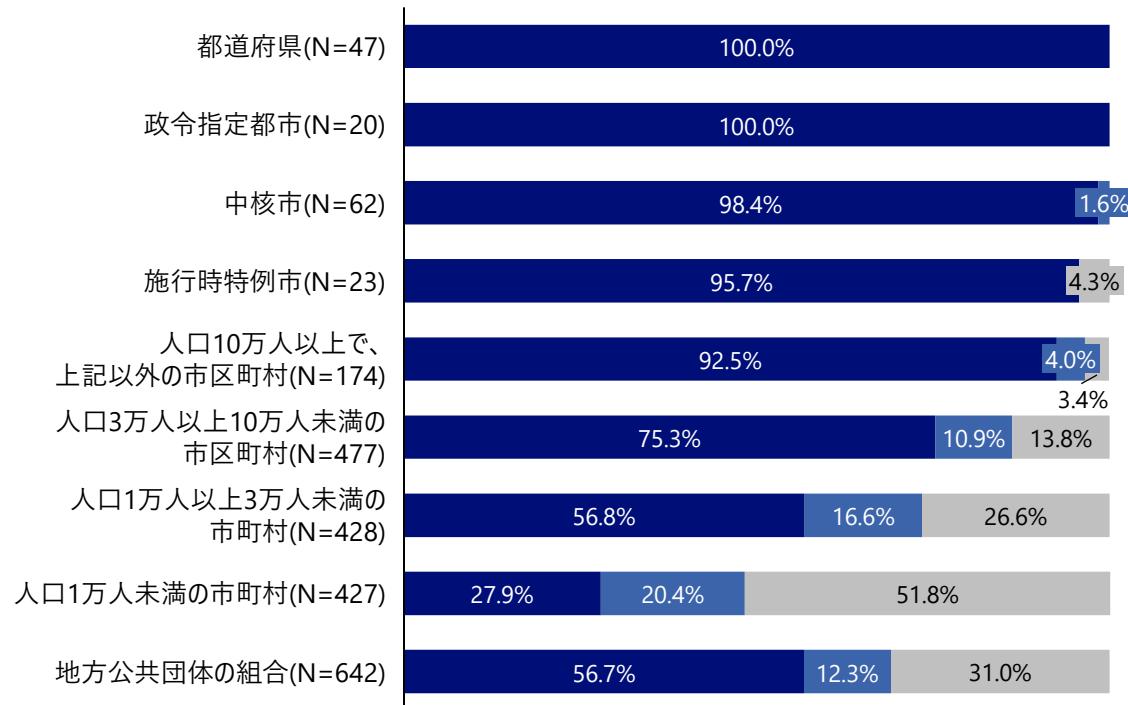
■ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は60.7%。未点検団体も26.4%確認される。

- 人口10万人以上の規模の団体では90%以上の団体が一年に一回以上のペースで点検している。

## 事務事業編に関する点検実施状況



## 事務事業編に関する点検実施状況 【団体区分別】



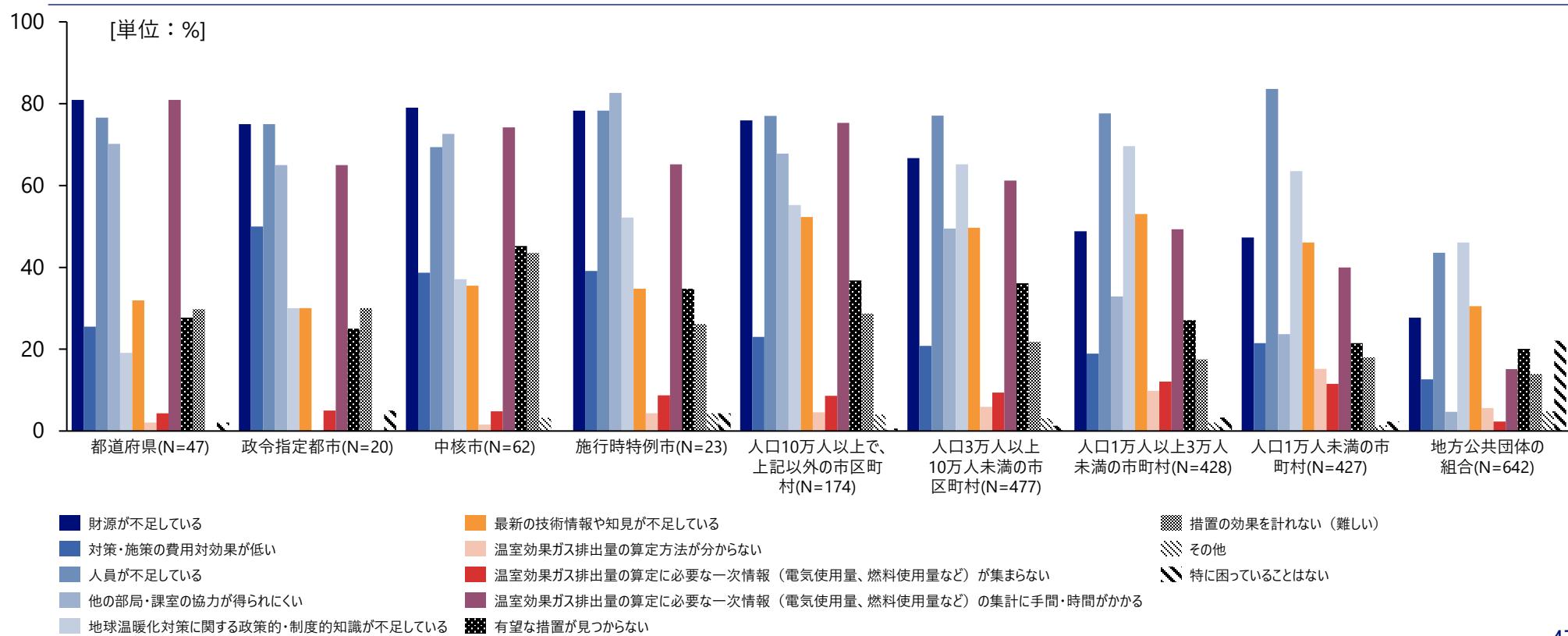
- 一年に一回以上のペースで点検している
- 毎年ではないが点検している
- 点検していない

## (4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

## 実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【Q1-6(4)】

- 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、特に小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」の割合が高い。

## 実行計画（事務事業編）の推進過程における課題（団体区分別）【Q1-6(4)】（複数選択可）



1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

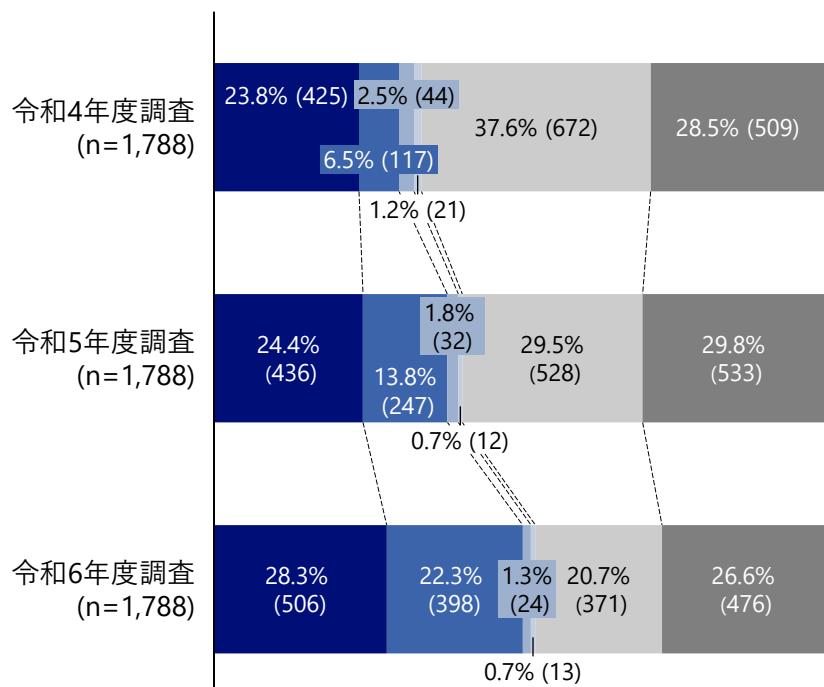
3. その他地球温暖化対策に関する事項

## (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

## 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体は、941団体・52.6%（令和5年度727団体・40.7%から214団体・11.9%増）。
- 過去に一度も策定したことのない“未策定団体”的割合は、847団体・47.4%と令和5年度調査より減少している（令和5年度1,061団体・59.3%から214団体・11.9%減）。未策定団体においても、今後の計画策定に向けた具体的な動きが進んできているものと想定される。

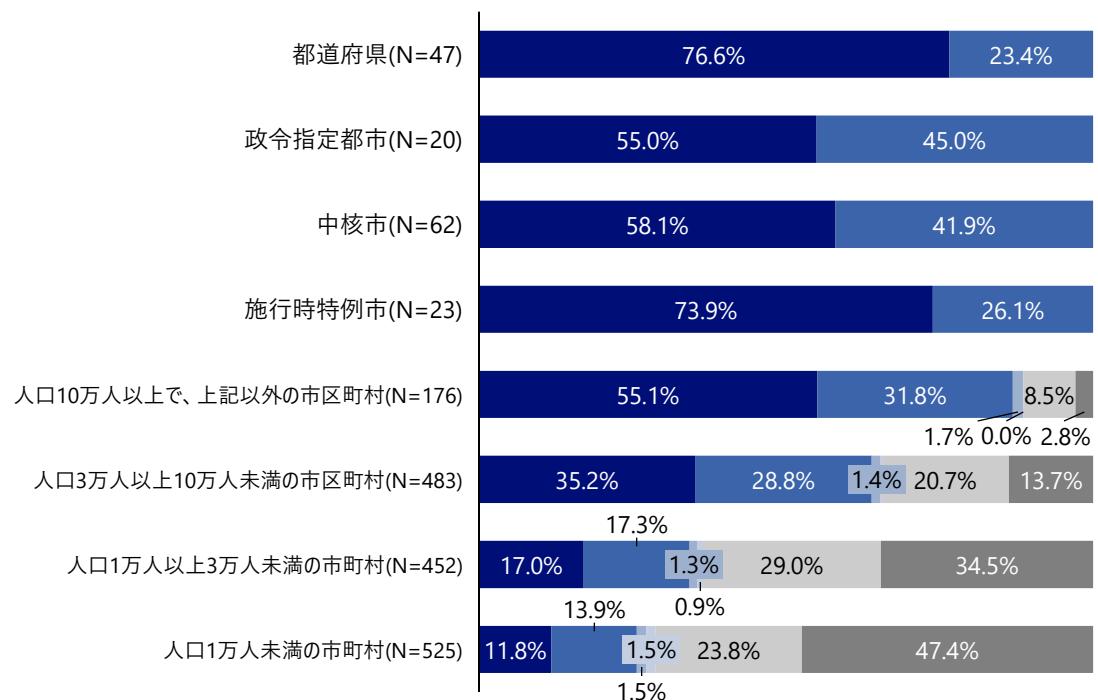
## 2024年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【経年比較】



- 現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を経過しており、2024年10月1日以降に改定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない

\*令和6年度調査において未回答の団体については、令和5年度調査の回答内容を反映

## 2024年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分】



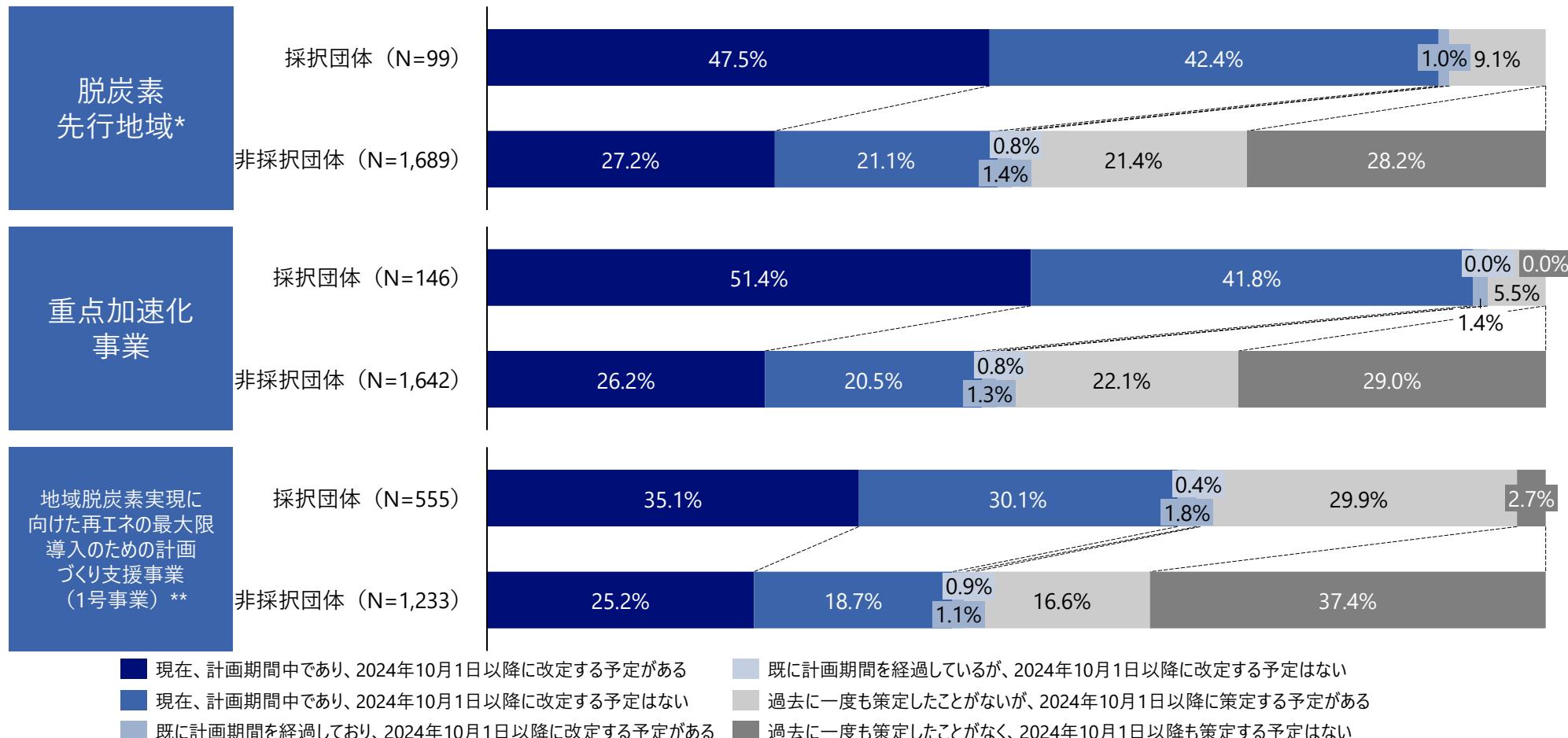
- 現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を経過しているが、2024年10月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない

## (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

## 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 環境省の補助事業別に見ると、いずれの補助事業についても、事業に採択されている団体の方が、区域施策編の策定率が高いことがうかがえる。

## 2024年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況（環境省補助事業別）



\*脱炭素先行地域事業は第1回～第4回の採択団体を「採択団体」としてカウント

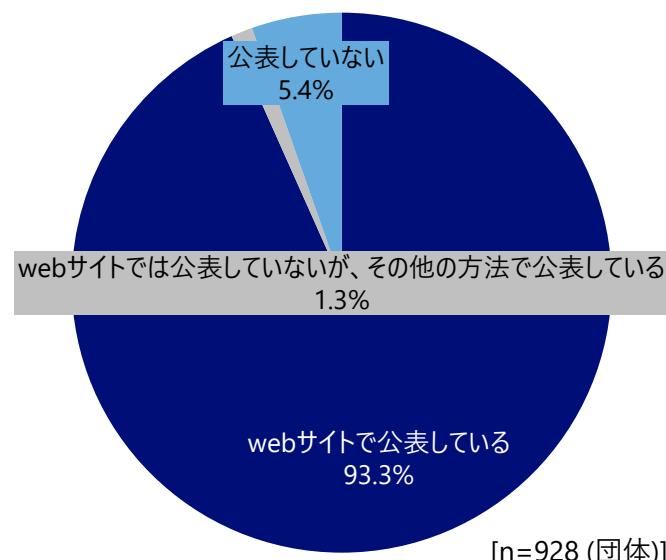
\*\*計画づくり支援事業における1号事業：再エネ導入目標における採択団体を「採択団体」としてカウント

## (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ②区域施策編の公表状況

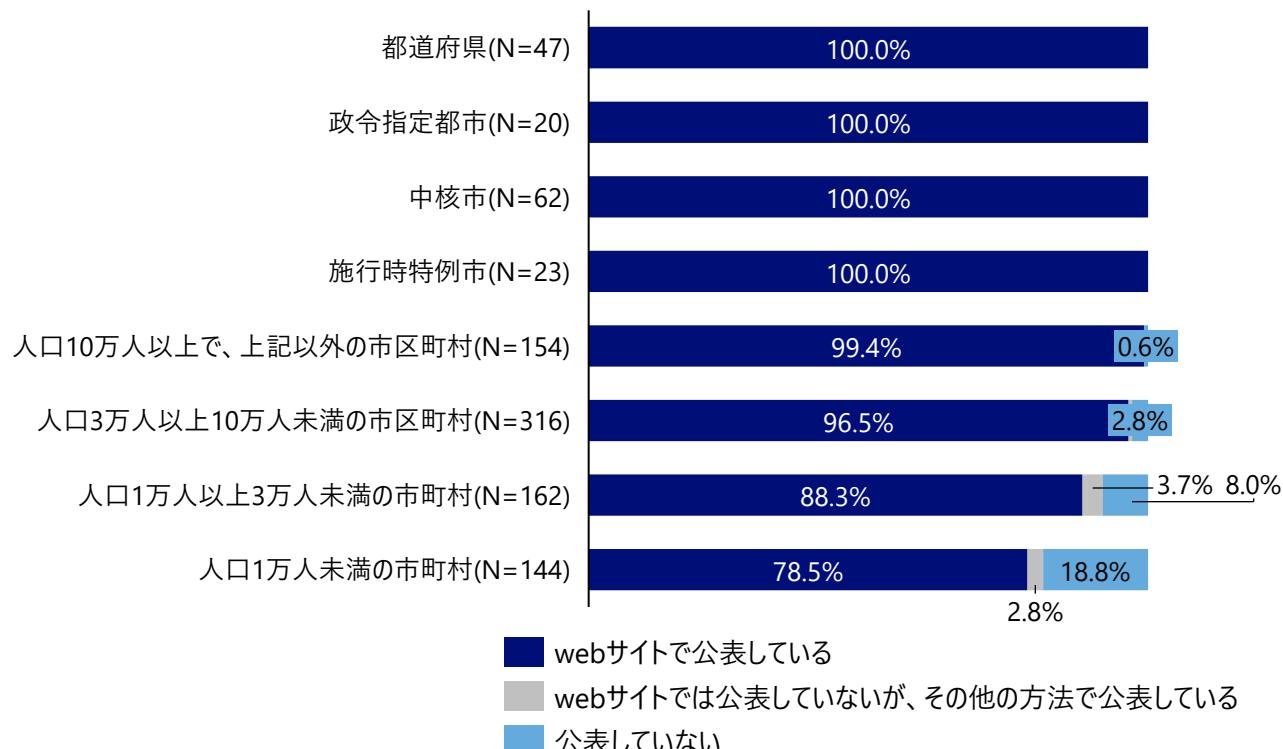
## 区域施策編の公表状況【Q2-1(2)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画をwebサイトで公表している団体は93.3%、webサイト以外にて公表している団体は1.3%で、5.4%の団体は公表に至っていない。
- 施行時特例市以上の団体は公表率100%。

## 策定した実行計画（区域施策編）の公表状況



## 策定した実行計画（区域施策編）の公表状況【団体区分別】

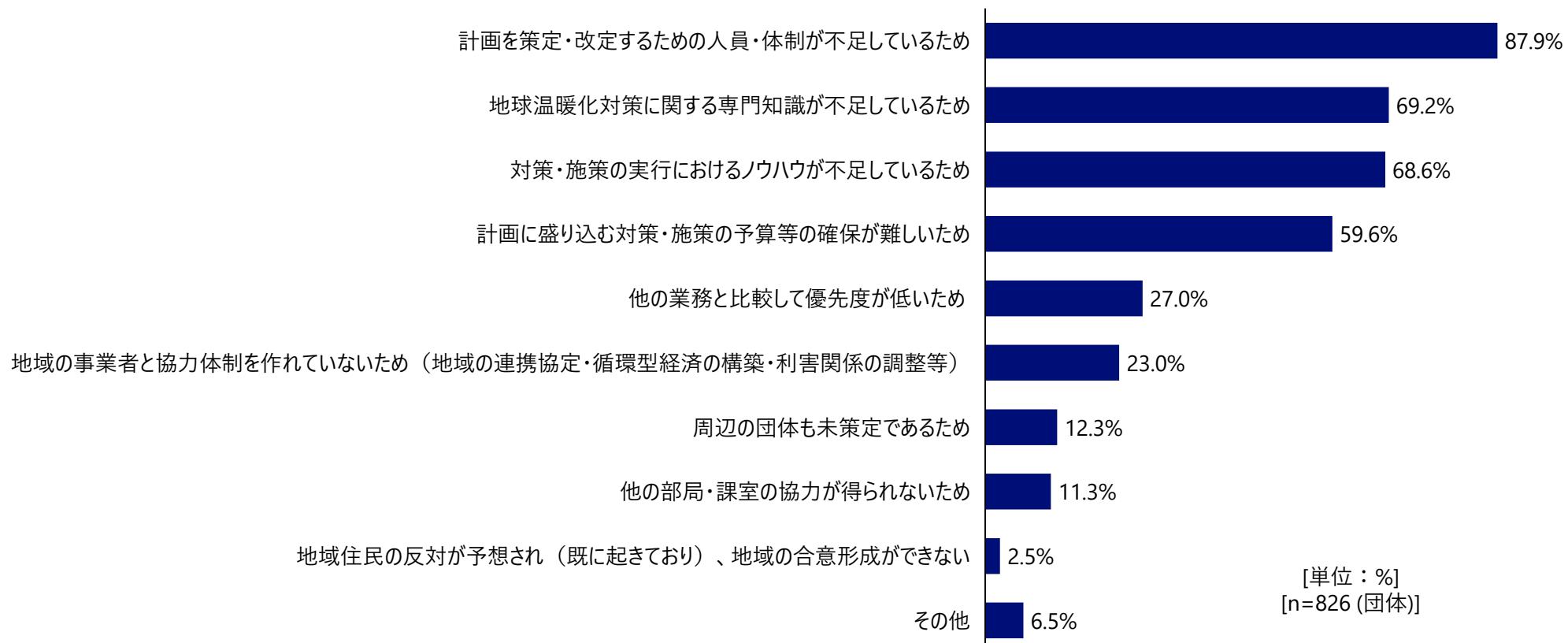


## (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

## 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」、「計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため」と続く。

## 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎても未改定の理由【Q2-1(3)】（複数選択可）

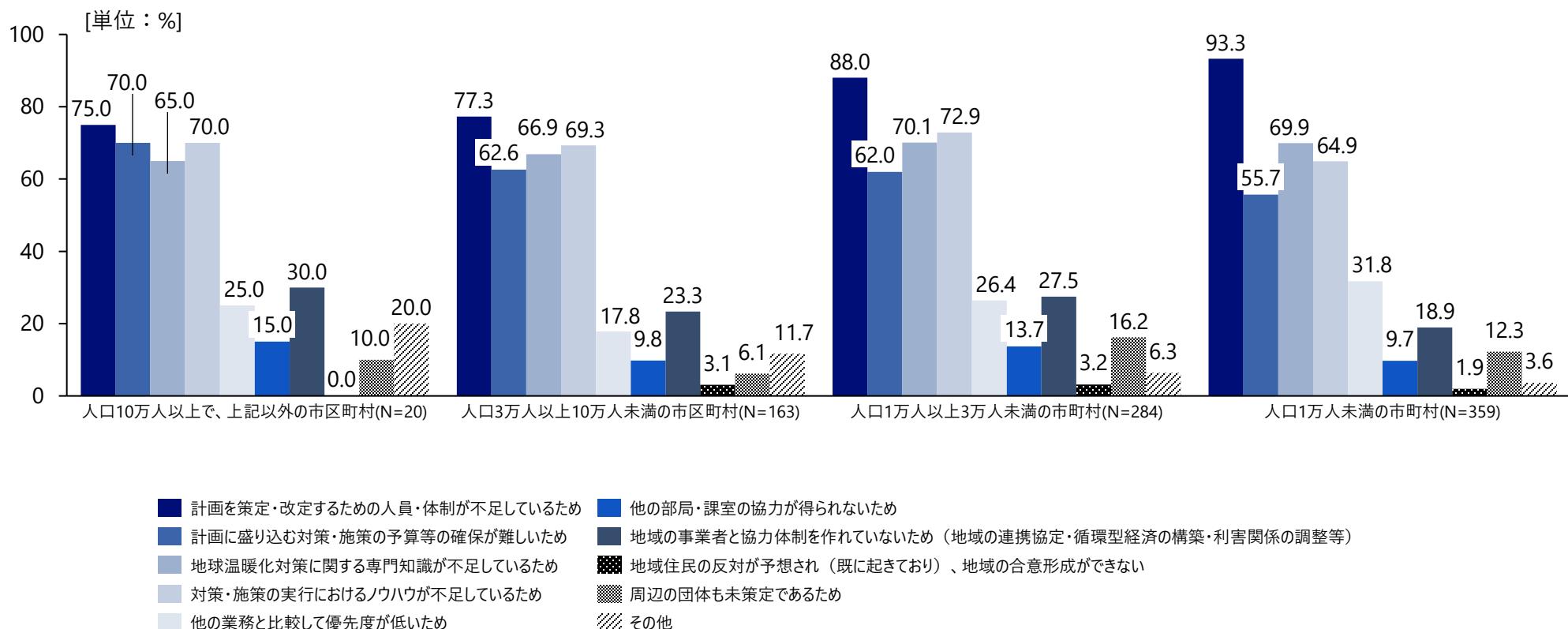


## (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

## 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」が最も多く、人口規模が小さくなるほど、選択する割合が高くなる傾向が見られる。

## 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎても未改定の理由【団体区分別】（複数選択可）



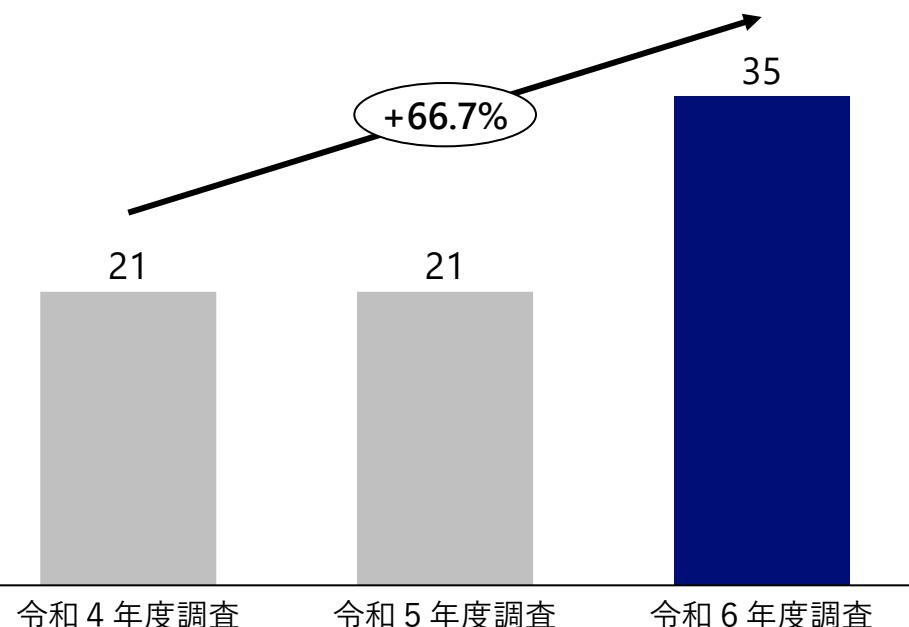
## (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

## 実行計画（区域施策編）の共同策定の策定状況 【Q2-1(4)】

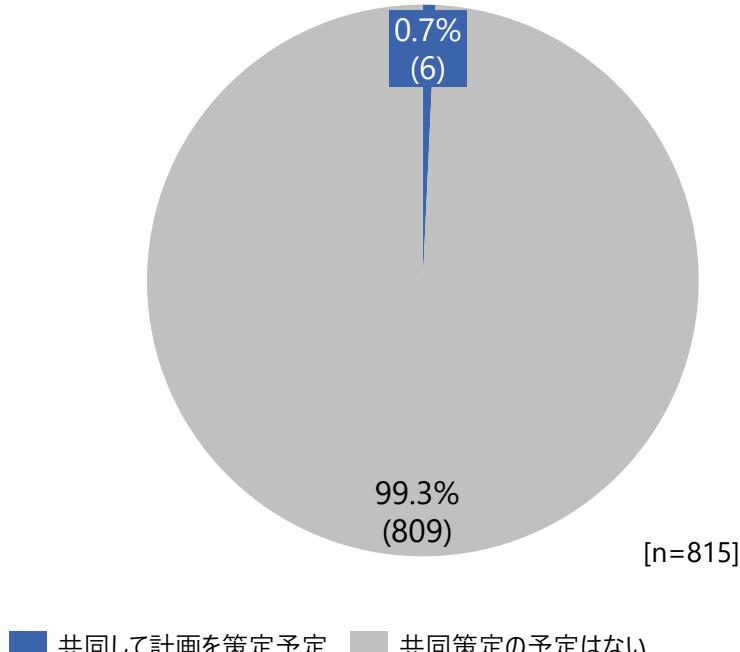
- 実行計画（区域施策編）を共同で策定済の団体は35団体で、令和4年度調査結果の21団体と比較して14団体増加。
- また、区域施策編未策定団体のうち、共同策定予定の団体は0.7%（6団体）。

区域施策編の共同策定団体数（累積値）

[単位：団体]



区域施策編未策定団体における共同策定予定

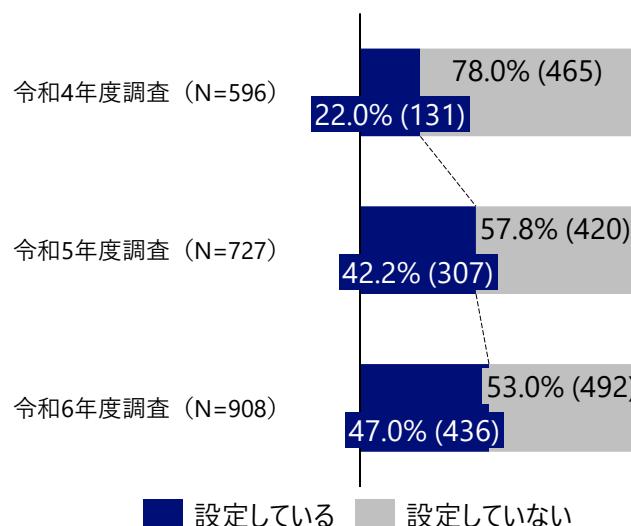


## (2) 実行計画（区域施策編）における再エネ導入に係る目標設定状況

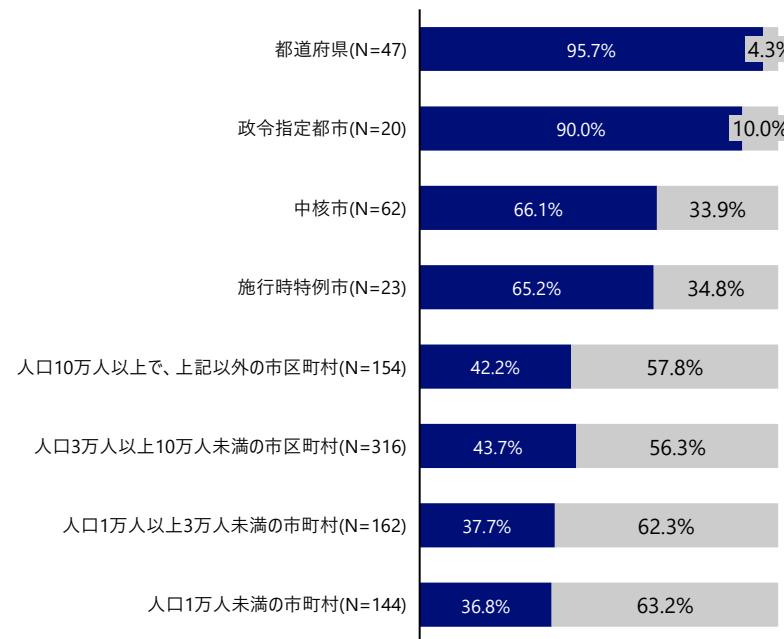
## 実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入量目標【Q2-2(1)】

- 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量に係る目標を設定している団体は47.0%で、令和5年度調査42.2%より4.8%増。
  - 区分別にみると、都道府県で95.7%、政令指定都市で90.0%、中核市で66.1%、施行時特例市で65.2%。
- 目標年度としては「2030年度」が最も多い。

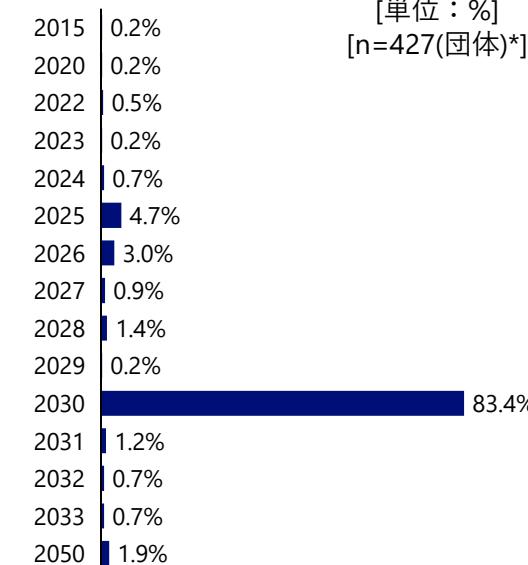
## 区域における再エネ導入量目標設定状況



## 区域における再エネ導入量目標設定状況【団体区分別】



## 区域における再エネ導入量目標設定年度



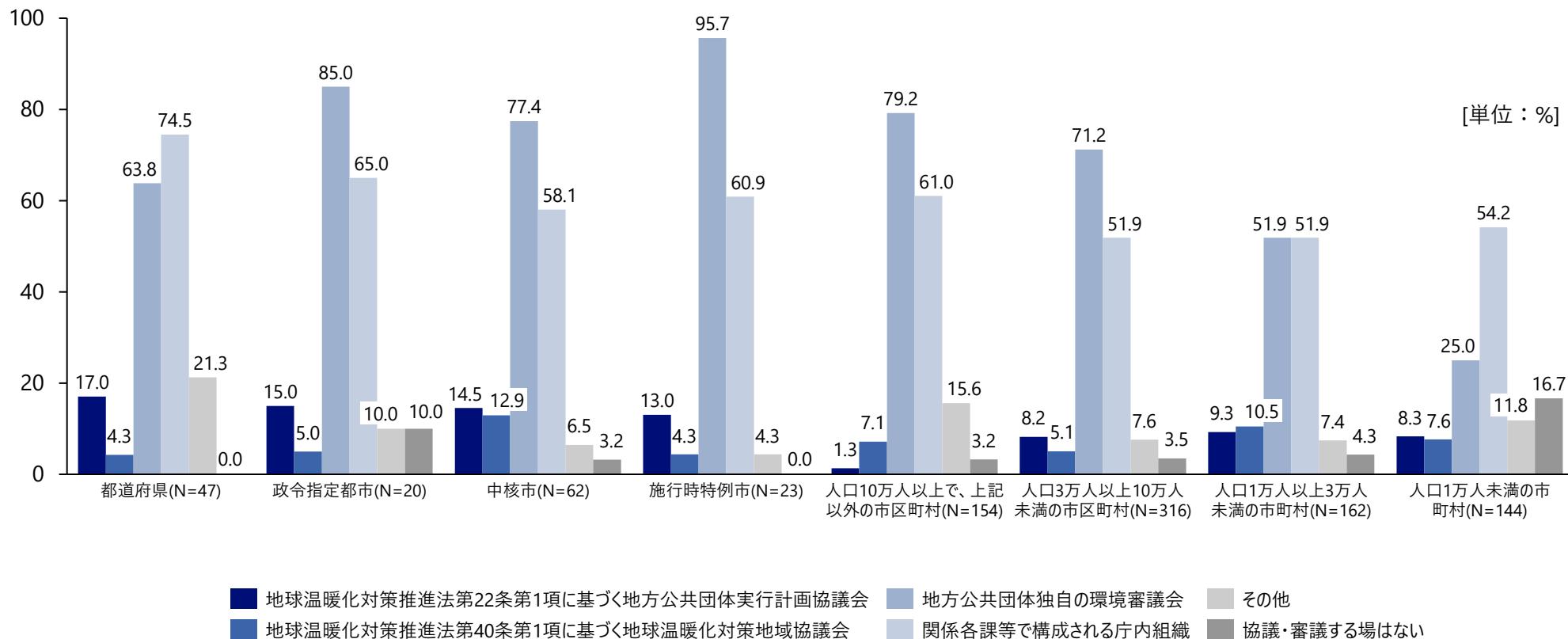
\*具体的な目標値の設定は無く、目標年度のみ設定している団体の回答も含む

## (3) 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組み

## 区域施策編の進捗管理の仕組み【Q2-3】

- 区域施策編定済団体における、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては「環境審議会」、「関係各課等で組織される庁内組織」が多い。

## 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【団体区分別】（複数選択可）



## (4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

## 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)①】

- 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している取組としては、設備設置のための自治体独自の補助金や、電動車（EV、FCV、PHEV、HV）の公共充電インフラ整備・導入に向けた協定締結等が確認される。

## 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)①】（複数選択可）

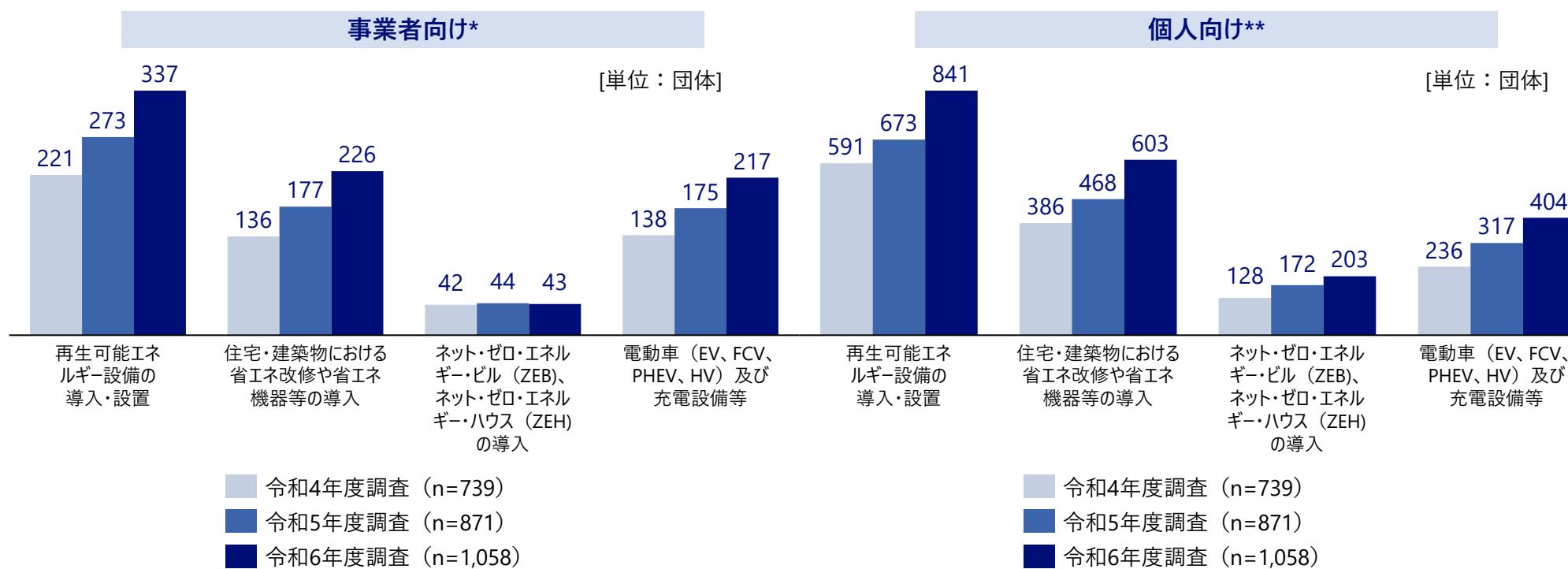


## (4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

## 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)①】

- 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは337団体（令和4年度調査では221団体）、個人向けでは841団体（同591団体）と導入団体が大きく増加している。
- 同様に、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入や電動車及び充電設備、ZEB/ZEH導入に係る自治体独自の補助金制度を導入する団体も増加傾向にある。

## 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度に係る取組実施状況 【Q2-4(1)①】（複数選択可・累積値）

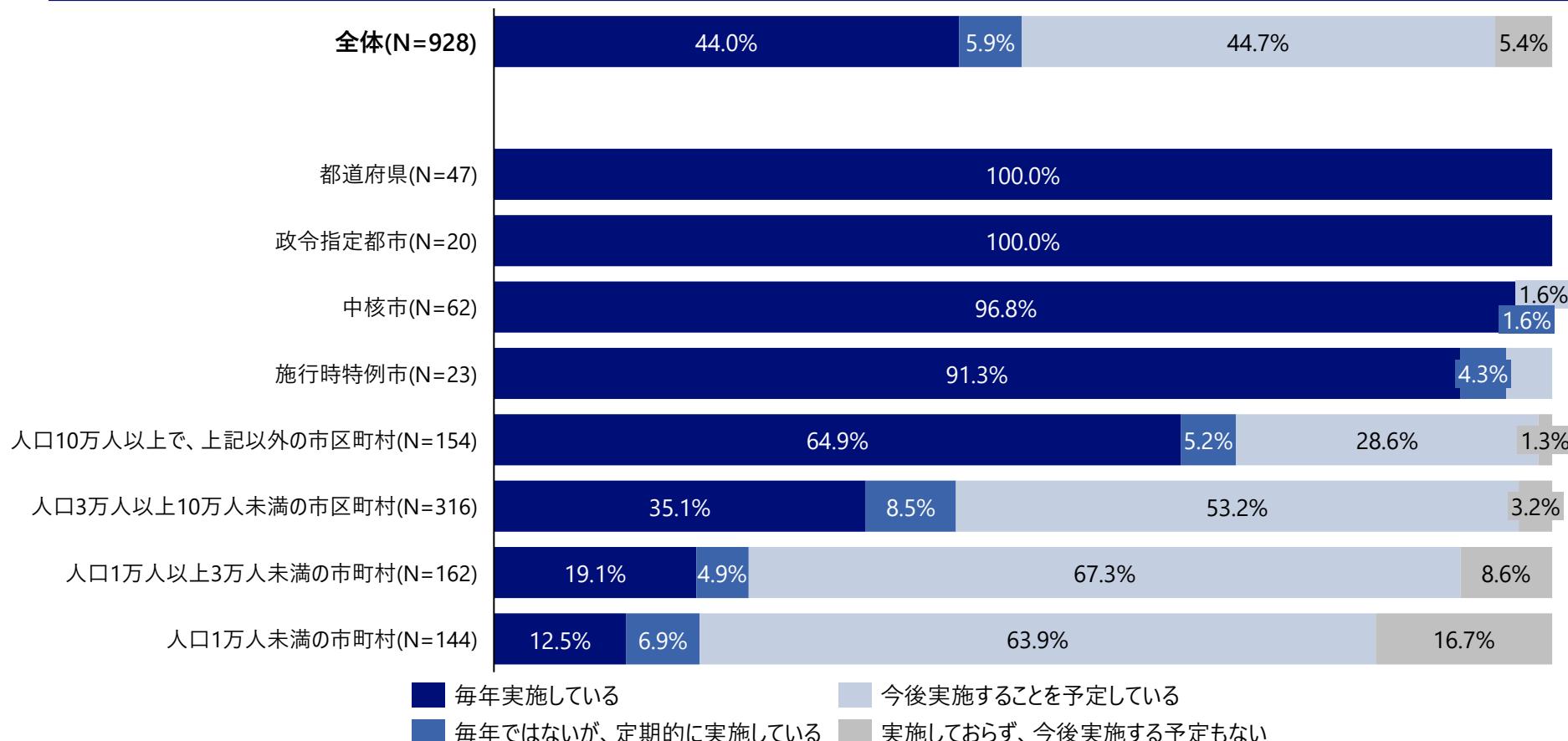


## (5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ①区域施策編の点検実施状況

## 温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況【Q2-5(1)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している」と回答した団体の割合は低下し、人口3万人未満の小規模団体では20%以下に留まる。

## 温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況

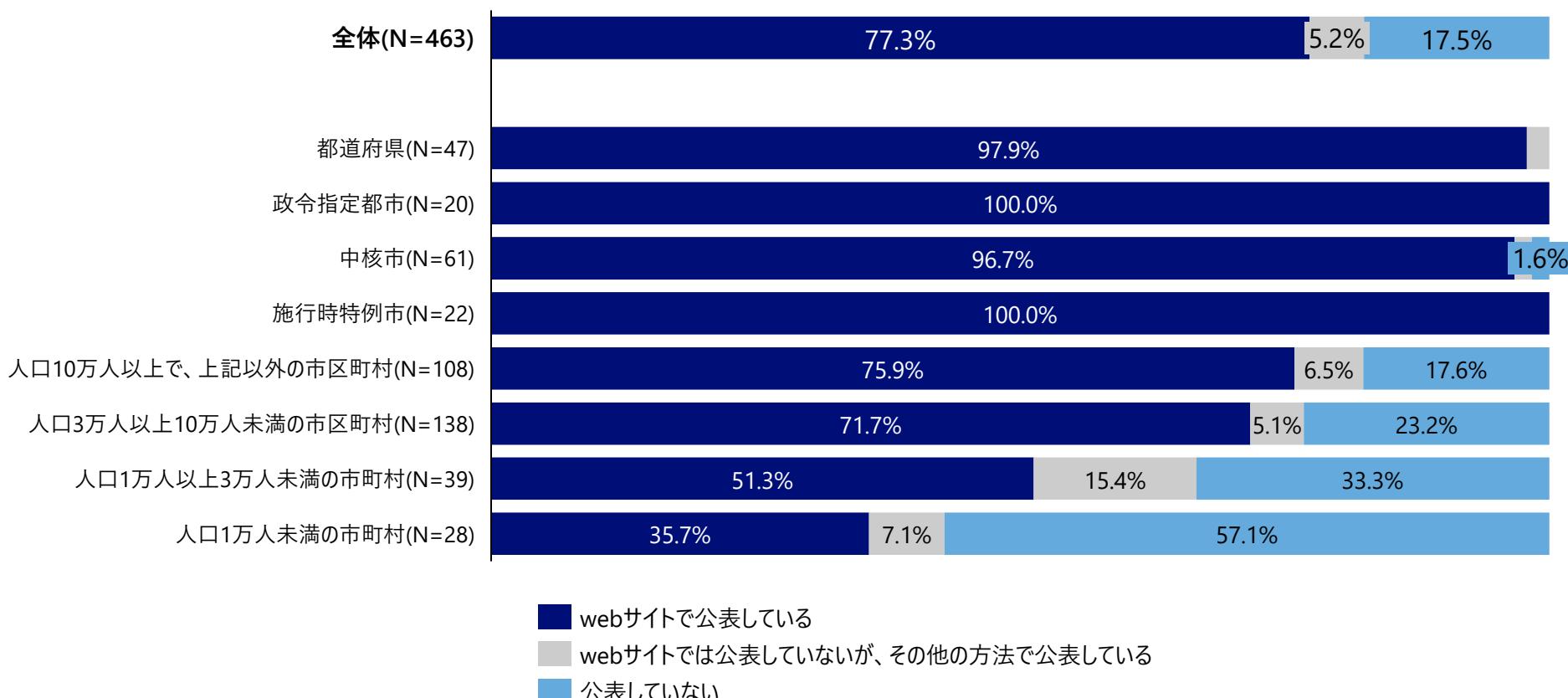


## (5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ②区域施策編の進捗評価結果の公表状況

## 区域施策編の進捗評価結果の公表状況【Q2-5(2)】

- 区域施策編を策定済、かつ点検実施済団体における進捗評価結果の公表状況について地方公共団体の区別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では95%以上が「webサイトで公表している」と回答。

## 区域施策編の策定済・点検済団体における進捗評価結果の公表状況

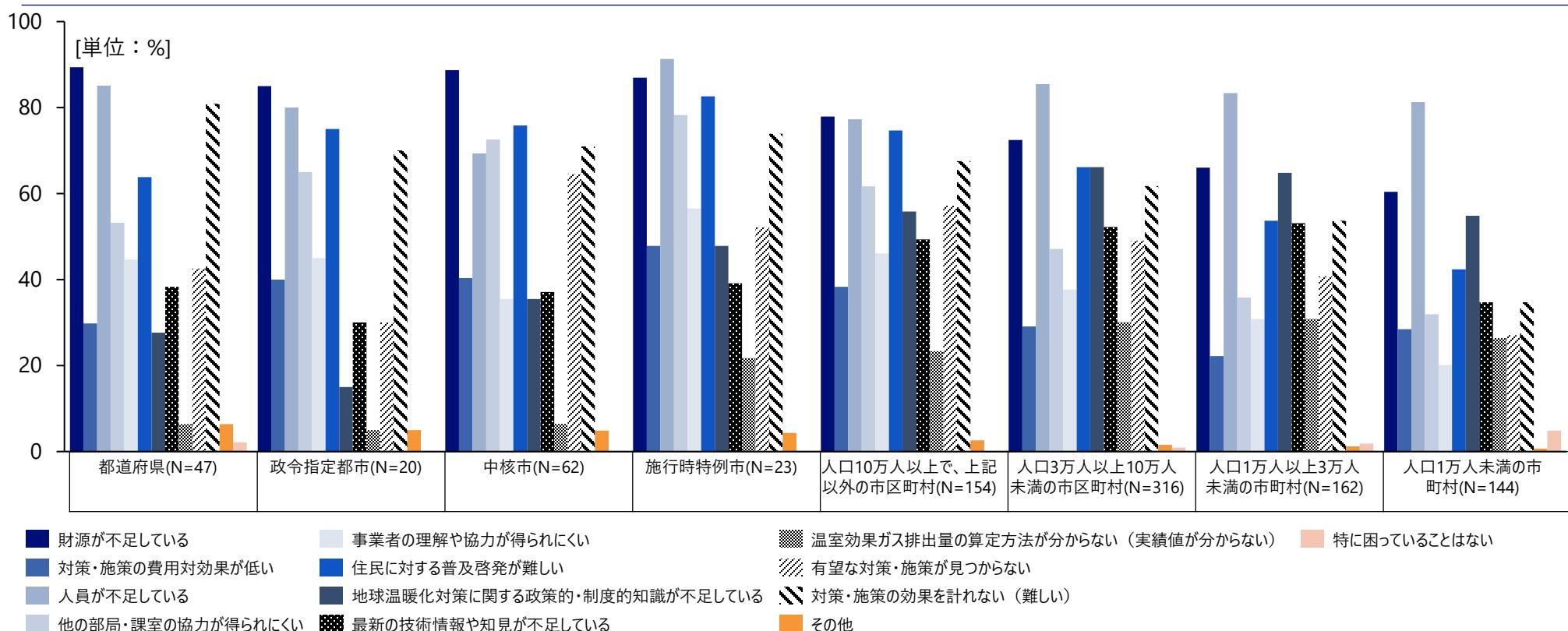


## (5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ③区域施策編の推進過程における課題

## 区域施策編の推進過程における課題【Q2-5(3)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体が多い。

## 実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区別】（複数選択可）

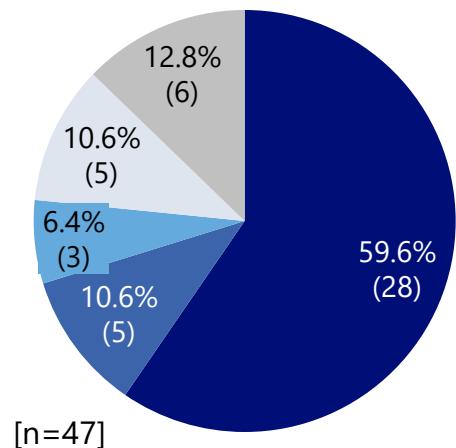


## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ①都道府県基準の策定状況

## 都道府県基準の策定状況 【Q2-6(2)①】

- 都道府県基準の策定が完了しているのは28団体。
- 策定に向けた検討を進めている都道府県は8団体で、そのうち策定予定時期が決まっている都道府県は5団体。

## 都道府県基準の策定状況



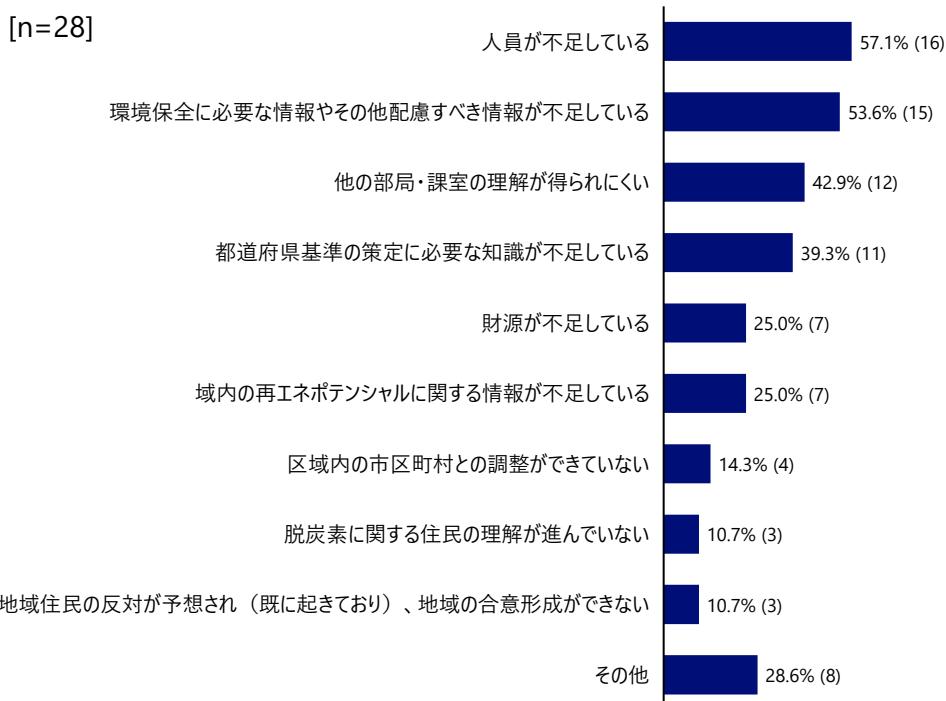
- 策定が完了している
- 策定に向けた検討を進めており、策定予定時期が決まっている
- 策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
- 策定予定だが、まだ検討を開始していない
- 今後も策定する予定はない

## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題

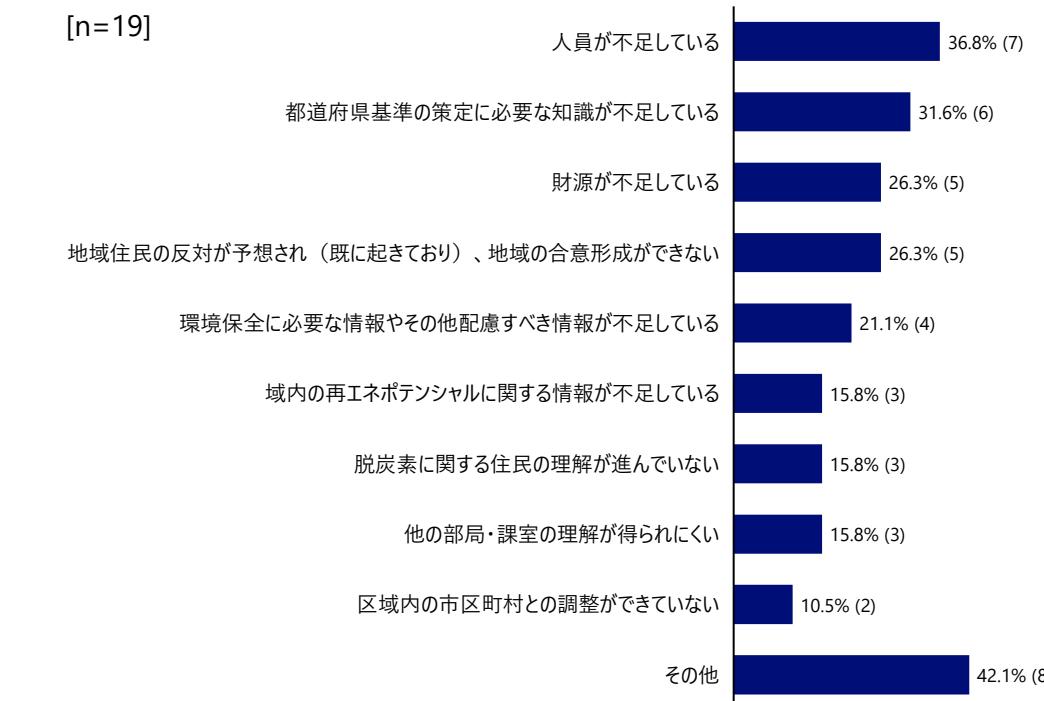
## 都道府県基準の策定に係る障壁・課題 【Q2-6(2)②】

- 都道府県基準を策定済みの団体においては、「人員が不足している」が最も多く、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」、「他の部局・課室の理解が得られにくい」と続く。
- 都道府県基準を未策定の団体においては、「その他」を除くと、「人員が不足している」が最も多く、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」、「財源が不足している」「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」と続く。

都道府県基準の策定に関して課題であったこと（複数選択可）  
(都道府県基準を策定済：Q2-6(2)①で「1」を選択)



都道府県基準の策定に関して課題であること（複数選択可）  
(都道府県基準を未策定：Q2-6(2)①で「2～5」を選択)



## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ③市区町村が促進区域を設定するための取組支援

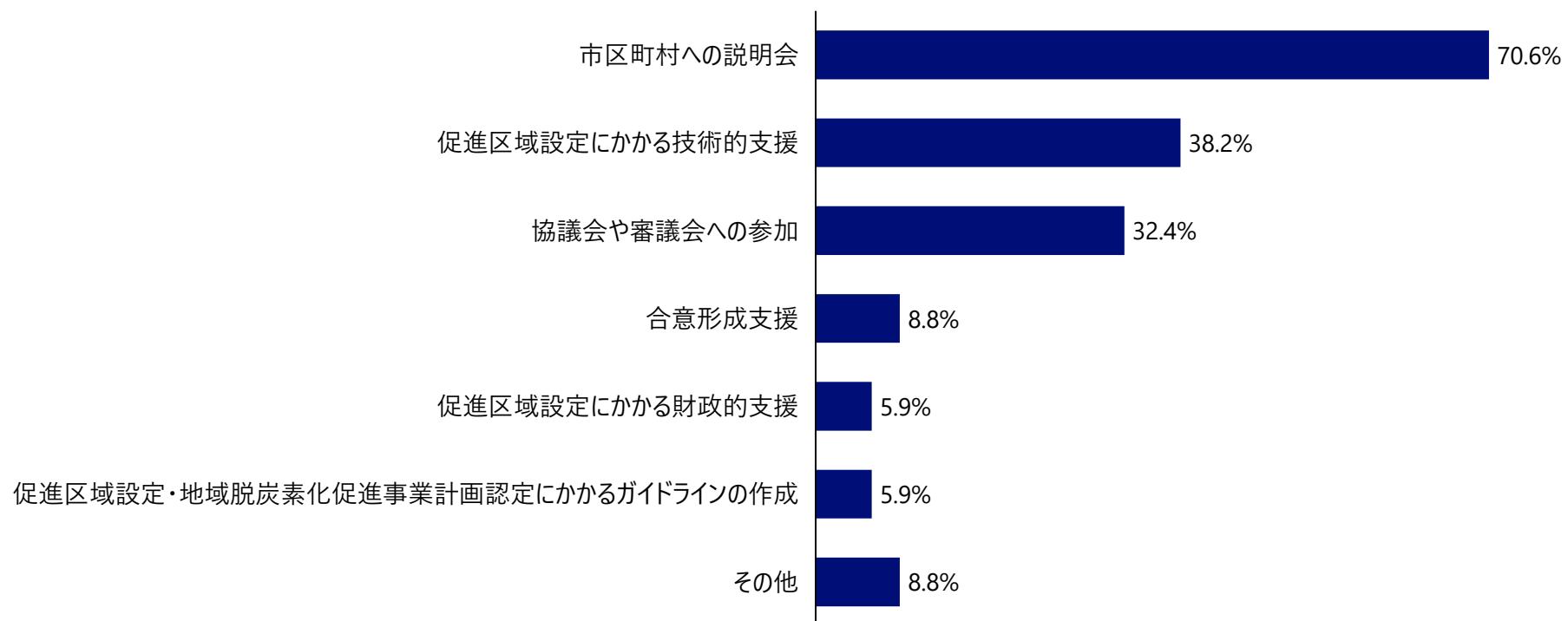
## 都道府県基準策定後に市区町村が促進区域を設定するための取組支援【Q2-6(2)③】

- 都道府県基準を策定している、または検討を進めている34団体において、実施している、または実施を検討している市区町村が促進区域を設定するための取組支援として、多い順に「市町村への説明会」「促進区域設定にかかる技術的支援」「協議会や審議会への参加」となった。

## 都道府県基準策定後に市区町村が促進区域を設定するための取組支援（複数選択可）

※都道府県基準を策定している、または策定に向けた検討を進めている都道府県のみ

[n=34]

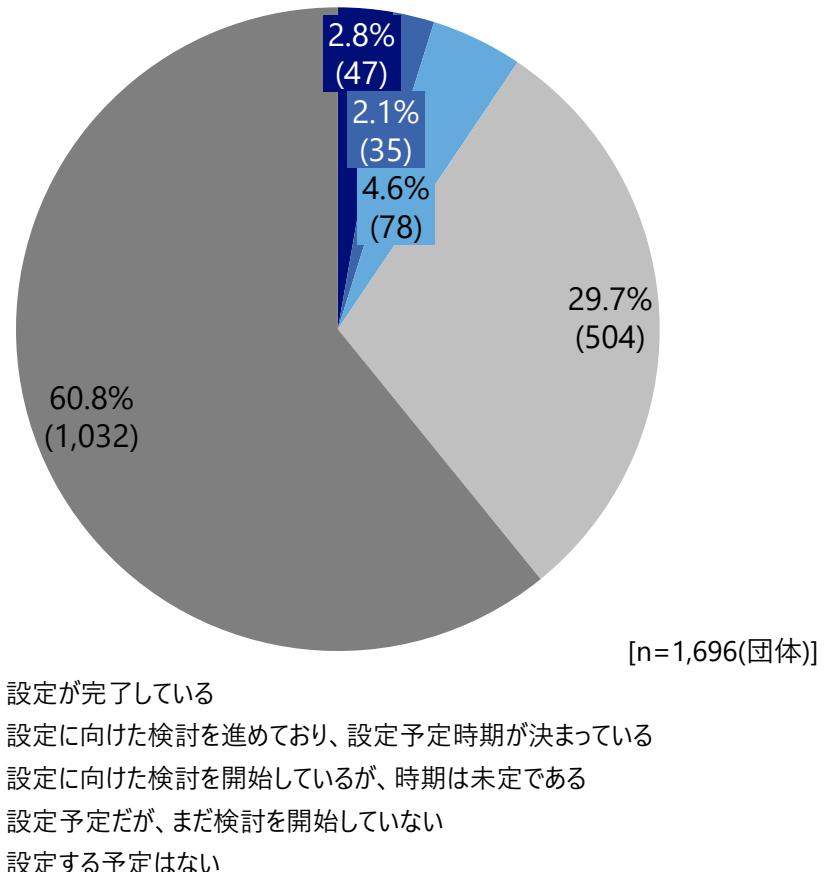


## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ④市区町村における検討状況

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)①⑤】

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定、または設定に向けた検討を実施している団体は9.4%（160/1,696団体）に留まる。一方、設定の予定がない市区町村は60.8%（1,032/1,696団体）を占める。
- なお、地域脱炭素化促進事業計画については、1団体（氷見市）が認定済（太陽光発電・1件・39,713kW）。

## 区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況



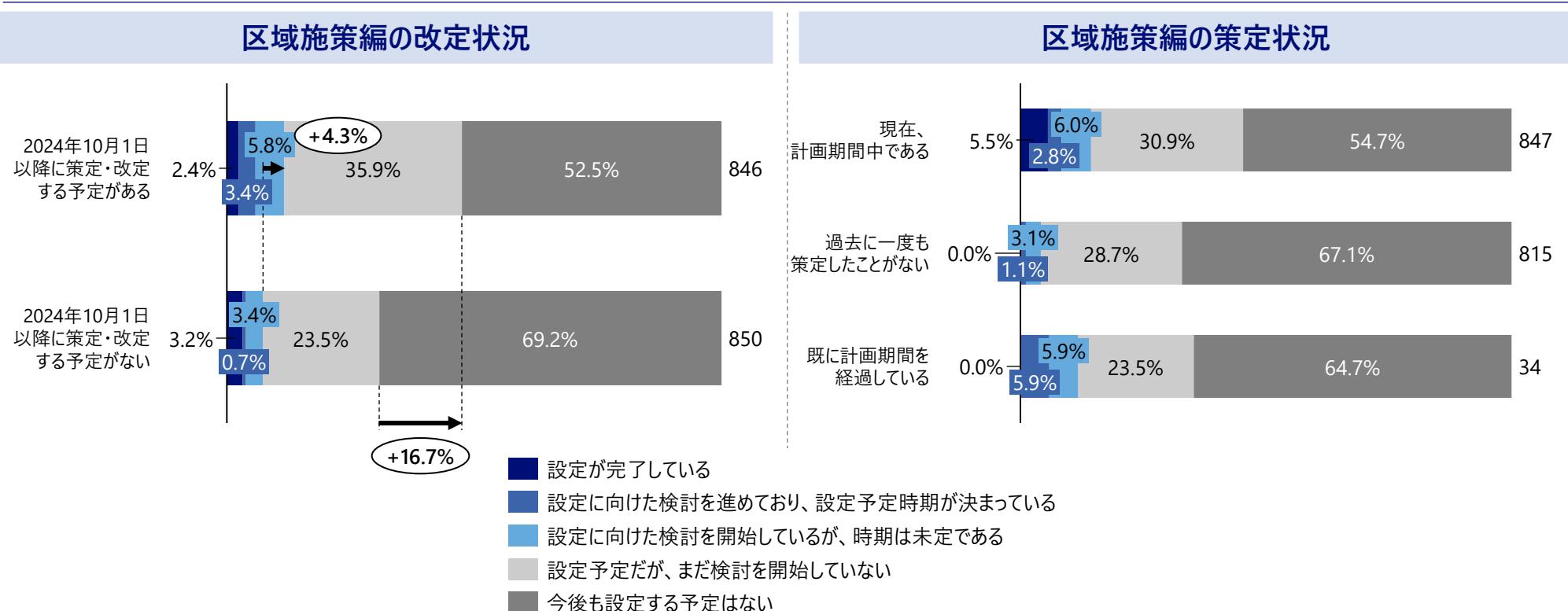
## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ④市区町村における検討状況

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)① × Q2-1(1)①】

- 区域施策編の改定予定別にみると、令和6年10月1日以降に策定または改定の予定がある団体は、その他の団体と比較して、「設定完了」「検討を開始している」の割合が4.3%高い。「設定予定」も含めると、16.7%高い。
  - 区域施策編の改定に合わせて促進事業に関する事項を検討する団体が多いことが原因と推察される。
- 策定状況別にみると、計画期間中の団体は、促進事業を「設定完了」「検討を開始している」である割合が最も高い。「設定予定」も含めると、計画期間中の団体が最も高い。

## 区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況【区域施策編策定状況別】

[n=1,638(団体)]

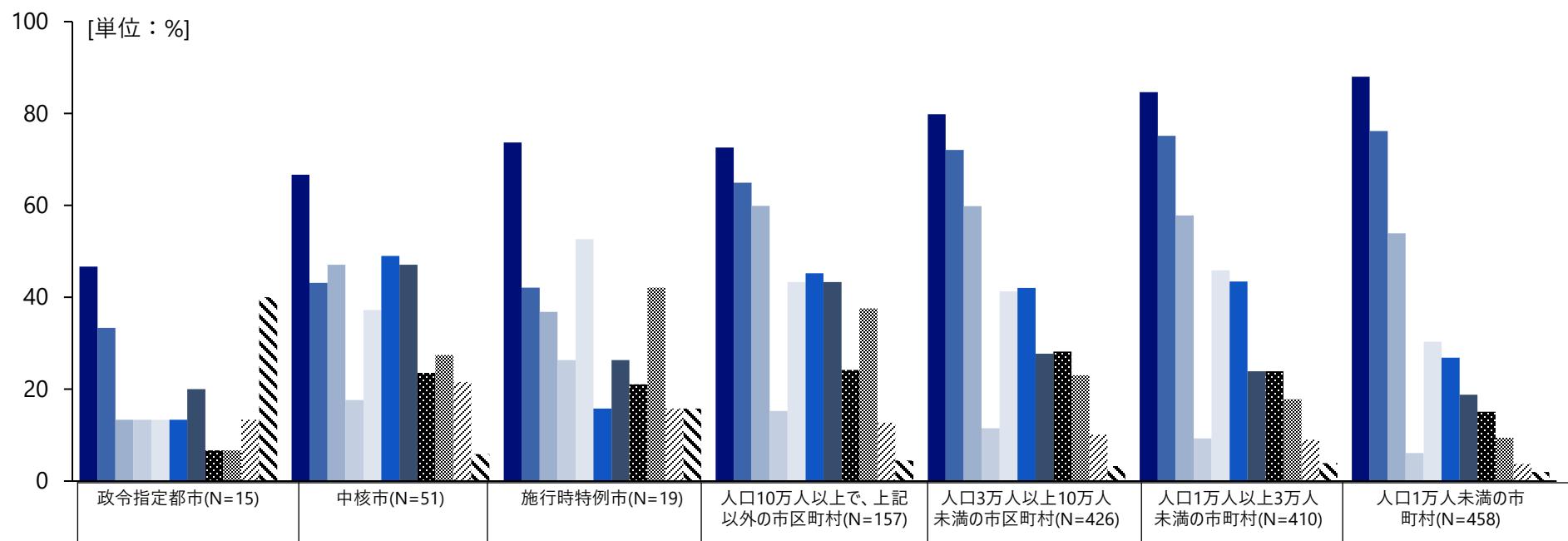


## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑤設定に係る障壁・課題

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【Q2-6(1)(2)】

- 全市区町村において、人材不足を障壁とする割合が高い。小規模団体においては、制度に関する知識・財源不足を課題とする割合が高い。

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【団体区分別】（複数選択可）



- 人員が不足している
- 制度の知識が不足している
- 財源が不足している
- 都道府県の都道府県基準設定後に検討を予定している
- 環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している

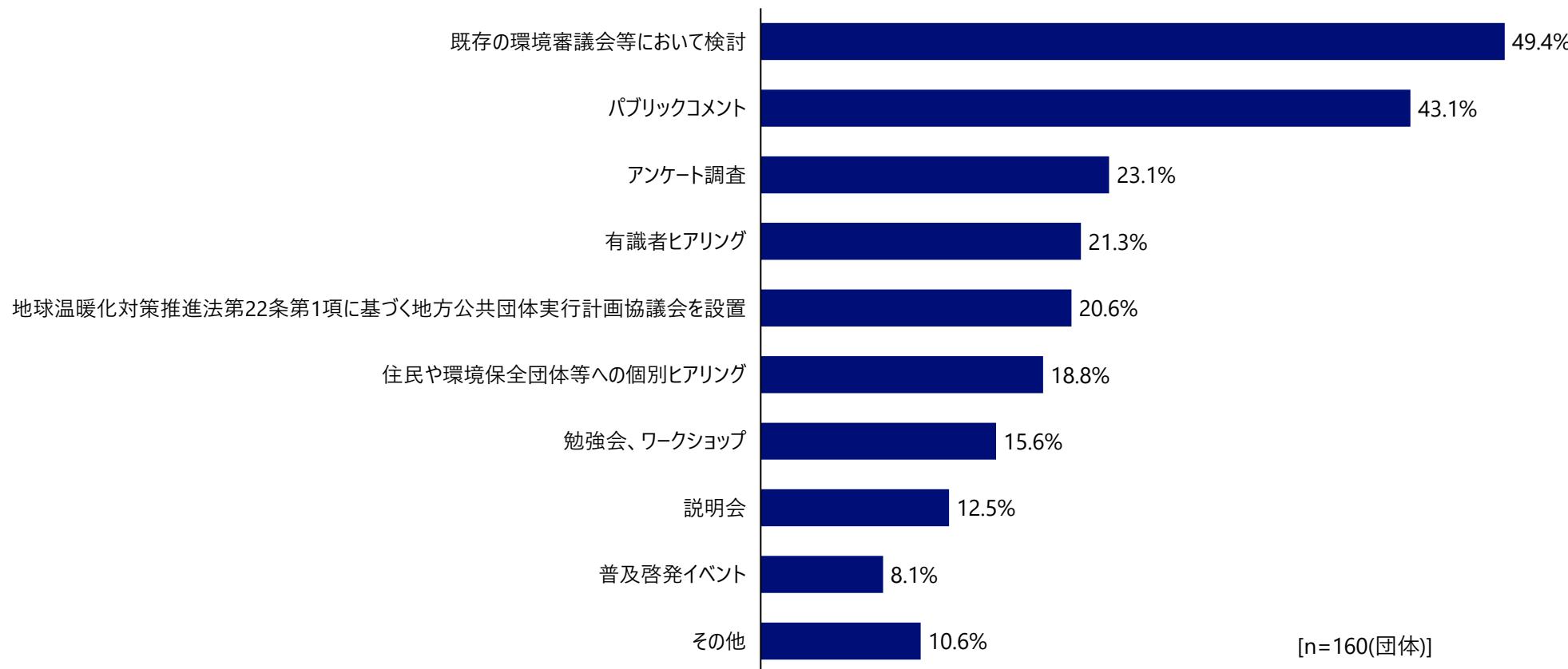
- 域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している
- 促進区域の候補となるエリアがない
- 脱炭素に関する住民の理解が進んでいない
- 他の部局・課室の理解が得られにくい
- 地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない
- その他

## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑥設定に向けた検討体制

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定または検討の際に活用した合意形成手法【Q2-6(1)(3)】

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定または検討の際に活用した合意形成としては、「既存の環境審議会等において検討」、「パブリックコメント」が多い結果となった。

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定または検討の際に活用した合意形成手法（複数選択可）

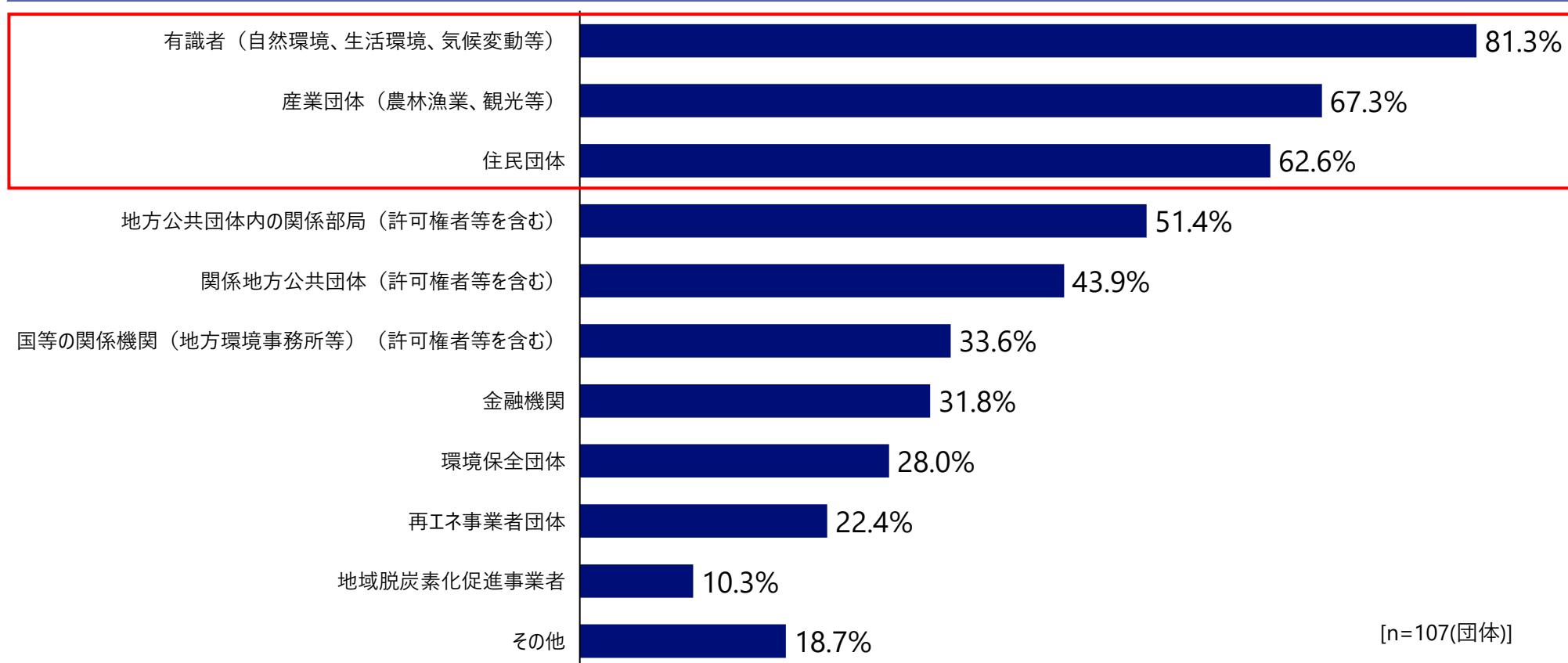


## (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑥設定に向けた検討体制

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定における協議会等の構成員 【Q2-6(1)④】

- 温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討している団体のうち、81.3%（87/107団体）が有識者を、67.3%（72/107団体）が産業団体を、62.6%（67/107団体）が住民団体を構成員としている。

## 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における協議会等の構成員（複数選択可）



1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

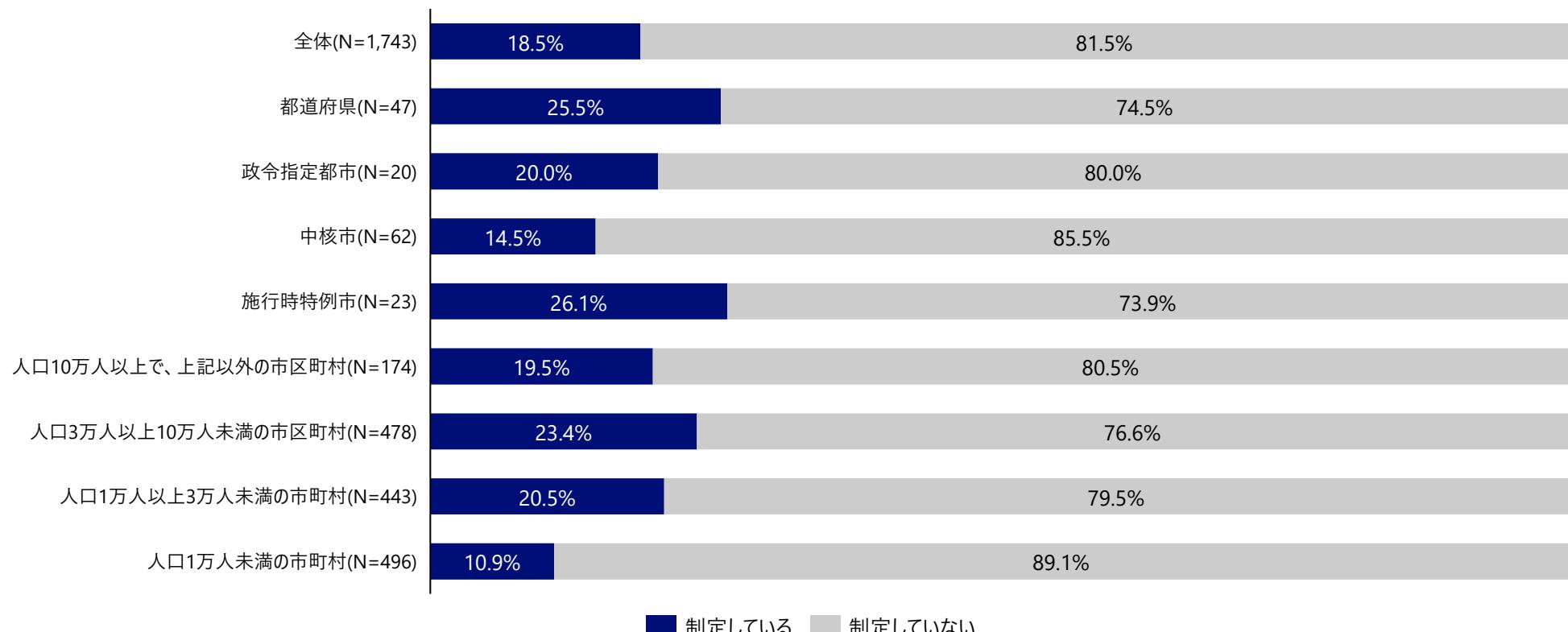
3. その他地球温暖化対策に関する事項

## (1) 「再生可能エネルギー利用の規制」に向けた条例制定状況

## 再生可能エネルギー規制を目的とする条例の制定状況【Q3-1(1)①】

- 再生可能エネルギー規制条例を制定している団体は、全体で18.5%となっており、団体区分別に見ると10.9%～26.1%であった。

## 再生可能エネルギー規制条例の制定状況

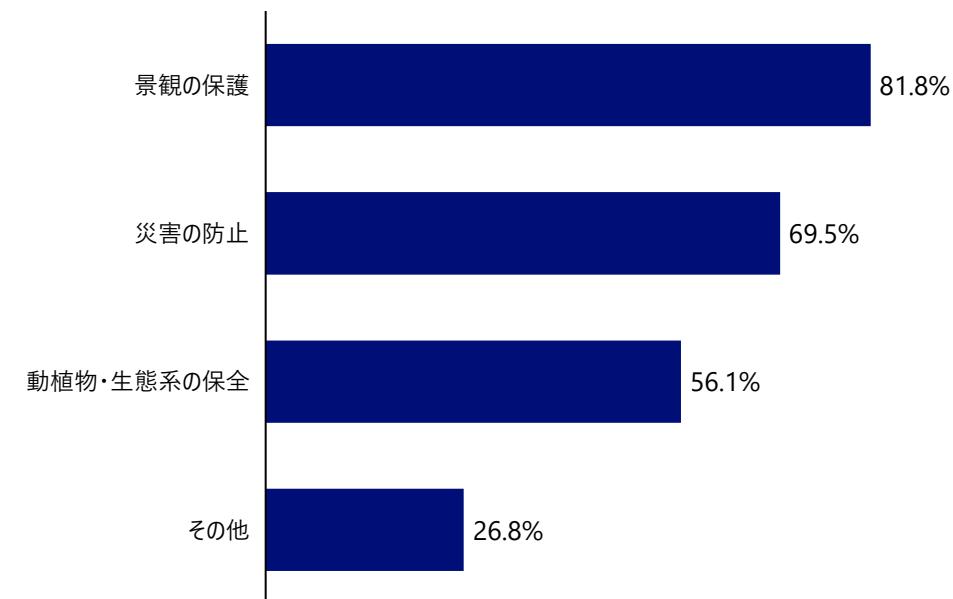


## (1) 「再生可能エネルギー利用の規制」に向けた条例制定状況

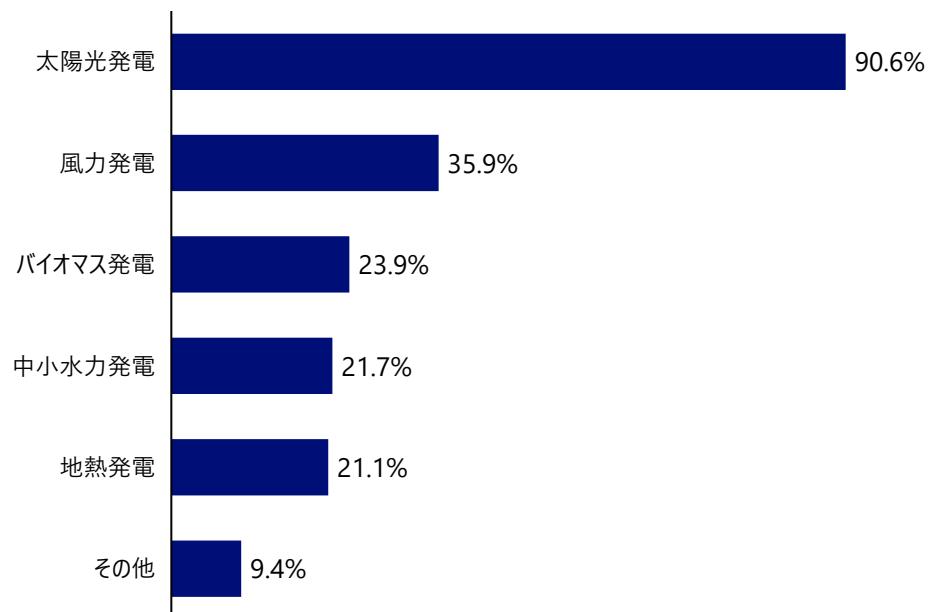
## 再生可能エネルギー規制を目的とする条例の規制目的/再生可能エネルギー規制を目的とする条例の対象再生可能エネルギー【Q3-1(1)②】

- 再生可能エネルギー規制条例の規制目的は、「景観の保護」が81.8%と最も多い。
- 対象再生可能エネルギーは、「太陽光発電」が90.6%と最も多い。

再生可能エネルギー規制条例の規制目的（複数選択可）



再生可能エネルギー規制条例の対象再生可能エネルギー（複数選択可）



[n=351]

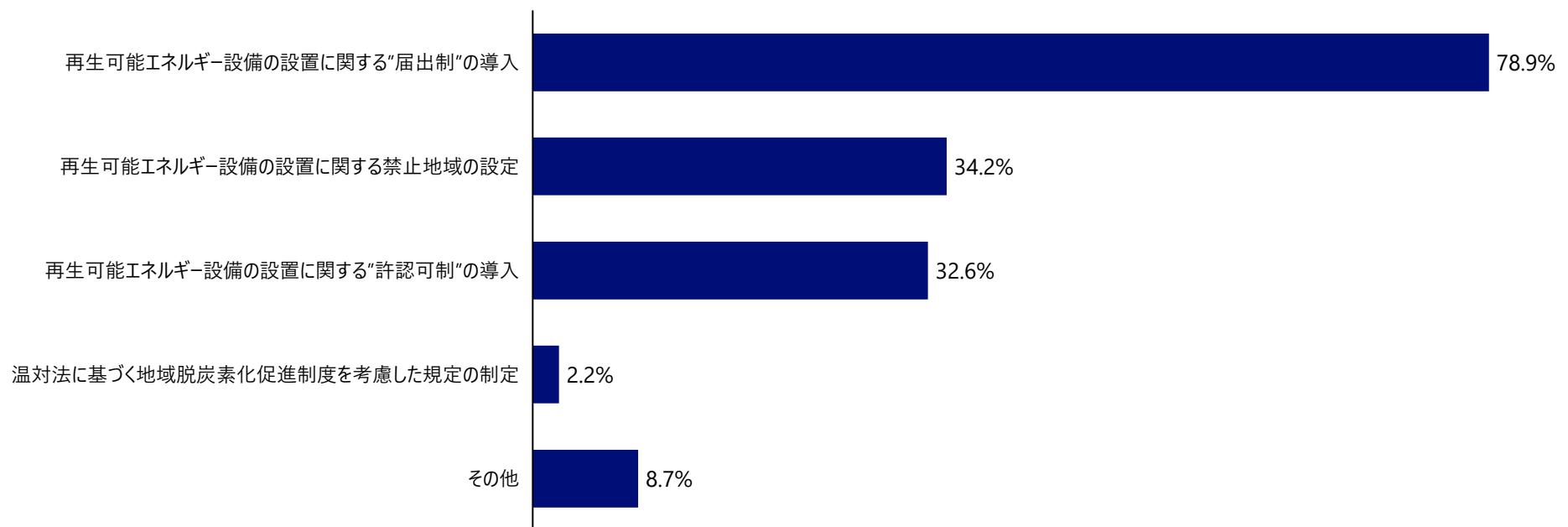
[n=351]

## (1) 「再生可能エネルギー利用の規制」に向けた条例制定状況

## 「再生可能エネルギー利用規制」目的の条例制定内容 【Q3-1(2)】

- 「再エネ利用規制」目的の条例の内容としては、「再エネ設備の設置に関する“届出制”的導入」が78.9%で最も多かった。

## 「再エネ利用規制」目的の条例制定内容【Q3-2(3)①】（複数選択可）



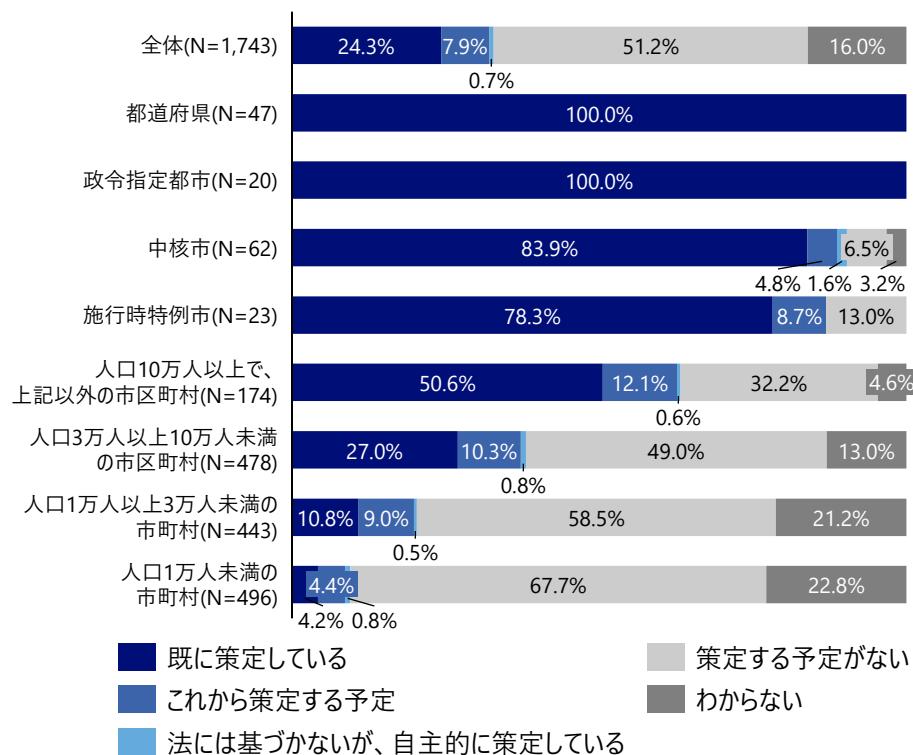
[n=322]

## (2) 地域気候変動適応計画策定状況

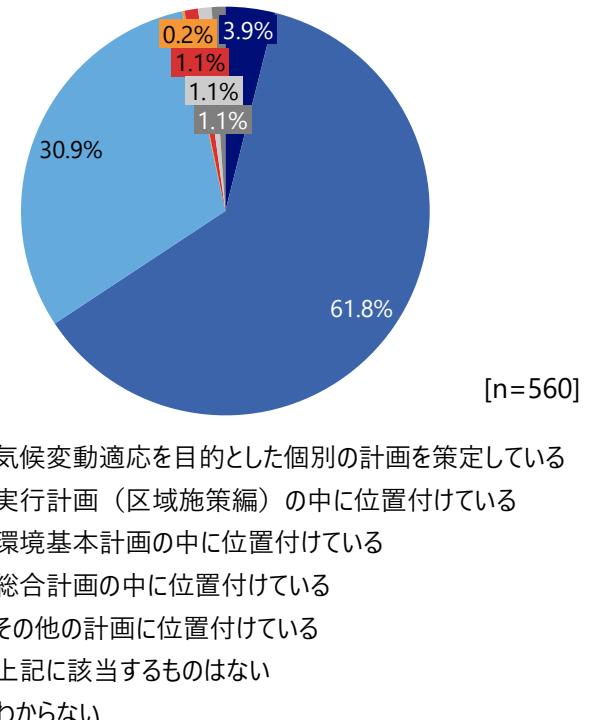
## 地域気候変動適応計画策定状況 【Q3-2(2)①, Q3-2(2)④】

- 地域気候変動適応計画策定状況を地方公共団体の区別別に見ると、都道府県・政令指定都市においては100%の団体が「既に策定している」と回答している。一方、人口10万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」と回答した団体が5割～7割程度を占める。
- 地域気候変動適応計画を策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「実行計画（区域施策編）の中に位置付けている」が61.8%（346/560団体）と最多である。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も30.9%（173/560団体）存在する。

## 地域気候変動適応計画策定状況【Q3-2(2)①】



## 地域気候変動適応計画の位置付け【Q3-2(2)④】

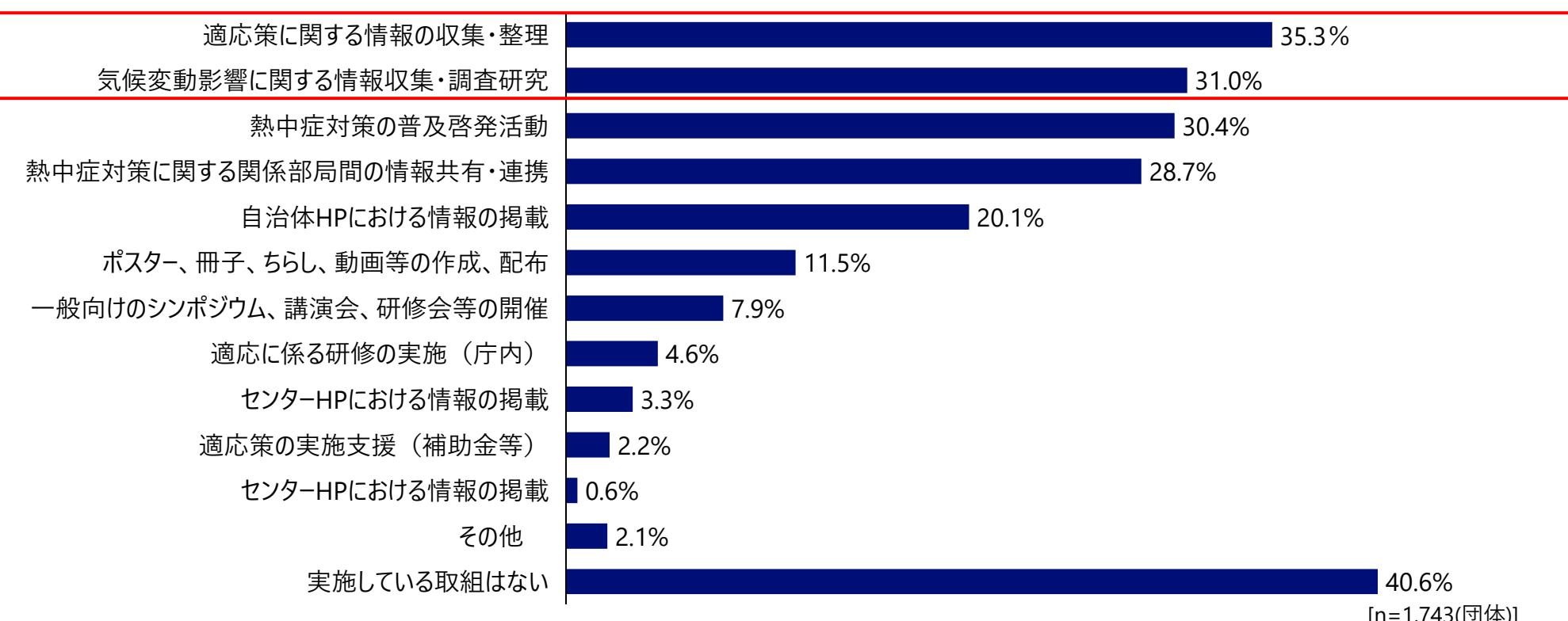


## (3) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

## 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容 【Q3-2(4)】

- 都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」が35.3%（615/1,743団体）と最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」が31.0%（541/1,743団体）と続く。「実施している取組はない」団体は40.6%（707/1,743団体）となっている。

## 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容（複数選択可）



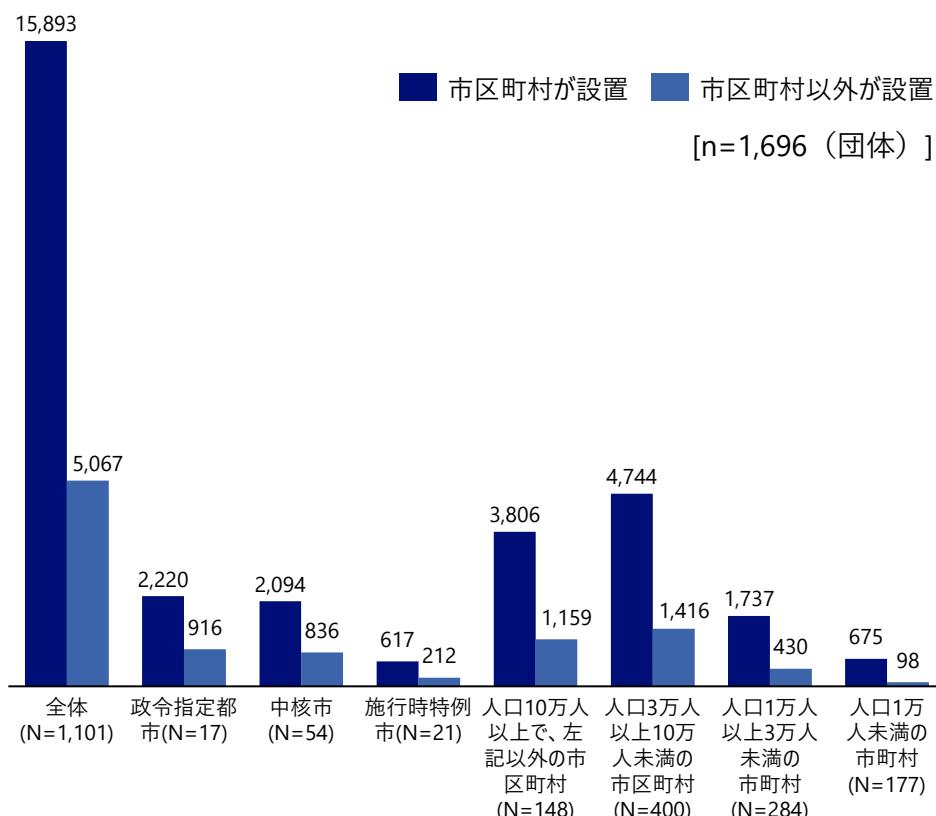
### (3) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

#### Q3-2(7)①：指定暑熱避難施設の指定施設数

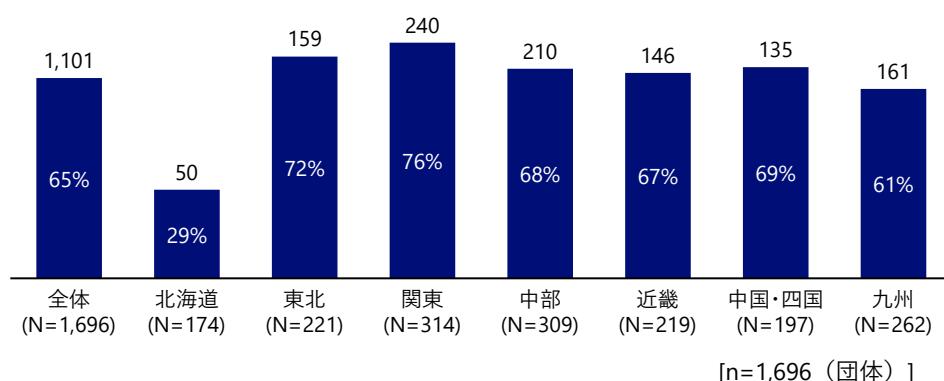
#### Q3-2(7)②：熱中症対策普及団体の指定団体数

- 指定暑熱避難施設の指定施設を設置していると回答した市区町村は1,101団体であった。
- 市区町村が設置した指定暑熱避難施設は15,893施設、市区町村以外が設置した指定暑熱避難施設は5,067施設であった。
- 热中症対策普及団体を指定している市区町村は3団体であり、指定団体数は16団体であった。

指定暑熱避難施設の指定施設数 (グラフ内N数は指定暑熱避難施設指定済の団体数)



指定暑熱避難施設指定済の地域別市区町村数



指定暑熱避難施設の地域別指定施設数

